

史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業

や たて やま こ ふん ぐん
矢立山古墳群保存整備事業報告書

2015

対馬市教育委員会

史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業

や たて やま こ ふん ぐん
矢立山古墳群保存整備事業報告書

2015

対馬市教育委員会



写真1 地蔵壇と矢立山古墳群（南東から）（平成27年7月15日撮影）



写真2 金田山遠景（北西／矢立山古墳群上空から）（平成27年7月15日撮影）



写真3 矢立山古墳群遠景（整備前／小茂田浜を望む／東から）（平成19年3月8日撮影）



写真4 矢立山古墳群遠景（整備後／小茂田浜を望む／東から）（平成27年7月15日撮影）



写真5 矢立山古墳群航空写真（平成27年7月15日撮影）



写真6 地藏壇遠景（東から）（平成27年3月23日撮影）



写真7 矢立山古墳群近景（北東から）（平成27年3月23日撮影）

序 文

対馬は海上交通の要衝であり、有形無形の事象が絶えず行き交ってきた島です。大陸と日本列島とを行き来する文化の潮流を、各地に残る縄文時代以降の多くの遺跡から伺うことができます。地理的な要因で歴史的な遺産を豊かに残すこの地を代表する史跡の一つが、本誌で整備成果をご報告する矢立山古墳群です。

この貴重な古墳群が最初に学術調査されたのは戦後まもない昭和23（1948）年でした。東亜考古学会が敢行した対馬の全島調査の中で明らかにされた古墳の様子は全国に伝えられ、終末期の円墳として広く知られるようになりました。それまで『狭穂姫』が眠る墓として言い伝えられていた神妙な塚が、初めて『古墳』として考古学的な評価を得たのです。

しかし、その全貌解明は厳原町と福岡大学とによる発掘調査を待たねばなりませんでした。

平成12（2000）年の調査で解明されたその姿は、これまでの認知を覆す大きな発見であり、対馬に暮らす我々の、郷土における文化遺産に対する目を見開かせる衝撃的なものでした。近隣の壱岐や九州はもとより、全国的にも重要な評価と位置づけがされるようになったこの矢立山古墳群が、調査の成果を元にした整備工事によって修理と保存の工事を終え、立派に復元されました。

文化財とそれを取りまく自然資源が一体となった歴史的風土・景観は、その文化財の立地した背景や変遷を知る貴重な手掛かりとなるものであり、地域社会と一体として捉えるべき性格のものであります。私たちはこの文化財を永く子や孫、後世に引き継いでいく責任を負っています。郷土を知り、深く親愛の情を抱き、誇りの育成に繋がる貴重な財産として、守り伝えていく所存です。

整備に当たり、長年のご支援とご協力をいただいた市民の皆様、適切な指導をいただいた委員の皆様、助言をいただいた文化庁、県教育委員会の皆様に心よりお礼申し上げます。

今後はこの矢立山古墳群を内外に広く周知し、保存と活用の側面から、教育、学習、観光など多面で生かしていきたいと考えております。

平成27年9月30日

対馬市教育委員会
教育長 梅野 正博

例 言

- 1 本書は国宝重要文化財等保存整備事業補助金を受けて平成12年度から平成28年度まで実施した、史跡矢立山古墳群の保存整備事業に係る報告書である。
- 2 本書は対馬市教育委員会文化財課 尾上博一が執筆、編集した。
- 3 事業は厳原町教育委員会及び対馬市教育委員会が主管した。
- 4 工事の設計図面は設計監理を委託した株式会社空間文化開発機構が作成し、担当した厳原町及び対馬市の建設課が更正した。
- 5 掲載した写真は尾上と各工事請負業者が撮影した。航空写真は株式会社埋蔵文化財サポートシステムに委託して撮影した。
- 6 本書関係の図面及び写真は対馬市教育委員会文化財課が保存し管理している。
- 7 調査と整備に携わった小磯嘉文、井田喜啓の両名に衷心より感謝と哀悼の意を表す。

凡 例

- 1 挿図の方位は国土調査法による第Ⅰ座標系を基準とした。磁針方位は約 $6^{\circ}40'$ 西偏する。
- 2 図1は国土地理院平成18年4月1日発行1/3,000,000「日本とその周辺」、国土地理院昭和60年10月30日発行1/50,000地形図「厳原」、国土地理院平成18年10月1日発行1/25,000地形図「小茂田」を使用して作成した。
- 3 図22～59の縮尺は任意である。
- 4 写真図版の縮尺は任意・不統一である。

本文目次

矢立山古墳群の調査・整備を回顧して……………	1	第4章 保存と活用	
第1章 矢立山古墳群の概要		第1節 保存 ……………	121
第1節 地理的環境……………	5	第1項 法的措置 ……………	121
第2節 歴史的環境……………	5	第2項 行政的措置 ……………	121
第3節 矢立山古墳群……………	7	第3項 技術的措置 ……………	121
第1項 研究史……………	7	第2節 活用 ……………	122
第2項 史跡指定……………	9	第1項 公開 ……………	122
第2章 事業解説		第2項 諸施設の設置 ……………	122
第1節 事業の契機と経緯……………	11	第3項 立案・宣伝 ……………	122
第2節 調査概要……………	15	第4項 運営 ……………	122
第3節 整備経緯……………	18	第3節 要件 ……………	123
第3章 整備内容		第5章 まとめ	
第1節 整備計画……………	19	第1節 成果と課題 ……………	124
第1項 方向性……………	19	第1項 成果 ……………	124
第2項 基本計画……………	21	第2項 課題 ……………	124
第3項 年次計画……………	28	第2節 条件 ……………	125
第2節 事業組織……………	34	第3節 展望 ……………	127
第1項 事業関係者……………	34		
第2項 整備委員会……………	36		
第3節 各古墳と周辺環境の整備……………	51		
第1項 1号墳……………	51		
第2項 2号墳……………	63		
第3項 3号墳……………	69		
第4項 4号墳……………	69		
第5項 周辺環境……………	69		
第6項 整備に伴う必要事項……………	70		
第7項 遺物保存処理……………	79		

図 版 目 次

図 1	矢立山古墳群位置図……………6	図32	平成19年度工事移設・撤去図……………91
図 2	『津島紀事』 「卷之九下縣郡記佐須郷下原村山川」…8	図33	平成19年度工事詳細図……………92
図 3	下原字矢立字図……………8	図34	平成20年度工事全体施工箇所図……………93
図 4	昭和51年4月27日測量 矢立山古墳群求積図……………9	図35	平成20年度工事施工箇所図……………94
図 5	矢立山古墳群指定範囲及び 所有者区分図……………10	図36	平成20年度工事墳丘断面位置図……………95
図 6	矢立山古墳群周辺用地平面図……………13	図37	平成20年度工事横断面図①……………96
図 7	1号墳墳丘平面形復元図……………15	図38	平成20年度工事横断面図②……………97
図 8	2号墳墳丘平面形復元図……………16	図39	平成20年度工事横断面図③・縦断面図……………98
図 9	3号墳墳丘平面形復元図……………16	図40	平成20年度工事石室保護フェンス 配置図……………99
図10	矢立山古墳群保存整備基本計画掲載 整備計画平面図……………29	図41	平成20年度工事石室保護フェンス 詳細図 ……………100
図11	矢立山古墳群整備全体鳥瞰図……………33	図42	平成20年度工事詳細図 ……………101
図12	1号墳遺構平面実測図……………53	図43	平成21年度工事施工箇所図 ……………102
図13	1号墳整備完了状況平面実測図……………59	図44	平成21年度工事詳細図 ……………103
図14	1号墳整備完了状況立面実測図……………61	図45	平成22年度工事施工箇所図 ……………104
図15	矢立山古墳群指定地購入予定地丈量図…67	図46	平成22年度工事詳細図 ……………105
図16	矢立山古墳群踏査平面図……………72	図47	平成24年度工事施工箇所図 ……………106
図17	矢立山古墳群踏査平面図詳細……………73	図48	平成24年度工事詳細図 ……………107
図18	推定地質断面図 (A-A) ……………74	図49	平成25年度工事施工箇所図 ……………108
図19	推定地質断面図 (B-B) ……………75	図50	平成25年度工事平面図 ……………109
図20	踏査まとめ……………76	図51	平成25年度工事断面図① ……………110
図21	追加指定地・一部解除地範囲図……………78	図52	平成25年度工事断面図② ……………111
図22	平成13年度工事平面図……………81	図53	平成25年度工事詳細図① ……………112
図23	平成14年度工事施工箇所図……………82	図54	平成25年度工事詳細図② ……………113
図24	平成14年度工事除根箇所図……………83	図55	平成25年度工事詳細図③ ……………114
図25	平成14年度工事天井石基礎石詳細図…84	図56	平成26年度工事施工箇所図 ……………115
図26	平成18年度工事施工箇所図……………85	図57	平成26年度工事詳細図 ……………116
図27	平成18年度工事詳細図……………86	図58	平成26年度工事土舗装展開図 ……………117
図28	平成18年度工事断面図……………87	図59	平成26年度工事石積み展開図 ……………118
図29	平成18年度工事詳細図②……………88	図60	2号墳石室修理工設定石材番号図 ……119
図30	平成19年度工事施工箇所図……………89	図61	平成13年度調査時トレンチ配置図 ……120
図31	平成19年度工事石室補修箇所図……………90		

表 目 次

表 1	事業補助金名称一覧	12
表 2	事業費一覧	12
表 3	平成18年度第 2 回矢立山古墳群保存整備委員会提示事業年次計画	31
表 4	年度別実施事業概要一覧	80

写 真 目 次

(題は一部省略している)		
写真 1	地蔵壇と矢立山古墳群	写真173～178 平成20年度整備委員会
写真 2	金田山遠景	写真179～199 平成20年度 2 号墳整備工事
写真 3	矢立山古墳群遠景	写真200～205 平成20年度 2 号墳集石調査
写真 4	矢立山古墳群遠景	写真206～209 平成21年度整備委員会
写真 5	矢立山古墳群航空写真	写真210～214 平成21年度学習施設工
写真 6	地蔵壇遠景	写真215～223 墳丘舗装材試験片作成
写真 7	矢立山古墳群近景	写真224～242 平成22年度整備工事
写真 8	矢立山古墳群発掘調査概報(1)	写真243～246 平成23年度整備委員会
写真 9	矢立山古墳群発掘調査概報(2)	写真247～254 平成24年度整備委員会
写真10	矢立山古墳群発掘調査報告書	写真255～265 平成24年度 1 号墳確認調査
写真11	1 号墳検出遺構オルソ画像	写真266～282 平成24年度整備工事
写真12	1 号墳整備後遺構オルソ画像	写真283～287 平成25年度整備委員会
写真13	矢立山古墳群周辺地形	写真288～372 平成25年度 1 号墳整備作業
写真14	1 号墳整備前状況	写真373～412 平成25年度整備工事
写真15	2 号墳整備前状況	写真413～420 平成26年度整備委員会
写真16	3 号墳整備前状況	写真421～438 平成26年度整備工事
写真17～18	1 号墳調査前状況	写真439～443 平成26年度工事完了状況
写真19～21	2 号墳調査前状況	写真444 1 号墳整備完了状況
写真22～23	2 号墳石室	写真445 1 号墳整備完了状況と金田山
写真24	平成12年度調査時	写真446 2 号墳整備完了状況と金田山
写真25～31	平成13年度調査時	写真447 3 号墳整備完了状況と金田山
写真32～34	平成15年度第 3 回整備委員会	写真448 矢立山古墳群整備完了状況
写真35～36	平成18年度遺構整備工	写真449 平成13年度調査参加者
写真37～39	平成18年度基盤整備工	
写真40～49	平成19年度整備委員会	
写真50～169	平成19年度 2 号墳石室修理工	
写真170～172	平成19年度園路工	

矢立山古墳群の調査・整備を回顧して

小 田 富士雄

ようやく念願してきた矢立山古墳群の整備終了を迎えるに至った現在、調査段階からかかわってきた重責を果たしたという解放感と、考古学的研究成果を忠実に整備内容に伝えられたであろうかという反省感の狭間にある。

矢立山古墳群（1・2号）の最初の発掘調査は1948（昭和23）年9月、東亜考古学会によって実施された。報告書に収録されている日誌（附録第一「対馬調査紀行」）によれば、3名（松田一政・樋口隆康・岡崎敬）による正味3日間ほどの調査で、2古墳の地形測量から2石室の発掘・実測までの作業を果たすという超人的活動内容は、只もう脱帽あるのみ。しかし当時の学会の常識では、方形墳などが列島のはずれに当たる孤島に存在するなど考えられてなかった。また当時の調査の目的は、はじめて全島にわたる考古学的事実を把握するためのゼネラル・サーベイにあったから、1遺跡に多くの日時を費すことはできなかったのである。報告書によれば、古墳の外形は前方後円墳と円墳に終始している。

巖原町教委と福岡大学考古学研究室による発掘調査の契機となったのは、1997（平成9）年11月、考古学研究室の学生たちと対馬を巡回した折であった。遇々対馬歴史民俗資料館で同館の小松勝助氏から、矢立山古墳の石室壁が張り出して変形しつつあることについて対策の所見を求められた。私はもう20年以上もこの古墳群を訪ねてなかったもので、車を手配していただき現地を訪ねることとなった。石室のゆるみが、その周辺に根を張る樹木の成長によることは一目瞭然であったが、1号墳の墳頂に上って周囲を見渡してみると、2段目、3段目の縁石列が露出していて、しかも直線的に延びている状況が看取されたのであった。近年の終末期古墳の研究成果に照らしても、これが方形壇を形成する積石塚であろうことを直感した。対馬における方形積石塚は初見であり、また九州地方の古墳文化研究上からも、7世紀代の東アジア情勢に占める対馬の史的立場からも再調査と整備の必要性が痛感された。私は当時長崎県文化財審議会委員でもあったので、長崎県教委や地元巖原町教委にもまず調査記録を作成する作業と、それに基づく整備の必要性を説明した。1・2号墳とも東亜考古学会の成果に拠って国史跡となっていたので、巖原町教委を通じて文化庁本中眞調査官のもとに伝達された。やがて整備を前提とした調査が認められ、調査費の国庫補助支出を受け、町と福岡大学の共同調査が実現した。福岡大学からは考古学実習費を支出して大学院・学部の考古学専攻学生を参加させた。現地調査には私と武末純一教授・尾上博一（巖原町教委）のほか、宇野慎敏（北九州市）・蔵富士寛（福岡市）・洪潛植（釜山市）・曹永鉉（啓明大学校）らの調査協力と参加があった。

発掘調査は2001・2002両年にわたり各々1か月間実施した。当初は2号墳の東隣接地は雑木林であったが、1年次の発掘中に私がこの林に入り3号墳の石室天井石列が露出している状況を確認した。そして隙間から内部をのぞいてみて、天井近くまで土砂が充満している状況から内部は未掘であると判断された。対馬の古墳では未掘状態で現存しているケースは極めて珍しい。雑木林を伐採した以上、3号墳は衆目にさらされ、盗掘の危機は避けられなくなった。その貴重さからしても稀有の学術調査に供したいという思いは関係者一同一致するところであった。協議の上、2年次の調査に組み入れる

こととなったのである。しかも積石塚としての外観が築造時の状態を、石室横口部から前方にわたって旧状のまま現存しているところから、これを保存することとして、発掘調査は露出している天井石を除去して石室内だけに限ることとした。両年度とも大学の授業が終わる年度末に調査を設定したため、季節的にも最も寒い時期に当たり、寒暖を繰り返す毎日のなかで続けられた。大隈山の南端近くの中腹部に位置し、眼下に望める佐須川は西流して小茂田浜に至る。浜から川を遡上して遺跡に吹き上げてくる風は冷たく、粉雪が舞いやがて曇りに変わる日もあった。このような時節に1ヶ月にもわたって“同じ釜の飯を喰う”毎日を経験した学生たちのなかに同学年から、やがては先輩後輩間まで一種の共同連帯感が生まれてくるまでになってきたことは、予期せぬ教育的効果でもあった。

一方、対州層群と言われている砂岩と泥岩の互層が斜立並列する遺跡地区は、大隈山の南向き中腹斜面を整地して墳墓領域の平坦面を造成し、西から東に1・2・3号墓を設営している。その築造年もこの順を追いながら規模も次第に小さくなっていく。風水説に従えば、吉地を相する基本に山・水・方位を重視し、東・西・南・北に青龍・白虎・朱雀・玄武の四神を当てる。そして背後（北面）に山を負い、左右（東と西）に山を配し、前方（南面）に屹立する山とその麓に流水を望む”蔵風得水”の地を言う。このような風水の適地に墓所を定めるときは、龍神の宿る山頂から派生する地脈（龍脈）の盛りあがる場所が選ばれるが、やがては子孫繁栄に繋がると考えられた。矢立山1・2・3号墳は、それぞれ岩脈の隆起した場所を選んで、この部分を掘削して墓室を定め構築されている。まさに風水説に叶う選定法であることが知られるのである。

各古墳の築成時期や追葬の有無を検討するには石室の構造・遺物の年代などの検討に拠らねばならない。調査中の毎夜のミーティング、更に研究室に帰省してからの検討会などを重ねて報告書の分担執筆にとりかかり、2年次の調査が終わってから、同年12月末にはA4版の充実した調査報告書を刊行した。当初の計画では翌2017（平成15）年度であったが、調査終了後ただちに報告書作成作業にとりかかったのは、調査にかかわった大学院生たちの卒業年次とのかかわりを考慮したからであった。大学で発掘調査を実施する場合には、2年以内くらいで報告書作成を完了しておかねば以後にずれ込んでしまうと難行することを経験しているからである。勿論、大学院前期課程から後期課程まで継続する学生もあるが、現実には前期で終了するケースが多い。大学で発掘調査を実施する場合の宿命とも言える実情である。

報告書発刊を1年前倒したことで、2018年以降に予定されていた遺跡整備事業にとりかかるには少なくとも2017年度が空白となってしまう。行政上の事業では空白を置かず継続させることが予算計上の有利であるとする常識的判断から、私は2017年度は巖原町教委の方で整備委員会の予備段階と位置づけ、出席旅費程度の予算を組んで整備委員会に継続させる方式を提案していた。隅々、金田城跡整備関係で来町された本中調査官と金田城現地で交流の機会が得られた。山腹斜面を選んで設けられた矢立山古墳の立地について考古学からの所見を質された。私は上述したような風水説に拠る選地説明をしたところであった。古代庭園の研究者でもある調査官には風水思想とかかわるところも少なくないであろうと拝察した。また1号墳に見られる方形壇積石塚は畿内においても7世紀代に見られる最新の墳墓形式であり、これが対馬に採用された背景には、7世紀代の緊張した東アジア情勢とそれに対処して大和王権が最前線基地としての対馬に積極的にかかわってきた歴史があること。九州地方でもほとんど見られない墳墓形態であることなど、この墳墓の持つ重要性について具申し、併せ

て上述したような整備を急いでほしい希望も述べておいた。調査官にはこれらのことを了解していただき、ただちに整備計画にとりかかる意向を示され、関係委員も直接必要な最小限の少人数にして、2か年くらいで整備案をまとめたのち整備実施に移行できないかという要望も示された。かくして整備事業が発足することとなった次第である。これまでこの種の整備は調査終了からかなりの時間を経てとりかかっているのが一般的であったから、私自身このような稀有の遺跡調査にかかわったこと自体、学者冥利につきることとと思ってきた。まして生きているうちにその整備まで見とどけられることになろうとは予想だにしていなかった。調査官の配慮に感謝申しあげるとともに生前最後のご奉公になるかもしれないと思い、その完成を期することとなった。

かくして現在に至る古墳群整備事業が出発し、適正メンバーによる委員会と教育委員会や設計会社などによる協議と実施検討を重ねて、当初の予定より遅延したものの完成に到達することができた。この間行政側の財政緊迫や、2004（平成16）年全島対馬市一市となる行政変更なども経験しながらも、ほぼ予定を完了できたことは喜びにたえない。私は調査報告書作成段階で「矢立山古墳群整備のために」という副題をつけた結語を執筆しておいた。古墳群の編年的位置・選地背景・歴史的視点の項を立てて、学術的重要性・古墳群の見どころを要約して整備時に取り入れてほしいところを要望したところであった。当時は整備公開はおそらく私の生前には実現しないであろうと予測した上からの老婆心とも言うべきところであった。それゆえに今般整備完了を見とどけることができたことに、無上の喜びと感謝の念を禁じえないのである。

遺跡の整備事業というものは学術的重要性を見学者に知っていただけるような工夫が第一であろうが、そのための方法（活用）が必要であり、また将来に遺跡を保存していく対策も欠かせない。これらのことは、整備作業中にも配慮はされてきているものの、公開以後見学者からの感想や要望を受けながら研究していくことが望まれる。整備の完了は活用の始まりである。対馬の誇るべき第1級の文化財であるこの古墳群遺産を、如何に他地域に、また後世に伝えていくかは、直接的には地元対馬市の方々の保護活動が不可欠である。そしてそのための啓蒙育成は市教育委員会のこれからの活動に期待されるところが大きい。

整備事業の経緯はこのたびまとめられた整備報告書につくされている。将来、修復や整備の基本的理念などに立ちかえる必要が生じたときには、整備報告書がその原典となるであろう。その上に更に世の変遷とともに生まれる新しい要望を加えていく工夫が待たれるところであり、“古き革袋に新しい酒を盛る”との諺が現実性を持って次世代へと継承されるであろう。関係諸方面への感謝をこめつつ整備事業の完成を喜びたい。

（2014・11・12稿了）

第1章 矢立山古墳群の概要

第1節 地理的環境

矢立山古墳群は対馬の南部西岸にある。行政上は対馬市巖原町下原字矢立5番ほかに所在する。対馬は九州の北約130kmの位置にあり、西岸に対馬海峡西水道を挟んで朝鮮半島を望む。東岸には対馬海峡東水道に壱岐を望み、その先に博多、呼子など九州北部が見える。また日本海と東シナ海の境界に当たり、九州北部において国境を構成する島である。平成16年3月に上対馬町・上県町・峰町・豊玉町・美津島町・巖原町の6町が合併し、対馬市となった。

対馬から朝鮮半島南部の釜山までの最短距離は49.5kmだが、矢立山古墳群がある巖原町の佐須地区からは巨濟島まで約50km、釜山までは約80kmである。なお西南方向へ約200kmには韓国最南端の島である済州島がある。

南北約82km、東西約18kmの対馬において、陸地708.63km²の80%以上が山林である。この山林が島の中央に分水界を作るが、やや東に片寄るため島西部は地形が緩やかで、比較的大きな河川も西側に集中する。西に開くリアス式海岸の浅茅湾を境に、島は大きく南北に分れ、北を上島、南を下島と呼ぶことがある。矢立山古墳群は下島西海岸の佐須地区にある。佐須とは下原を含む小茂田、樫根、椎根など各地区の総称である。ここ佐須を西流する佐須川は舞石壇の北麓に端を発し、下原を抜けて小茂田の浜に注ぐ。矢立山古墳群はこの佐須川を眼下に望み、南には佐須川を越えて金田山、黒岳に向かう。背後には大隈山が聳え、ここから派生した地蔵壇と呼ばれる丘陵上に狭隘な平地が広がる。東には佐須川の沖積平野が開け、西には小茂田の平野が開ける。古墳が造営されたのはこうした河川と山林、平野を東西南北に控える地である。

島の母岩は大半が古第3紀から新第3紀中新世前期に生成された「対州層群」と呼ばれる海成層の堆積岩で、各地にその露頭が見られる。層序は火山砕屑岩層及び砂岩・泥岩互層によって上、中、下部層に3区分される。下島は上島の南部とともに大部分に下部層が分布し、砂岩、砂岩・泥岩互層が比較的良く発達する。対州層群を構成する砂岩や泥岩、頁岩は風化作用に弱く、節理に沿って容易く板状に剥離し、崩壊しやすい。古墳が立地する地蔵壇一帯もこの対州層群から成る。母体となる堆積岩がほぼ全面で露出し、泥土の堆積は少なく、薄い。表土は岩盤風化土と岩盤細碎石からなり、礫の含有が少ない赤土は1号墳の西から南にかけての縁辺部しかない。

第2節 歴史的環境

小茂田（佐須浦）は元寇上陸の地として有名である。また佐須は『日本書紀』天武天皇3年（674）3月条にみえる銀山の比定地で、樫根には式内社の銀山神社がある。銀山については『三代実録』貞観7年（865）、『続日本紀』大宝元年（701）3月21日条、『対馬国貢銀記』に関係の記述がある。

周辺に数カ所の埋蔵文化財包蔵地が登録されている。明確な遺構は確認されていないが、小茂田浜に縄文時代、弥生時代、古墳時代の遺物が採取された小茂田遺跡がある。また樫根字経塚に下原遺跡、同じく樫根の字ヒロスダンに経塚遺跡がある。下原遺跡は縄文から古墳までの遺物が採取されており、経塚遺跡では焦土と炭化物が採取され、遺物包含地として登録されている。

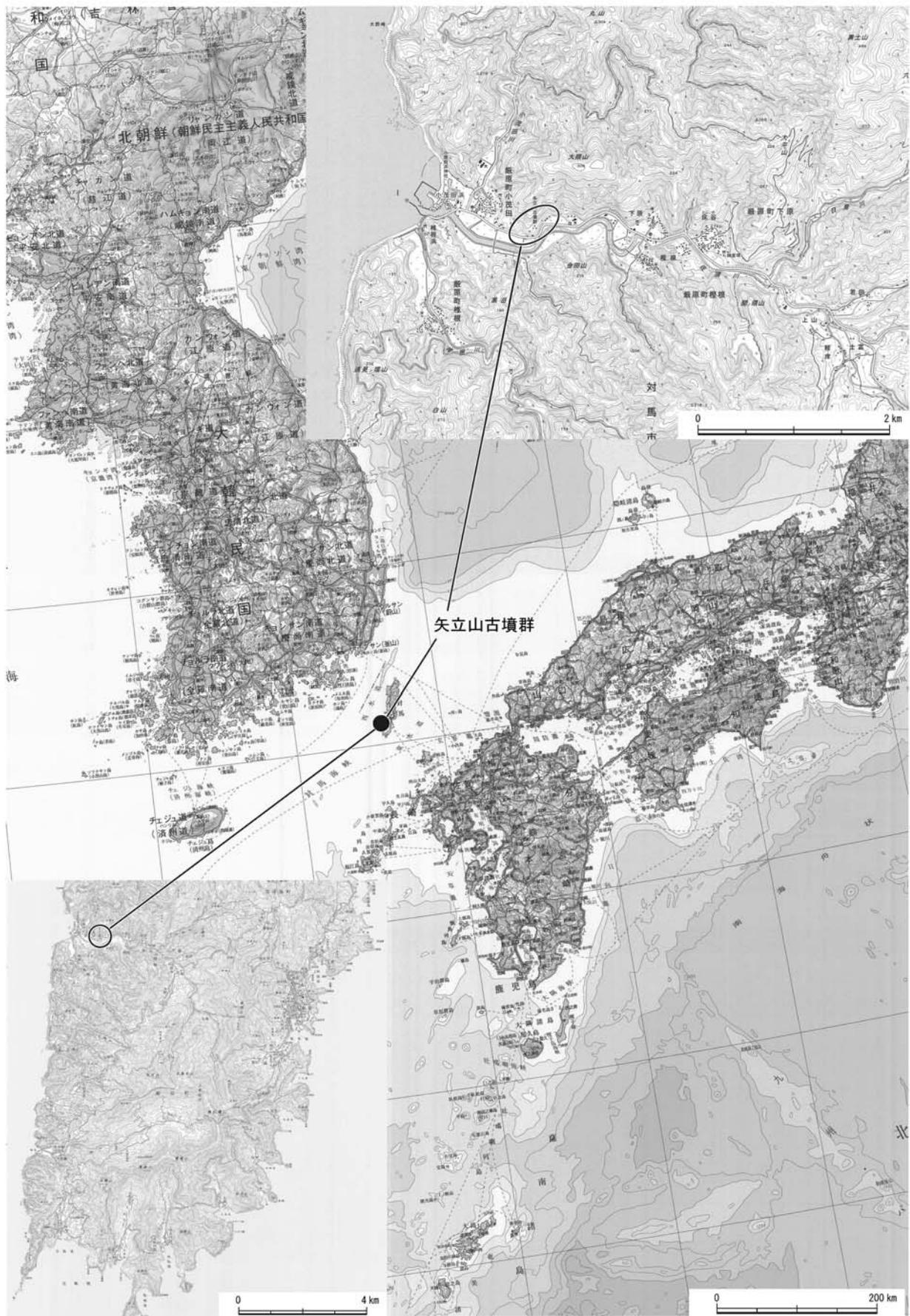


図1 矢立山古墳群位置図 (縮尺任意)

第3節 矢立山古墳群

第1項 研究史

昭和20（1945）年に第2次世界大戦で日本が敗戦すると、その調査や測量に対して地勢的観点から厳しい制限があった対馬でも、考古学の調査と研究が進められるようになった。昭和23（1948）年に京都大学文学部教授の梅原末治を隊長として、東亜考古学会が遺跡の悉皆調査を実施し、初めて島内全域に所在する各時代の遺跡の全容が明らかになった。その成果は『対馬 玄海における絶島 対馬の考古学的調査』として昭和28年に発表され、考古学研究上重要な基礎資料となった^{註2}。

矢立山古墳群が発掘調査されたのは悉皆調査初年度の昭和23年で、以後、東亜考古学会の報告通り横穴式石室を持つ円墳と認識されてきた。当時既に1号墳、2号墳ともに開口し、盗掘されており、中でも2号墳は墳丘の大半と天井石のほぼすべてを失い、「T」字形を呈する石室内部がむき出しになっていた。1号墳から金銅装太刀の鞘口と柄本、木棺釘、2号墳からは須恵器長頸壺、刀片、銅鏡などが出土したことが報告されている^{註3}。

矢立山古墳群の文字記録で現在確認された最も古いものは、平山東山が編纂した『津島紀事』における記述である。文化6（1809）年12月に編まれた本書中、「卷之九 下縣郡記 佐須郷 下原村 山川」の項に書かれている^{註4}。

これを参照したものであろうか、昭和3（1928）年7月刊行の『對馬島誌』にも第1編及び第2編で「矢干山の岩屋」と称して、触れられている^{註5註6註7}。佐須村に伝えられるところによると、「矢干山の岩屋」は「佐須村下原の小茂田境の路の上に」あって、「元矢立」と言い、狭穂姫という人物が隠棲していたところだという。一方で考古学者によれば古墳が発掘された跡だとされている、とも記している。すると東亜考古学会が調査する20年ほど前には既に古墳という知見が共有されていたことになる。同時に「東方十數間を隔て殆ど同形の小丘あり未だ發掘せられざるが是亦古墳ならん」とあることから、2号墳の存在も知られていたことが分かる。第2編には1号墳について、「入口の廣さ四尺高さ四五尺入口より奥まで九尺石を積みて壁となし大なる平石二枚を以て屋根となす」と、規模や形状についても詳しく言及されている。なお、記述から当時、矢立山には「干」の時を使っていたことも読み取れる。参考までに『増訂 對馬島誌』「第二編」から該当箇所を引用する^{註8}。

矢干山の岩屋（やたてやまと讀む）下原の小茂田境近く道路の直ぐ上に在り。元矢干と云ふ。山腹の畑中に小丘二あり西方の丘の側面に南向きにて入口の廣さ四尺高さ四五尺入口より奥まで九尺石を積みて壁となし大なる平石二枚を以て屋根となす。傳へ云昔 垂仁天皇の皇后、狭穂姫、兄狭穂彦の反に與かり遁れて此地に來り隠れ玉ひし處なり、後久根なる矢干山に入り給ひしを以て此處を元矢立又は矢干の元山と云ふと。

附言 按に古墳なるべし。地形より考ふるに南方下の土を掘取り石槨の一方露はれたるを以て其の一方を除きて槨内の物を取去りしに非ずや考古學者の説概ね然り。然れども此處を矢干の元山と稱へ古來靈山と稱する矢干山に關係ある傳説は、必らず由て來る所非ざる可からず後考を待つ。

又云 十數間を隔てたる東方の小丘にも石室あり前者より稍狭し之を發掘せば研究資料を得んか。

山川

南有大塚大細言所養之犬三日積肉成云
 日見山 古語水蔚然流於此山不決日景故
 曰日不見阿彌日見山誤也東北往須藤者
 出此山而始見日光之地謂之明垣守可利
 而來于下原者得見金鳥之是謂之日見
 千代洲如與我 在下原小谷田之交潭上五日
 千代洲相傳獲穗姬於下原者千代者姬一
 日達然曉途去終不知其所往得女胸脯如

神社

磐石神社 所祭之神一座磐石神管轄佐須
 磐御子神社有神田稻之歌子
 秋葉權現社 祭神未詳秋葉邊江川同智那
 有秋葉山觀音大士天之降會寺合殿祭天
 滿宮
 山祇社 所祭之神一座大山祇山臥千膳坊

图2 『津島紀事』「卷之九 下縣郡記 佐須郷 下原村 山川」

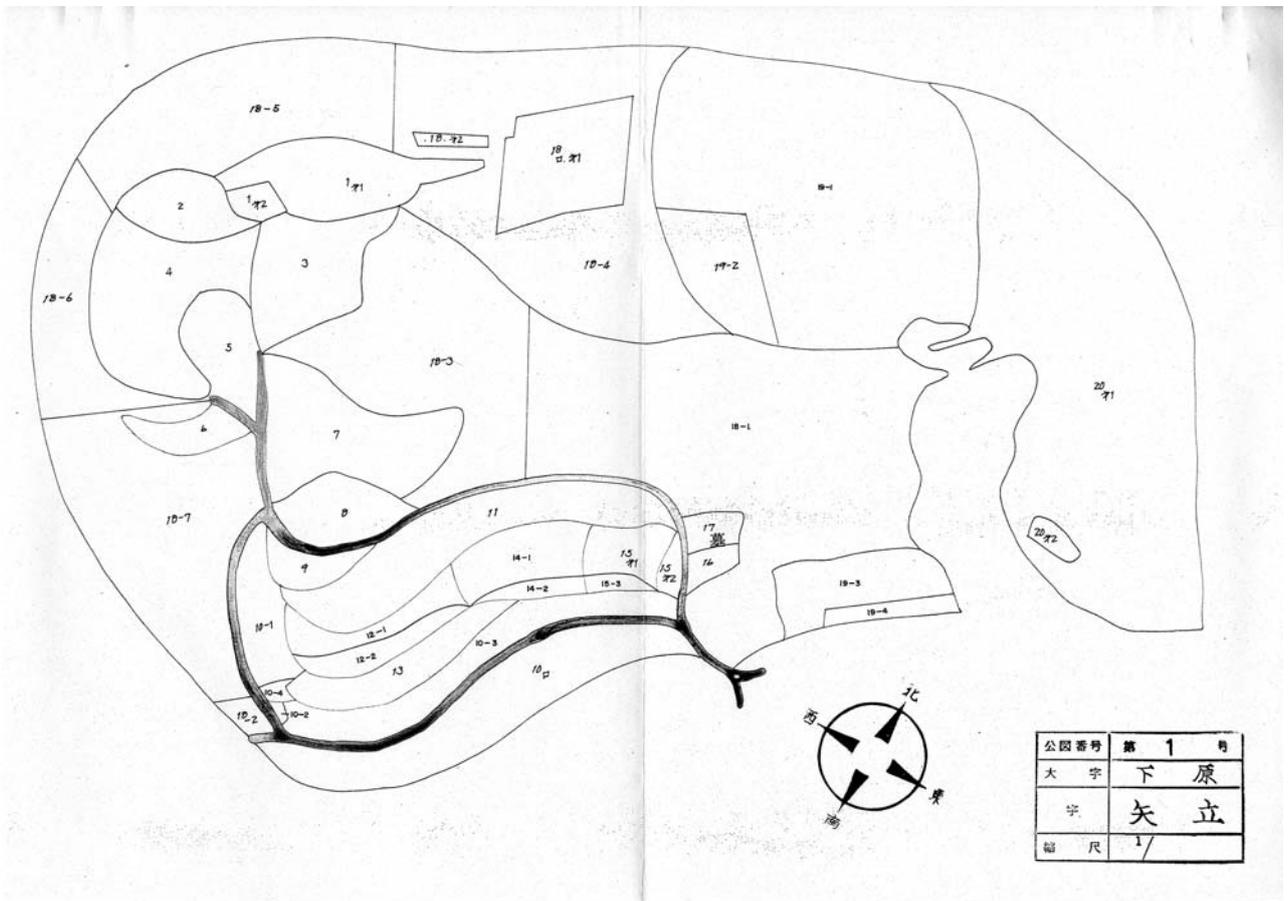


图3 下原字矢立字図

第2項 史跡指定

昭和51年4月28日付けで巖原町は1号墳と2号墳の史跡指定を申請した。名称は「矢立山古墳」で、所在は1号墳と2号墳に該当する巖原町大字下原字矢立5番と18番の3である。指定対象面積は1号墳が346㎡、2号墳が428㎡で、民有地2名分の計774㎡であった。

申請後、文部省告示第182号で史跡の指定を受け、昭和51年12月27日付け庁保記第9の65号で文化庁次長から史跡の指定について通知された。通知文書には説明として、2号墳に「平面T字形を呈する極めて特異な横穴式石室が設けられている」ことと、「対馬における数少ない横穴式石室であるばかりでなく、7世紀代に属する古墳として対馬の位置を考える上で欠くことのできないものである」ことが記されている。

なお、申請に際して土地所有者2名から1号墳、2号墳が史跡の指定を受けることだけでなく、巖原町が管理団体に指定されることについても同意を得ているが、平成12年に史跡の指定内容の照会と確認作業を文化庁が長崎県教育委員会を通じて行う中で、巖原町が「矢立山古墳」の管理団体として登録されていないことが明らかになった。巖原町教育委員会は、土地所有者から管理団体指定の同意書を得ており、史跡の指定と同時に申請していたと思われると説明し、同意書の写しを送付したが、結果として巖原町は「矢立山古墳」の管理団体に認められなかった。

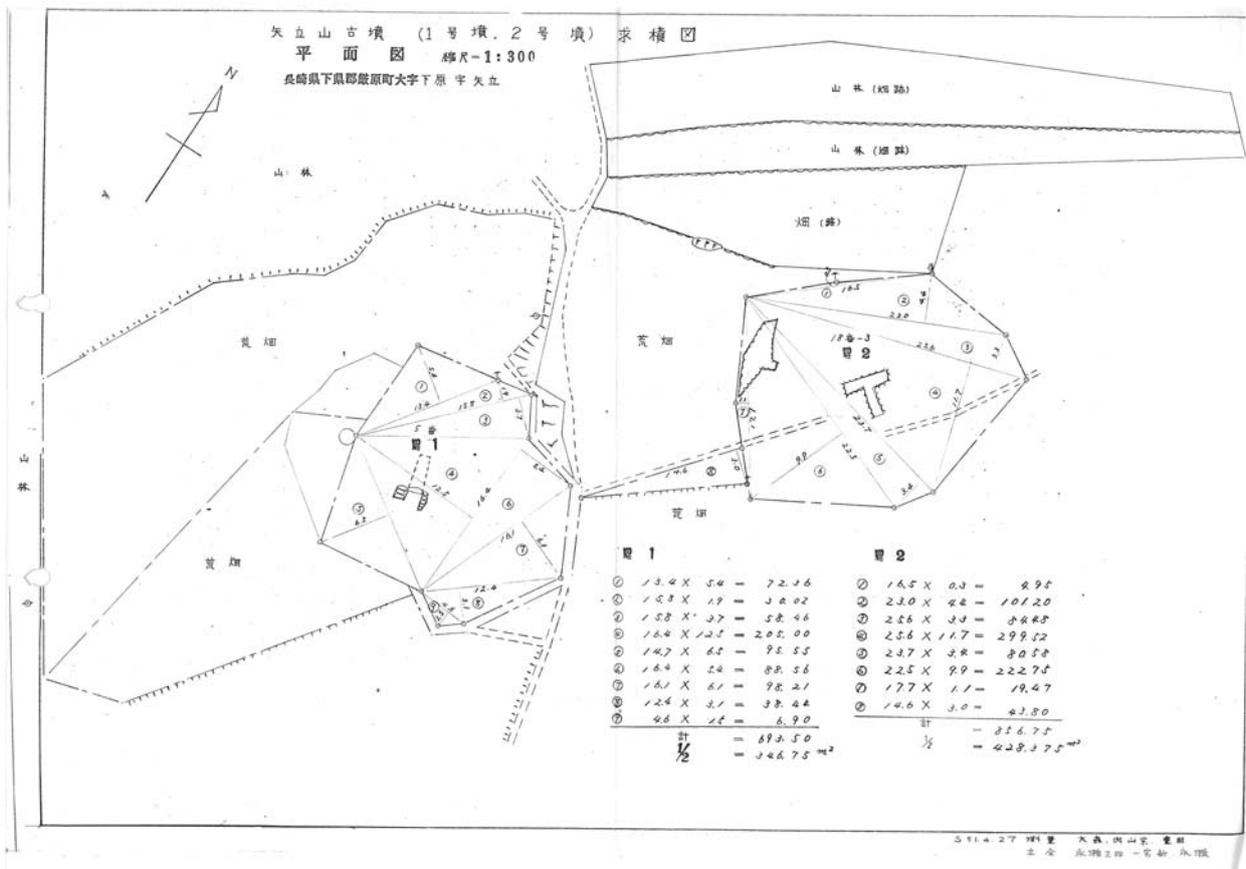


図4 昭和51年4月27日測量矢立山古墳群求積図

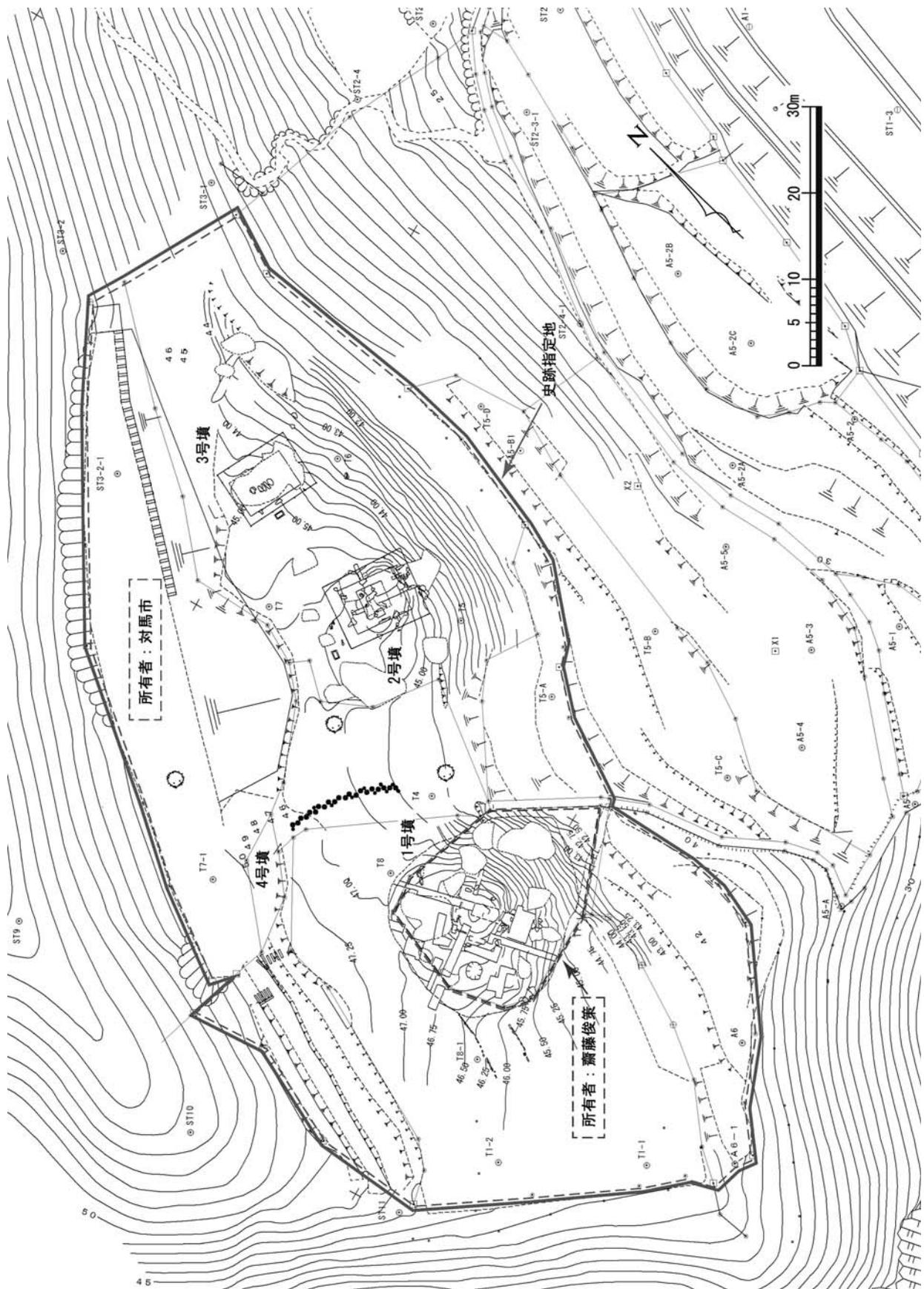


図5 矢立山古墳群指定範囲及び所有者区分図（縮尺任意）

第2章 事業解説

第1節 事業の契機と経緯

福岡大学考古学研究室が平成9年度に研修で対馬を訪れ、矢立山古墳群を見学した際、小田富士雄、武末純一の両氏が、1号墳、2号墳ともに従来指摘されてきたような円墳ではなく、方墳の可能性があると知見を得た。併せて石室等古墳の損傷が目立つことから、発掘調査と保存修理の必要性を厳原町教育委員会に提言した。

町教育委員会はこの提言を容れ、国、県と協議を重ねて、保存修理、整備のために史跡整備事業に着手することを決めた。そこで、まずは古墳の実態解明と現状把握により基礎情報を収集するため、平成12年度から国宝重要文化財等保存整備費補助金を受けて、平成13年1月28日から2月27日まで福岡大学と共同で1号墳の発掘調査を実施した。続いて翌年度の平成14年2月3日から3月8日までは2号墳と3号墳の発掘調査を実施した。1、2号墳の発掘調査には記念物保存修理事業にて当たり、3号墳の発掘調査では町内遺跡確認調査事業を活用した。

2か年度に渡る発掘調査によって、矢立山古墳群は1、2号墳が九州でも希少な方形段築墳であり、対馬の古墳文化及び当時の朝鮮半島と日本との国際関係や情勢を理解するために必要不可欠な歴史資料であることが明らかになった。

このことから厳原町は発掘調査成果を基にして、中長期計画を立て、史跡整備を行っていく方針を固めた。そのために平成15年度に整備委員会を設置して整備方針や手法の検討を重ね、翌年度には「矢立山古墳群保存整備基本計画」を策定した。基本計画を作り上げるなかで整備委員会での協議や文化庁、県による指導を経て、立地する土地や地形のなかで成立する古墳の性質上、墳丘だけでなく周辺環境も取り込んだ保護と整備が大切であるという認識に至った。この認識に立ち、前提条件を整えるために史跡指定範囲の追加と公有化を実施することとした。

こうして基本計画の策定後、1、2号墳の墳丘のみであった史跡指定範囲を古墳群が立地する地蔵壇の平坦部一帯に広げ、公有化する作業に取りかかった。厳原町教育委員会及び合併後の対馬市教育委員会は当初指定を受けていた2,873.29㎡の範囲に3,478.70㎡を追加し、古墳の立地と直接かかわらない958.18㎡を解除すべく、平成16年12月27日付けで追加指定・解除を申請した。申請を受けて平成17年7月14日付けで史跡「矢立山古墳群」は現在の指定範囲である5,393.81㎡が史跡として指定された。平成17年度には史跡等購入費補助金を利用し、国庫補助金を受けて史跡矢立山古墳群史跡等買上げ（直接買上げ）事業によって4,994.87㎡を公有化した。同時に、やはり具体的な整備事業を行う環境を整えるために、現地踏査と支障木の伐採を行った。

平成17年度までに条件を整えた上で、いよいよ翌年度からより具体的で、本格的な整備を開始した。事業は平成17年度から史跡等・登録記念物保存修理事業により実施し、平成22年度以降は史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業により実施した。また平成22年度は管理団体となり、平成17年度に未購入で私有地のままだった1号墳も含め、総合的な整備が可能となった。

表1に受けた補助金の名称、表2に年度別に事業費の内訳をまとめた。表4には各年度ごとに実施した工事など事業概要をまとめている。

表 1 事業補助金名称一覧

補助金名（国庫）	補助金名（県費）
平成12年度～平成26年度 国宝重要文化財等保存整備費補助金	平成13年度～平成19年度 長崎県教育文化振興費補助金
	平成20年度～平成26年度 指定文化財保存整備事業補助金

表 2 事業費一覧

年度	事業名	国庫補助金	県費補助金	市町費	総計	備考
平成12年度	保存修理	2,000,000円	0円	2,000,762円	4,000,762円	1号墳発掘調査・測量
平成13年度	保存修理	2,000,000円	720,000円	1,281,045円	4,001,045円	2号墳発掘調査・天井石修理
	遺跡発掘調査	1,000,000円	0円	1,001,422円	2,001,422円	3号墳発掘調査(他遺跡発掘調査費も含む)
平成14年度	保存修理	2,000,000円	800,000円	1,202,730円	4,002,730円	整備工事・保存処理
平成15年度	保存修理	2,048,000円	819,000円	1,245,900円	4,112,900円	地形測量・保存処理
平成16年度	保存修理	1,000,000円	336,000円	667,925円	2,003,925円	保存処理・整備工事
平成17年度	保存修理	1,100,000円	391,000円	711,575円	2,202,575円	現地踏査・環境整備
	史跡等買上げ	3,122,000円	284,000円	497,206円	3,903,206円	土地購入（公有化）
平成18年度	保存修理	4,000,000円	1,600,000円	2,400,000円	8,000,000円	整備工事・空中写真
平成19年度	保存修理	1,000,000円	250,000円	750,000円	2,000,000円	整備工事
平成20年度	保存整備	1,050,000円	147,000円	903,000円	2,100,000円	整備工事
平成21年度	保存整備	1,000,000円	100,000円	900,000円	2,000,000円	整備工事
平成22年度	保存整備	2,060,000円	206,000円	1,854,000円	4,120,000円	整備工事
平成23年度	保存整備	0円	0円	438,480円	438,480円	整備委員会(委託料, 旅費, 報償費)
平成24年度	保存整備	3,632,000円	363,000円	3,269,000円	7,264,000円	整備工事・遺構測量
平成25年度	保存整備	4,597,000円	735,000円	3,862,000円	9,194,000円	整備工事・遺構測量
平成26年度	保存整備	4,134,000円	827,000円	3,308,000円	8,269,000円	整備工事・遺構測量
平成27年度	26年度繰越					空中写真・報告書作成
総事業費					69,614,045円	



点の種類

○	木杭
⊕	境界石
⊙	金属板
●	プラスチック杭
■	コンクリート杭

平成 年度	
工事名	
位置	対馬市厳原町下原地内
図種	用地平面図
年月日	平成 年 月 日
課長	縮尺
課長補佐	図面番号
係長	枚の内
設計者	第 号
対馬市	

図6 矢立山古墳群周辺用地平面図（縮尺任意）

第2節 調査概要

平成13（2001）年1月28日から2月27日まで1号墳を調査し、墳丘及び石室・前庭部の規模と構造を確認した。2号墳の調査は平成14（2002）年2月3日から3月8日まで行った。1号墳調査時には2号墳の東部に3号墳を確認し、2号墳と併せて内容確認調査を実施した。3号墳は峰町教育委員会に在籍した阿比留伴次が過去に発見し、古墳の可能性を認めていたものだが、今時調査で事実であることが確認された。

調査は巖原町教育委員会が主管となり、福岡大学が考古学研究室の平成12年度、13年度の『特色ある教育研究「古墳の発掘と整理」』として共同で実施した。平成12年10月25日～30日に1号墳の墳丘及び周辺地形の平板測量を行い、平成13年1月28日から草木の伐採と写真撮影による現状記録、調査を開始した。調査は石室主軸線を基準にトレンチを設定し、土層の堆積状況を確認しながら遺構を検出した。石室の実測を終了し、トレンチを完掘した後、調査後の状況を撮影した。調査後は不織布と土のう袋で遺構を保護し、トレンチを埋め戻した。

昭和23年の東亜考古学会の調査では、1号墳は2号墳とともに円墳と認識されてきたが、調査の結果、当初想定していたとおり段築の方墳であることが明らかになった。墳丘には3つの段があり、平面は方形である。墳丘は岩盤が高くなっている地形を選び、加工して段の基礎を造っている。下段が11m前後、中段が約7m、上段が各辺5m前後で全体としてやや東西に長い。中段と上段には小石を混ぜた土砂を詰めて、表面に板状の石を貼るようにしていたことが明らかになった。

石室は単室無袖形の横穴式石室で、墳丘の南側に開口部があり、閉塞石までの玄室長は2.9m、幅1.55m、高さ1.87mで、長幅比は1.87である。床に敷石を施す。石室石材に砂岩・泥岩の割石を使用する。重箱積みを基本に斜積み、煉瓦積みを一部に使う。鍵状加工が西壁に2か所、東壁に1か所確認されている。

遺物から初葬が7世紀前半、7世紀後半から末に1回以上の追葬がされていることが分かっている。

2、3号墳は、平成14年2月3日から除草作業を開始した。除草後に両古墳の現状を撮影し記録した。記録に続き、2号墳はトレンチを設定し掘り下げに移り、3号墳は墳丘実測に取り掛かった。

2号墳はトレンチ掘り下げと並

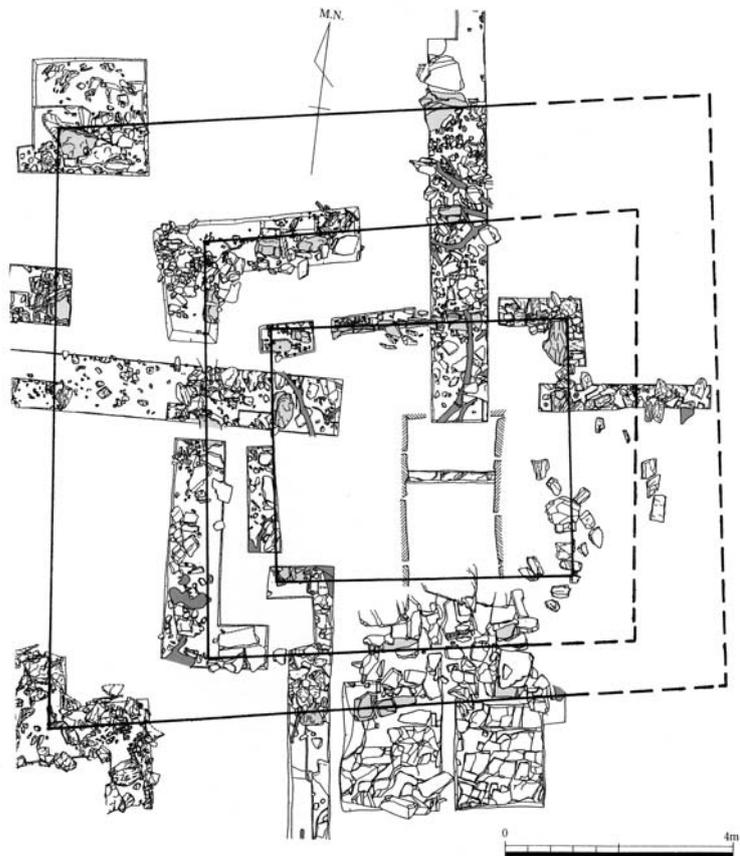


図7 1号墳墳丘平面形復元図（縮尺任意）

行して石室を床面中心に精査し、精査後検出状況を撮影し実測を開始した。3号墳は墳丘実測終了とともにトレンチの設定と掘り下げに入った。また3号墳墳丘上部に露出しているものの、ほぼ築造時の姿をとどめていると考えられる天井石をチェーンブロックで墳丘外に移動し、内部の観察と調査に着手した。掘り下げにより床面近くに遺物を検出し、全体の把握後に洗浄、撮影を行ってから実測した。遺物はすべて取り上げ、床面全体が露出した段階で清掃し、写真撮影、実測を行った。

2号墳、3号墳ともに完掘後、全景を撮影し、その後トレンチを埋め戻し機材を撤収して調査を終えた。

2号墳も方墳で3つの段がある。

1号墳と同様に隆起した自然地形を利用して造っている。下段が東西8.8m、南北10.55m、中段が東西5.5m、南北6.8m、上段が3.5m前後で、南北に長い。下段は南東から南側(石室開口部)と西側を石積みで造り、北側と東側の大半は地形の傾斜を利用している。中段は石積みで、上段と同時に造ったと考えられる。上段は墳丘北側と墳頂南東部に一部が残っているだけで、ほとんどが無くなっている。

石室は平面がT字形を呈する。石室の石材は1号墳と同じだが、小振りなものが多い。羨道部西側壁に3か所、東側壁に2か所の鍵状加工があった。目張りの粘質土を一部に確認している。長頸壺と銅鏡が出土しており、7世紀中頃に築造され、末に追葬がなされたと見られる。

3号墳は対馬では非常に珍しい、盗掘をされないまま残っていた未掘墳だった。墳丘はほぼすべてを石を積んで造っており、東西

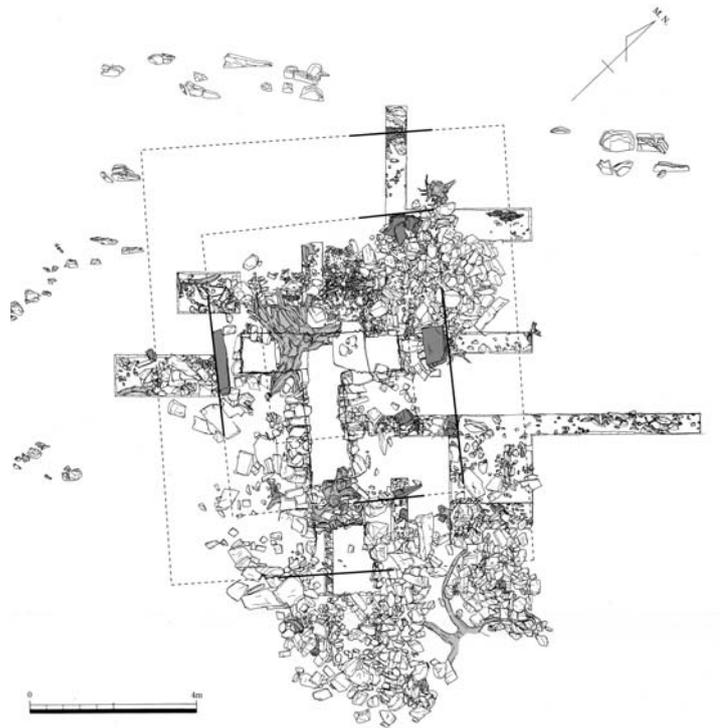


図8 2号墳墳丘平面形復元図(縮尺任意)

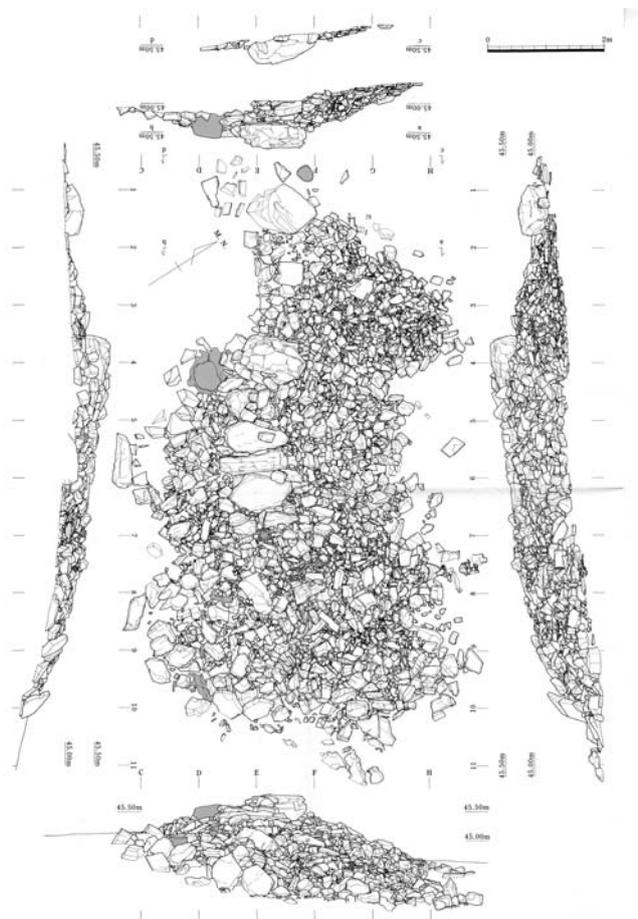


図9 3号墳墳丘平面形復元図(縮尺任意)

4. 27m・南北6.66mの長方形積石塚である。南側から見たときが最も高く見える。現在は無くなっているが、本来は天井石の上にも50cmほどは石が積まれていたと考えられる。墳丘北側は本来の岩盤を加工して整えており、北西には墳丘の基礎になる大きな石を置いている。

単室両袖形の横穴式石室を持ち、玄室長2.46m、幅1.3mで長幅比は1.89である。1、2号墳よりも石室石材は小型であり、重箱積みを基本に斜積み、煉瓦積みを一部に使う。鍵状加工はない。未掘だったためにほぼ築造当時の姿をとどめていた。そのため副葬品も埋葬時の配置を良く保っていた。石室の西壁沿いに棺の台となる石を並べており、木棺の存在を推測させる。奥壁近くの東側に鉄刀と平瓶、人骨片があり、土器は石室の南側半分、特に入口付近から集中して見つかった。追葬はなく、古墳群中最も遅く築造され、7世紀後半に比定される。

今時調査で出土した遺物は次のとおり。1号墳では前庭部第9層から須恵器（坏蓋片4、坏身片4、高坏坏部片1、平瓶片2、長頸壺胴部片1、長頸壺底部片1、口縁部片等2）、土師器（坏口縁部片等3、皿片2）、鏝座金具5、鞘尻金具（喰出鏝）1、前庭部第3層から須恵器（坏身片）1、土師器（小皿片）1、前庭部第2層から須恵器（平瓶肩部片1、坏身底部片1、壺肩部片1）、閉塞部から須恵器（坏蓋片）1を検出した。また前庭部付近で須恵器（平瓶口頸部片1、壺肩部片1）を表採した。

2号墳では第3トレンチ第2層から須恵器（長頸壺胴部片1）、第4トレンチ第2層から須恵器（長頸壺底部片）1を検出し、墳丘上で耳環1を表採した。3号墳では石室内から副葬品として須恵器（坏蓋3、坏身3、平瓶1、短頸壺片1）、土師器（坏1）、鉄刀1、鉄鏃4を検出した。

加えて、1号墳と2号墳の間にある平坦部

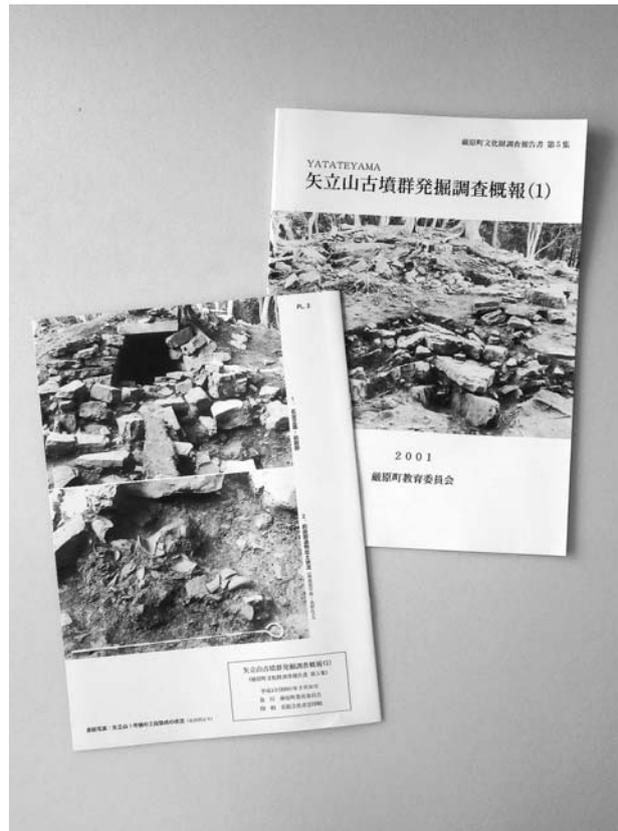


写真8 矢立山古墳群発掘調査概報(1)



写真9 矢立山古墳群発掘調査概報(2)

で須恵器や新羅系土器の破片を表採している。

東亜考古学会の調査時には、1号墳から鉄釘4と金銅装太刀刀装具の鞘口（青銅製喰出鏝、責金具を伴う）1、責金具1、有環金具1、青銅片1が出土した。また石室外からは須恵器、土師器が採集されている。2号墳からは銅鏡1、喰出鏝1、責金具1、須恵器長頸壺1が出土した。

発掘調査を終え、福岡大学で遺物と写真・図面を整理した。遺物は洗浄後にナンバリングし、台帳にまとめ、実測した。実測後は写真撮影して台帳を作り、各古墳、トレンチ、遺構ごとに分類・整理した。図面も同様に台帳を作成し、分類・整理した。遺構、遺物等実測図は製図用インクでトレースした。各種整理を経た資料を基に、担当を決めて報告書本文の各所を執筆し、厳原町教育委員会と福岡大学で協議しながら編集し、平成14年に発掘調査報告書『国史跡 矢立山古墳群 ―保存修理事業に伴う発掘調査―』を刊行した。

なお、1号墳の発掘調査終了後には、福岡大学による整理により、厳原町教育委員会から平成13年3月31日付けで『矢立山古墳群発掘調査概報(1)』を刊行し、2、3号墳の発掘調査終了後には、平成14年3月31日付けで『矢立山古墳群発掘調査概報(2)』を刊行した。

第3節 整備経緯

矢立山古墳群の整備は、平成17年3月に刊行した矢立山古墳群保存整備基本計画に基づいて進めた。各古墳は、樹木の成長及び石材の風化等により石室、石列の崩落やき損が進んでいた。1号墳は樹木の成長による墳丘や石列等のき損及び変形があり、2号墳は樹根の浸食による石室の変形が著しかった。3号墳についても墳丘上の積石の劣化や崩落の危険性の高さが懸念された。基本計画策定時点では、史跡の追加指定を平成17年度までに終えて、17年度から19年度まで土地の公有化を進め、平成21年度までに整備を完了して供用開始、という計画を立てていた。史跡追加指定は予定通り平成17年度には告示を受け、土地公有化は予定より早く平成17年度には必要範囲の購入を終えた。平成18年度から遺構の修理や環境整備、学習施設整備に取りかかった。平成18年度には年次計画を見直し、延期とした。また平成23年度に再度年次計画を延期している。

平成23年度は、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災の対応に伴って事業を休止したが、市の単独予算で整備委員会は開催し、次年度の事業計画と工事内容について審議した。



写真10 矢立山古墳群発掘調査報告書

第3章 整備内容

第1節 整備計画

史跡の整備方針は、平成17年3月に策定した基本計画に定めている。基本計画は平成15、16年度の2か年に渡り、通算第1回から第6回までの整備委員会で協議し、策定した。総頁48頁で、第1章から第5章までの章立てからできている。各章の構成は以下のとおりである。

第1章 矢立山古墳群をとりまく環境

- (1) 位置とアクセス (2) 自然環境 (3) 社会環境 (4) 歴史的文化的環境

第2章 矢立山古墳群の概要

- (1) 指定の状況 (2) 遺構・遺物の概要 (3) 史跡指定（追加指定）地及び周辺状況

第3章 整備の方向性の検討

- (1) 計画の枠組 (2) 計画地の有する資質と整備の方向性 (3) 矢立山古墳群のと特徴と整備の方向性

第4章 基本計画

- (1) 基本的考え方 (2) 整備方針 (3) 地区区分と地区別整備方針 (4) 整備計画

第5章 事業実施に向けて

- (1) 事業年次計画 (2) 事業費概算

策定業務は株式会社空間文化開発機構に委託した。委託内容は次のとおり。①資料の収集・整理並びに現地踏査、②古墳群及び周辺条件の解析と前提条件の設定、③計画の意義の明確化と整備の方向性の検討、④基本計画の立案、⑤委員会等の協議用資料作成、⑥成果品の作成。業務を進めるに当たり、まず教育委員会事務局が、希望する計画の概要を示して業者が原案を作成した。計画は、原案を整備委員会に諮り、協議、検討を重ねながら修正を加え、具体的内容を固めていった。

なお、整備計画を広く周知し多くの場で活用できるように併せて第1章を省略した概要版も作成し、配布した。基本計画書は10部、基本計画概要版は50部を作成した。また整備後の史跡を描いた全体鳥瞰図を1部作成した。

以下に基本計画書から抜粋、転載して内容を記す。改行は一部修正し、本文の一部は省略している。表の大きさ、形状は調整した。表記は原文のままである。

第1項 方向性

基本計画「第3章 整備の方向性の検討」において、計画の枠組みを整理し、計画の性格、対象範囲、関連計画との関係、目標期間を明確化した。また計画地の資質を顕現し、整備の方向性を定めた。

(1) 計画の枠組み

①計画の性格

本計画は矢立山古墳群とその周辺地域の将来あるべき姿を念頭におき、遺跡の保存と活用のあり方の基本的方向性を示すものである。すなわち、今後起こり得る各種課題等にも適切に対応できるように、将来の具体的事業実施に向けての基礎的判断基準となる基本的考え方を取りまとめるものである。そのため、今後の各種調査や研究によって新たな知見が得られたり、社会情勢の大きな変化に対しては本基本計画の本質を見失うことのないよう、適宜計画の見直しを行うものとする。

②計画の対象範囲

(前略) 矢立山古墳群の選地造墓に際しては当時大陸から輸入された思想である「陰陽五行説」や、それから発展した「風水思想」と強く結びついた地理的・地形的要素が、重要な意味を有していたと考えられる。そのため、これらのことを考慮し、計画の対象範囲（以下「計画地」と呼ぶ）は、史跡指定地と史跡指定追加予定地を直接的計画地とするものの、矢立山古墳群の成立等を知るために必要な周辺の地域も直接的計画地を支えるバッファゾーンとして捉え、地形等の状況を考慮した範囲を間接的計画地として取り込むこととする。具体的には北辺は大隈山までの可視領域、東は下原の集落周辺まで、南は金田山、黒岳の稜線まで、西は小茂田の集落東側付近までとする。なお、矢立山古墳群の利活用には上記計画地外にも対馬市全域に点在する文化財等とのネットワーク化が想定されることから、これらについても計画に取り込むものとする。

③関連計画等との関係

矢立山古墳群とその周辺の保存整備には、史跡指定（追加予定）地における文化財としての環境整備だけでなく、周辺地域の土地利用計画、修景計画、道路計画、観光開発計画とも深い関係を有するものと思われる。そのため、本計画自体の独自性を保ちながら、その前提として対馬市の総合計画等上位計画や関連計画等への整合性を図るものとする。

④目標期間

(前略) 史跡の追加指定、用地の公有化、そして発掘調査等による積み石の状況確認、また、古墳群東側の斜面の地質調査等を実施して（中略）、整備条件が整った後、具体的な整備工事に着手することとなる。これらの状況から判断し矢立山古墳群の直接的計画地である史跡指定（追加予定）地の保存並びに活用整備の完了については平成21年度を目標とする。

(2) 計画地の有する資質と整備の方向性

矢立山古墳群は、(中略) 対馬と大和政権等地方との関係を知る上で学術上貴重な文化財である(後略)。この貴重な歴史的文化的遺産を有する計画地は文化財としての価値はもとより、以下に示すような有効な資質を有しており、これらの資質を生かした整備が望まれる。

・地域の個性を表現することができる文化財

矢立山古墳群は、その特徴をもって他地域では得られない地域固有の遺跡であり、地域の個性、独自性、特異性といったものを表現することが可能な文化財である。よって、他地域では代替できない矢立山古墳群の特徴の顕在化を念頭においた整備が望まれる。

・住民の郷土愛を育むことのできる資源

矢立山古墳群は対馬市のひとつの歴史と文化のモニュメントとして、地域の歴史や文化を語る上で欠くことのできない生きた教材であり、市民にとって地域の歴史や文化を学び、郷土愛を育み、情操を涵養することのできる資源である。よって、市民にとって矢立山古墳群のことを知り語ることが誇りに思えるよう、ハード面、ソフト面を含めたわかり易い整備が望まれる。

・人々が集い親しむことのできる空間

矢立山古墳群は国の史跡に指定され（近々追加指定を予定）、今後その保存を図る必要があり、また文化財としての公開活用が図られ、地域の人達はもとより、多くの人々が来訪し、集い親しむことが求められる。よって、遺構自体の保存整備と合わせ、来訪者の受け入れを念頭においた活用上必要な施設等の整備が望まれる。

・まちづくりに連動する公園的空間、観光レクリエーション施設

対馬市は平成16年3月1日に6町が合併し、今まさに新しいまちづくりに取り組もうとしており、まちづくりのひとつの施策に文化財の活用による「固有の歴史文化を発信し、交流の活発なまちづくり」が掲げられているところである。矢立山古墳群は対馬を代表する地域固有の文化財であり、また一方対馬市の公園緑地の質と配置においても計画地の整備は望まれるところである。よって計画地は、都市基盤施設としての公園的空間整備や観光振興にも貢献できる観光レクリエーション施設としての整備が望まれる。

(3) 矢立山古墳群の特徴と整備の方向性

矢立山古墳群の特徴は以下の点である。

- ・石室構造がT字型を呈し、また古墳終末期に登場する玄室から羨道までの区別が消滅した直方体石室（1・2号墳）であり、その形式は考古学上貴重である。
- ・1・2号墳にみられる方形段築の墳形や石室構造は畿内等との関係を知る上でも貴重である。
- ・3号墳の内容は在地系の積石塚を踏襲したと考えられ、同一墳墓地の1・2号墳との対比が可能である。
- ・3号墳は1回限りの埋葬が確認できた未盗掘墳であり、対馬の横穴式石室としては稀有のものである。
- ・3号墳は薄葬思想が確実に浸透していた墓相を示す貴重な資料である。
- ・墳墓地の選定が陰陽五行説から発達した風水思想が適用されたと考えられ、風水思想に適した地勢を利用し3基の古墳が岩盤の隆起部を選んで、これを掘りくぼめ墓壙を設けるなどその選地は特異である。

以上のような矢立山古墳群の特徴を生かした整備の方向性は以下のように想定される。

- ・3基の古墳の遺構の保存状況を考慮し、それぞれの墳形や石室構造の特徴の顕在化を目指す。
- ・1号墳は可能な範囲において、その特徴的な墳形の復元を目指す。
- ・2号墳はその特徴的な石室構造を公開展示する。
- ・3号墳の石室は遺存状態もよく未盗掘墳であったため現状保存を目指す。ただし、発掘調査成果等を説明板で解説する。
- ・風水思想により整地作業がなされたと想定される墳墓域の往時の地形の復元を可能な限り目指し、また整地作業で発生したと思われる礫群も土地の原風景を知る上で保存する。
- ・矢立山古墳群の選地の大きな要因となった周辺の地形等自然環境を保全するとともに周辺への眺望を確保し墳墓域の状況を体感できるよう努める。

第2項 基本計画

基本計画「第4章 基本計画」では、整備の基本的な考え方、目標、地区の区分、地区ごとの方針、具体的計画を示している。

(1) 基本的考え方

計画地の有する貴重な歴史的文化的遺産である矢立山古墳群とそれをとりまく地形等自然環境を保存し、かつこれらを効果的に活用するため計画地の保存並びに活用整備の基本的考え方を以下のように設定する。

対馬市としての新しい出発に向けての効果的まちづくりへの貢献を前提に、対馬を代表する歴史的文化遺産である矢立山古墳群とそれをとりまく自然環境が一体となって形成する地域固有の歴史的風土、景観等を保全し、かつこれらの有する価値を顕在化し活用する。

矢立山古墳群とこれをとりまく歴史的風土、景観等は先人から伝えられた地域固有の貴重な遺産であり、これを地域住民のみならず国内外の人々と後世の人々が効果的に活用できるよう保存並びに活用整備を図るものとする。すなわち計画地は貴重な文化財を有すると同時に、

- ・人々が歴史や自然について学ぶことのできる場
- ・歴史や文化や自然に身近に親しみ憩うことのできる場
- ・住民の郷土愛や、郷土に対し自信を育むことのできる場
- ・観光レクリエーション施設として活用できる場
- ・地域の人達が集い親しむことのできる公園的な場

となりうる資質も有している。したがって、遺構の適正な保存を前提とし、矢立山古墳群及び周辺の歴史的風土、景観等自然環境を保全し、またこれらの有する価値を引き出し活用し、そしてそのことが効果的役割を果たし、まちづくりに貢献するものとする。

(2) 整備方針

計画の基本的考え方を念頭におき計画地の有する資質や矢立山古墳群の特徴にみる整備の方向性を踏まえ、矢立山古墳群及び周辺の整備目標を以下のように設定する。

■遺構の保存と遺跡をとりまく自然環境の保全

～大前提としての遺構の保存と残された自然環境の保全～

(前略) 整備に際しては、文化財としての整備に軸足をおき、遺構の保存を大前提とする。また、古墳の築造の選地に際してはその地形等自然環境が大きな要素となったと思われる。そのため、残された地形、景観等自然環境については、その保全に努めるものとする。

■文化財としての価値の顕在化

～往時の姿を体感し、学ぶことのできる整備～

(前略) 遺構の整備や説明施設の整備に際しては、築造当時の姿を一部復元することに加え、発掘調査をはじめとする各種調査の成果を反映し、形としてみえない内容等についても誰にでも理解できるようなハード、ソフト両面の整備を目指すものとする。

■公園、観光レクリエーション施設としての整備

～地域の歴史や文化に想いを馳せることのできる整備～

(前略) 矢立山古墳群は地域の歴史や文化について古く古墳時代まで遡ることのできる文化財であり、古代へのロマンへ想いを馳せることができ、地域の歴史の古さを誇り、郷土愛や情操を育むことのできる空間である。そのため、来訪者の受け入れや人々の交流を念頭におき、学習施設、休養施設、便益施設、安全管理施設等のある公園、観光レクリエーション施設としての整備を目指すものとする。

■歴史的文化遺産等周辺諸施設とのネットワーク形成

～対馬市のひとつの歴史文化拠点として地域づくりに貢献する整備～

矢立山古墳群は過疎化の進む地域にある地域活性化に向けての有効な資源である。また周辺には、椎根の石屋根、小茂田浜神社あるいは近年整備されたそば道場「匠」など観光施設も分布す

る。合併後まもない新しいまちづくりを目指す対馬市にとっては地域活性化、都市基盤施設の充実、観光振興等は社会的課題でもある。そのため計画地をひとつの拠点として位置づけ周辺諸施設とのネットワーク化が図れるような整備を目指すものとする。

(3) 地区区分と地区別整備方針

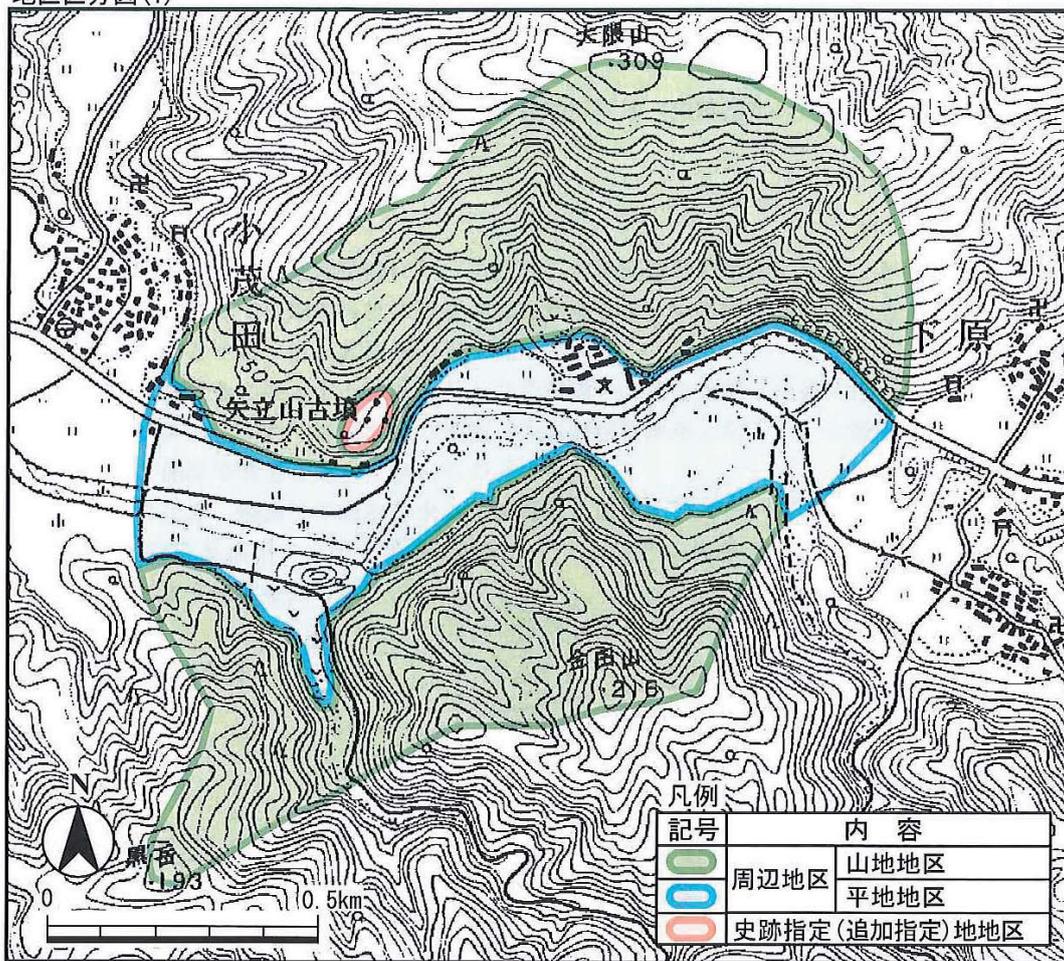
計画地（史跡指定（追加予定）地及び周辺）は地形、土地利用、遺構の分布状況等により差異があり、いくつかの地区に区分することができる。そのためここでは地区ごとの特性により地区区分を行い地区ごとの整備方針を示す。

①地区区分

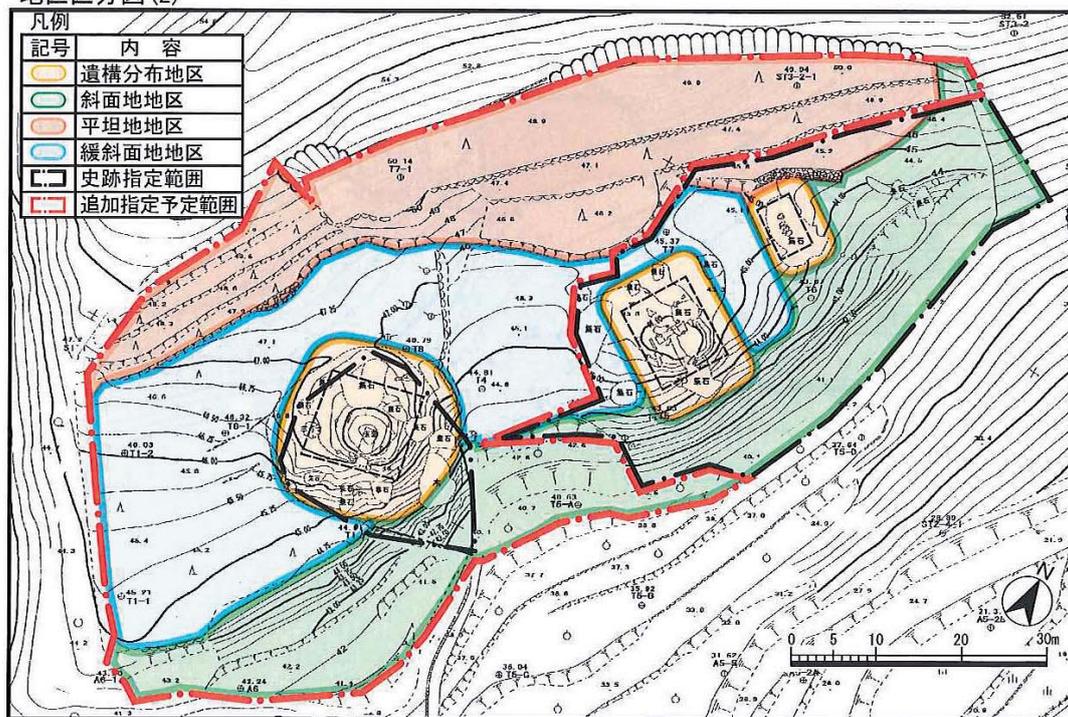
計画地はまず大きく直接的計画地である史跡指定（追加予定）地地区とその周辺地区に区分することができる。更にそれぞれの地区は地区ごとの特性により以下のように区分される。

地 区	概 要
周辺地区	史跡指定(追加予定)地地区をとりまき、矢立山古墳群を支えるバッファゾーンと位置づけられる地区で概ね周辺の山々の稜線にとり囲まれた地区。この地区は更に2地区に細区分される。
山地地区	史跡指定（追加予定）地地区の北側の大隈山を頂とする山地及び南側の金田山、黒岳等を頂とする山地で、地形は比較的急峻で樹林に覆われている。
平地地区	南北の山地地区に挟まれた平坦地で佐須川が西流し、また主要地方道棧原小茂田線が東西に走る地区。大半が農地であるが一部民家や金田小中学校が分布する。
史跡指定 （追加予定）地地区	史跡指定地及び史跡の追加指定を予定している面積約5,400㎡の地区。矢立山古墳群の3基の古墳を有する地区で古墳の分布するあたりの標高は45～47mの緩斜面であるが東側は標高40～45mの急斜面地形となっている。この地区は更に3地区に細区分される。
遺構分布地区	矢立山1号墳～3号墳が分布する地区で、遺構の保存整備が望まれる地区。 1号墳～3号墳の3地区に分かれる。
緩斜面地地区	遺構分布地区に接した比較的緩やかな地形を有する地区で、この緩斜面地形は古墳築造時に墳墓域を確保するため整地作業がなされたと思われる。西側はスギの植林地となっている。所々に集石墓が分布し北端には礫群がある。また、北西端は一部ヒナ段状に後世において造成されている。1号墳の北側にはNHKの共同アンテナ施設がある。
斜面地地区	史跡指定（追加予定）地地区のうち、東側及び南西側の地区で、地形は比較的急峻で、東側は概ね雑木林、南西側はスギ林となっている地区。
平坦地地区	史跡指定（追加予定）地地区の北西側に当たる地区で、後世にひな段状に造成され、石垣を積み概ね三段の平坦地となっている地区で、現状は植林された杉林となっている。

地区区分图(1)



地区区分图(2)



②地区別整備方針

各地区の内容等に応じ以下のように整備方針を設定する。

地 区	整 備 方 針
周辺地区	
山地地区	「自然環境保全地区」として位置づけ、地権者等関係者の理解と協力のもと、造成等の開発をさけ現有する地形、植生、景観等の保全に努める。 なお、史跡指定（追加予定）地地区の南側等に接する樹木については地権者等関係者の理解と協力を得、史跡指定（追加予定）地地区から周辺への眺望を確保するため適宜間伐・整枝を図ることに努める。
平地地区	「景観保全地区」として位置づけ、地権者等関係者の理解と協力のもと現有する牧歌的田園風景を保全するものとする。また、新たな住宅整備や道路整備に際しては、関係者の協力を得、歴史的文化的環境にふさわしい修景に努めるものとする。なお、この地区が史跡指定（追加予定）地地区へのアクセス空間となるため、史跡指定（追加予定）地地区の近在の主要地方道棧原小茂田線沿いの適所に用地を確保し来訪者のための駐車場、便所等便益施設の整備や案内板等の設置を図るものとする。
史跡指定（追加予定）地地区	
遺構分布地区	「遺構保存整備地区」として位置づけ、各遺構の遺存状況や内容に応じ適正な整備手法を設定し、遺構の保存並びに活用整備を図る。
緩斜面地地区	「自然利用地区」として位置づけ、現有する地形や植生を活かし遺構分布地区の見学スペースや野外での学習等が可能な空間としての整備を図る。所々に点在する集石墓については現状保存を図る。また、北端部にある礫群についても現状保存を図る。1号墳南西側のスギ林は往時の自然林への植栽の更新を前提に眺望良好な疎林広場を整備する。また、適所にベンチ等休養施設を配置する。なおNHKの受信アンテナについては適所への移転を図るものとし当面は植栽等による修景を図る。
斜面地地区	「自然保全地区」として位置づけ現況の地形、植生等を尊重し、適宜崩落防止対策を施しつつ、その自然環境の保全を図る。また、東側においては南向きへの眺望を確保するため、適宜既存木の間伐、整枝を行うものとする。
平坦地地区	ひな段状の最上段部以外の平坦地については石垣等を撤去し、往時の旧地形を復元するものとする。なお、最上段部については現有する地形を生かし、アズマヤを設置するなどし、3基の古墳が俯瞰でき、また東側への良好な眺望が得られる展望広場として整備する。

(4) 整備計画

地区別の整備方針を踏まえ、ここでは直接的計画地（史跡指定（追加予定）地地区）の整備計画を示す。

①基盤整備計画

- ・直接的計画地の基盤整備に伴う造成は、古墳築造時の地形に戻すことを原則として行う。従っ

て西端の後世に改変された地形を復元する以外基本的に造成を行わないものとする。但し北西端の平坦地は残す。

- ・切土造成を必要とする際はあらかじめ遺構の有無を確認した後に行うものとする。・雨水排水については造成後の地形（大半が現状地形となるが）に従った自然排水とし、側溝等構造物は設けないものとする。
- ・そのため、整備後の雨水排水の流出係数に変化を与えない表土処理とする。
- ・なおNHK受信用アンテナ等構造物については適所への移設を図る。当面は遮蔽植栽等により修景を図る。

②遺構整備計画

- ・遺構の整備は〈遺構の保存を大前提とする〉、〈本来の遺構の姿に誤解を与えるような整備をしない〉、〈遺構のもつ価値を顕在化し公開活用する〉、という3点を原則とし保存並びに活用整備を図るものとする。
- ・なお整備に際しては、これまでの発掘調査等の成果を十分に踏まえるものとする。

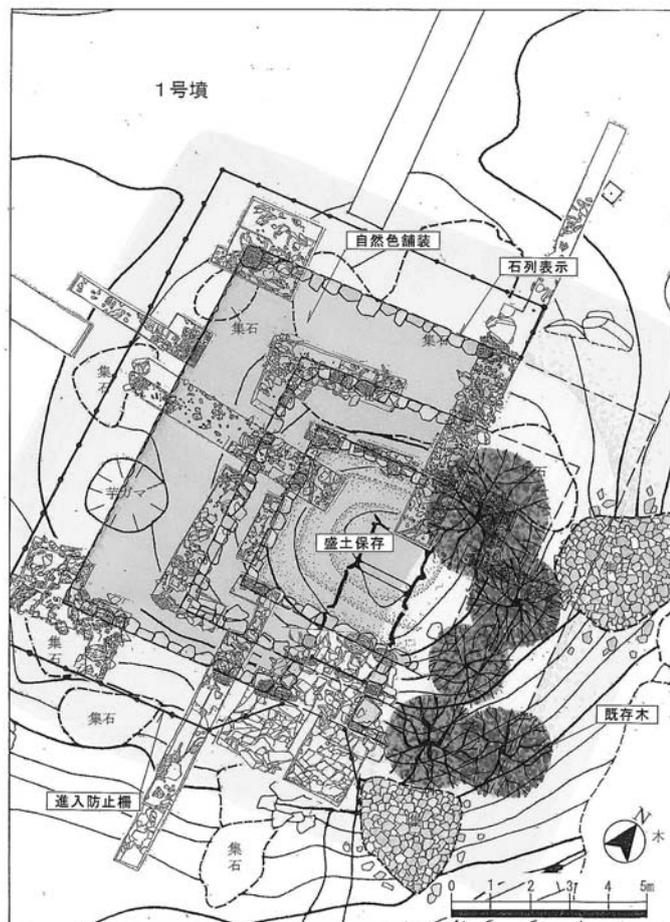
(ア) 1号墳

〈墳丘〉

- ・3段からなる方形段築の姿が理解できるよう主として墳丘西側等、可能な範囲において築造当時の姿を復元整備する。
- ・石列は一部残存する遺構を活かしつつ、補足石を用いて往時の姿が理解できる程度整備する。
- ・墳頂の遺構面は墳形を損なわない範囲で盛土保存する。
- ・復元箇所の段面の表装材は、土系舗装により盛土の流出を防ぐ。
- ・墳丘上の既存木は伐木を基本とするが、一部除根によって盛土流出の恐れのある現況木もしくは遺構の保存に影響を及ぼさないものについては現況のままとする。
- ・後世の集石、芋ガマは墳丘整備に支障を及ぼすもの以外は現状保存を図る。
- ・墳丘上に人を登らせないことを原則とし、必要に応じ進入防止柵等を設ける。

〈石室〉

- ・石室内は基本的に人は立ち入らせず入口部から見学する形態とする。
- ・石室側壁、天井石は一部ハラミ、ズレ、石材風化等が見られるため整備に際し事前調査を行い必要に応じて積み直し（補足石を含む）を行う。



- ・石室入口部には人止めのための柵を設置するとともに、必要に応じ内部見学のための照明装置等を整備する。
- ・石室入口部にあたる前庭部は盛土等によって、加工痕が見られる岩盤の保護を図る。
- ・石室は便宜上開口させるが、往時は閉塞していたことを解説版等に明記し、整備の姿が往時の姿であるとの誤解を与えないよう配慮する。

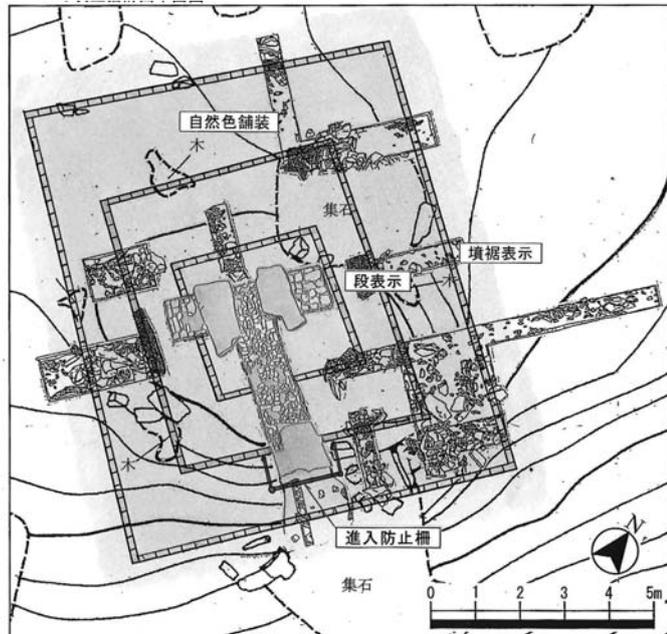
(イ) 2号墳

〈墳丘〉

- ・遺構面を必要厚さの盛土で保護し、遺構の直上において、墳丘の平面的規模や形状が理解できるように自然石やコンクリート製品等を用い平面表示整備を行う（築造当時の墳形の想定図は説明板等で解説）。
- ・遺構面保護盛土は舗装材等を用い、流土防止を図る。
- ・墳丘上の既存木は伐木する。

〈石室〉

- ・石室（玄室・羨道）は基本的に人は立ち入らせず、墳丘上から見学する形態とする。
- ・石室は残存する樹根を除去するに際し、必要であれば一部解体積み直しを行う。また、必要に応じて粘土等によって目地強化を図る。
- ・石室入口部には見学者が本古墳の特徴である T 字型の石室形態を間近で見学でき、かつ、石室内の保護を図るため立入防止柵等を設ける。



(ウ) 3号墳

〈墳丘〉

- ・純粋な積石塚である3号墳の積石状況、平面的規模がわかるように積石し（発掘調査前の姿に戻し）現状保存を図る。
- ・積石上への立ち入りを防ぐため、人止め柵等を設置する。

〈石室〉

- ・石室は天井石を旧状に戻し保存する。（発掘調査以前の状態に復する）

(エ) 集石墓

- ・3基の墳丘の保存整備及び地形の復元に支障のない集石墓については現状で保存する。

(オ) 礫群

- ・現状で保存する。

③活用上必要な施設整備計画

遺構本体の保存整備に合わせ、遺構の公開活用のため以下のような施設を整備する。

(ア) 学習・案内施設

- ・案内板－矢立山古墳群の案内・解説並びに周辺諸施設（文化財や観光資源）の案内、ネットワー

ク等を表記した案内板（主要地方道棧原小茂田線沿いのエントランス空間に設置）。

- ・説明板－3基の矢立山古墳群の遺構の解説や古墳築造の背景、選地理由等を解説する説明板（墳丘近くの適所（3基）並びに史跡指定（追加予定）地入口部及び1号墳、2号墳間の眺望のきく適所計5基）。

（イ）広場施設

- ・学習広場－各3基の古墳の周辺の野外での学習、見学が可能な広場
- ・疎林広場－史跡指定（追加予定）地の南西端に整備する。
- ・展望広場－史跡指定（追加指定）地の北西側に整備する（当面はNHKのアンテナ遮蔽のため1号墳への眺望が得にくい状況となるが将来的には眺望を確保するように努める）。

（ウ）休養施設

- ・アズマヤ－来訪者の休息、日よけ、雨よけ等のためのアズマヤ（展望広場に設置）。
- ・ベンチ－来訪者の休息のためのベンチ（南方への眺望のきく箇所等に設置）。

（エ）園路施設

- ・アクセス道路－主要地方道棧原小茂田線沿いのエントランス部から史跡指定（追加予定）地を結ぶ道路、既存の道路を階段を設けるなどし改修整備する。

※史跡指定（追加予定）地内は自由動線とし園路等は設けないものとする。

④植栽計画

- ・既存木を活用することを原則とする。ただし、史跡指定（追加予定）地南西側等のスギ林は適宜伐採し往時の自然林への更新を図る。
- ・各墳丘上の既存木は伐木を基本とする。
- ・斜面地地区の樹木は平坦地地区等からの眺望を確保するための間伐、整枝を行う。
- ・NHK共同受信アンテナ等構造物を遮蔽するための修景木を適宜配植する。
- ・史跡指定（追加予定）地外の樹木についても良好な眺望を確保するため、地権者等関係者の理解と協力を得、適宜間伐・整枝に努める。

第3項 年次計画

基本計画「第5章 事業実施に向けて」では、整備の年次計画と事業費の概算を設定した。年次計画は平成17年度から平成21年度までの5か年だったが、平成18年度第2回目の整備委員会で延期を議事として諮り、了承された。なお、平成17年度の整備委員会での審議により古墳群の整備順序を入れ替え、平成18年度第1回目の委員会で修正を承認されているが、この時点では延期についてまだ事務局で検討中であり、提案はしていない。事務局が延期を検討することになった契機は、平成18年5月に文化財課が教育委員会に発足したのち、対馬市の財政状況健全化を目的とした各事業費見直しの方針が示されたことである。事務局としては、事業費見直しによって各年度ごとの予算は抑制されることになり、基本計画に予定していた概算事業費の確保が困難であると判断した。更に6町合併により文化財課が発足したものの課長以下4名という小規模な体制となり、職員個々が担当する業務量が合併以前に比べ倍以上に増加することになったため、事務局としても策定していた計画にしたがって事業を遂行することが極めて困難な状況に陥った。そこで、各年度ごとの事業費を抑制しながら所期の目的を達成する方法として、やむなく計画の延期を企図することになったのである。

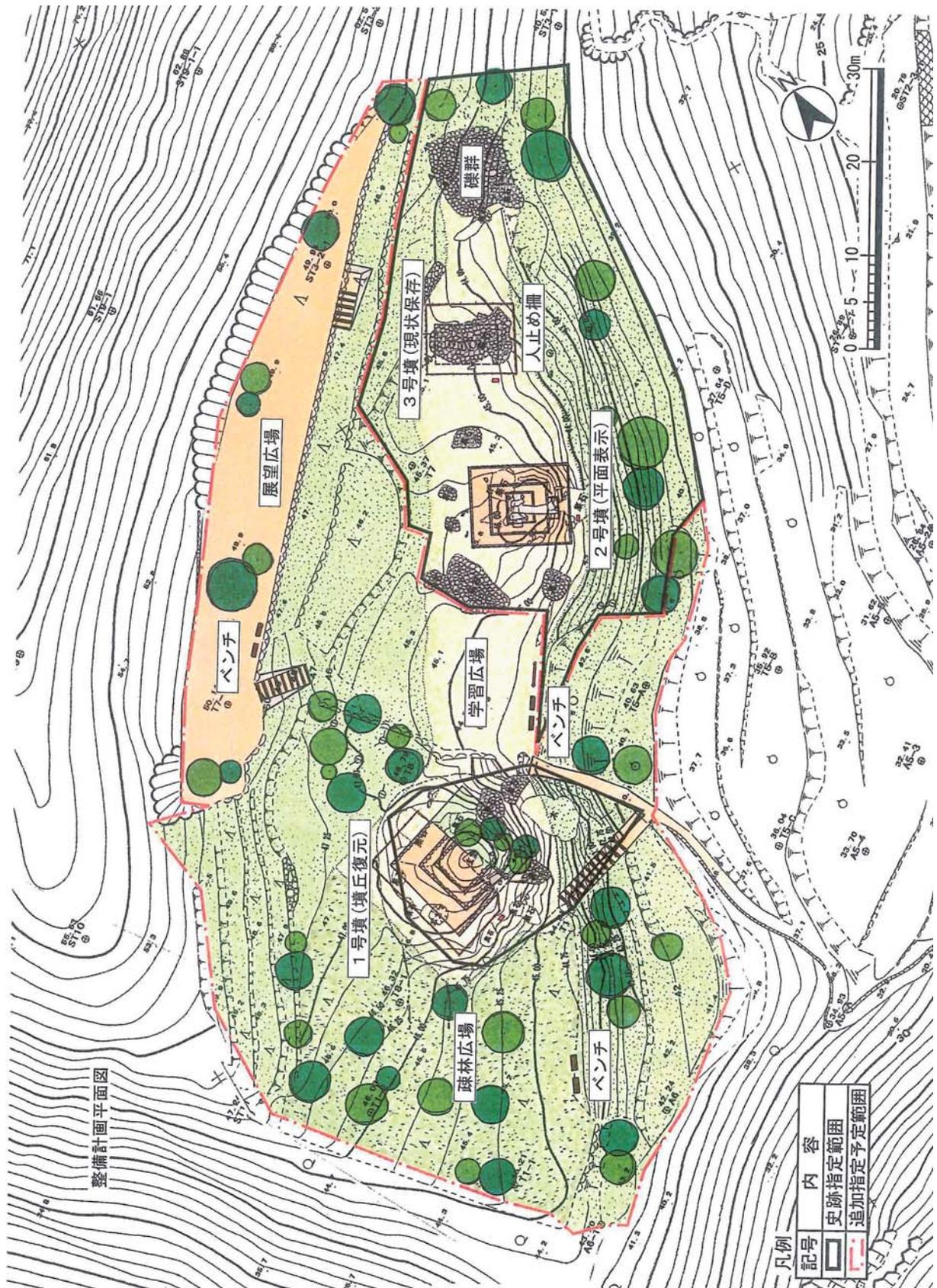


図10 矢立山古墳群保存整備基本計画掲載整備計画平面図（縮尺任意）

計画の見直しに当たっては、事業費、各年度ごとの事業遂行可能規模、各項目の関係、効果的な項目実施時期などを考慮して案を作成した。基本計画に掲載した当初案は平成18年度に3号墳、19年度に2号墳、20年度に1号墳を整備し、21年度に学習施設工と園路広場工を実施する計画であった。これを2号墳の整備を19～21年度の3か年度で実施し、1号墳の整備を22～23年度の3か年度で実施するようにし、人止め柵や園路広場工、休養施設工を23、24年度に施工する計画に見直すようにした。史跡全体を説明する案内板は修正した最終年度である平成25年度の実施に変更した。各古墳に学習施設工として説明板を設置する工事は、事務局案では案内板と同じ平成25年度に行うように提案していたが、各古墳が整備を終えるのと合わせて設置した方が良いという指導があり、平成21年度に2号墳、平成23年度に1号墳に設置する方針で決定した。

その後は修正した年次計画に沿って事業を進めていたが、平成23年度は整備委員会の開催のみを行い、事業は休止した。2月24日付けで当該年度の整備委員会開催時期について日程調整の依頼文書を提出し、集計の結果、開催日を6月24日と決め、3月10日付けで開催案内を委員あてに出していた。その翌日、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因して東日本大震災が引き起こされた。甚大な被害をもたらした地震と、それに伴う震災の対策と復興のため、財源の確保は急務であった。4月上旬には県を通じて国から6月1日予定だった補助金交付決定時期の延期について照会があり、19日には改めて交付決定延期の協力依頼があった。教育委員会で協議した結果、事務局として震災への対応に協力するため、当該年度は事業を休止する方針を固めた。事業休止について、方針を4月21日付けで各委員に通知し、了承を得た。一方で、整備委員会は市の一般財源で予算を確保して開催することにし、予定通り6月24日に実施した。事業休止と工事の延期、年次計画の修正について、改めて整備委員会で承認を受け、事業期間の終了年度を平成26年度に変更した。

基本計画に事業年次計画として提示したスケジュールを以下に転載する。

史跡指定（追加指定）地の事業スケジュール							
項目	H16	H17		H18	H19	H20	H21
基本計画策定	●						
史跡の追加指定	● 申請	● 答申 (予定)	● 告示 (予定)				
用地の公有化		●		●	●		
実施設計監理		●		●	●	●	●
施工		● (既史跡指定地)		●	●	●	● (共用)
委員会の開催		●		●	●	●	●

基本計画で策定した項目ごとの年次計画と、平成18年度に修正した年次計画は以下のとおり。

表3 平成18年度第2回矢立山古墳群保存整備委員会提示事業年次計画(上段：当初 下段：見直し)

区分	項目	細目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
工事	基盤整備工	伐木・整枝等	○	○	○							
		造成工	○	○	○	○	○					
	遺構整備工	1号墳整備工	伐木・整地	○			○			○		
			石室修理				○		○			
			石列復元				○			○		
			段面舗装				○			○		
			人止柵				○			○		
			照明工				○			○		
		2号墳整備工	伐木・整地			○	○					
			石室修理			○						
			石列表示			○	○					
			段面舗装			○		○				
			人止柵			○					○	
		3号墳整備工	積石		○							○
	人止柵			○								
	その他	集石墓・礫群		○			○			○		
	学習施設工	案内板					○					○
		説明板		○	○	○	○	○		○		
	園路広場工	学習広場		○		○	○				○	
		疎林広場					○				○	
		展望広場					○			○		
		園路工					○				○	
	休養施設工	ベンチ					○			○		
	調査等	調査・測量等		○	○	○	○					
		実施設計・監理		○	○	○	○	○	○	○	○	○

また、事業の実施に向けて克服すべき課題を示した。以下に抜粋する。

(3) 事業実施に向けて

事業の実施へ向けには、更なる調査研究等が必要であるが、ここでは事業化に向けて克服すべき課題のいくつかを示すこととする。

●整備のための組織確立と充実

今後、本計画に基づき事業の実施を図っていくためには、対馬市役所内で十分な調整をとるばかりでなく、県や国等の関係各機関との協議が必要不可欠となる。用地の公有化等に当たっては、地域住民と用地の買収交渉が必要となるなど、多岐にわたる業務を効率よく処理していかなければならない。そのため教育委員会を中心に本事業に関する事項を統括し、事業化を推進していくことができる組織の確立と充実を図っていくものとする。

●地域の人々のコンセンサスを確保

整備後の適切な維持管理や運営、活発な活用を推進していくためには、地域の人々の理解と協力が不可欠である。また、景観形成等に大きな影響を及ぼす計画地周辺の修景等についても地域住民の理解と協力が不可欠である。従って整備に対する理解と協力を得ることができるよう地域の人々の十分なコンセンサスを確保するものとする。

●施設の維持管理・利活用のための体制を確立

矢立山古墳群は対馬市の歴史と文化を語るうえで、重要な場所であり、地域の人々にとっては憩いの場となりうる資質を有する空間であると考えられる。そのため整備後の維持管理、運営には十分に配慮した対応が必要であると考えられる。地域に密着した利活用を図り、適切な維持管理を行うために、管理体制を明確にするとともに、修景や現状変更への対応等、管理レベルを一定水準に保つための管理基準づくりが重要である。また、ボランティア等を取り込んだ、維持管理の体制づくりを検討するものとする。

●周辺文化財とのネットワーク化

矢立山古墳群はその整備によって周辺地域の歴史的文化的遺産をはじめ、既存の観光レクリエーション施設との一体利用を可能にする拠点のひとつとして機能することが期待される。そのためには計画地及びその周辺諸施設とのネットワーク化は不可欠である。従って周辺文化財と矢立山古墳群とを結ぶ文化財探訪ウォーキングコース等を設定し、一体的な活用を図る。また、周辺文化財を会場とした古墳まつり等、地域のみならず周辺地域とも連携したイベントを開催するものとする。

●活用に向けての関係機関との連携

本事業では矢立山古墳群が有する歴史的・文化的価値が、誰にでも容易に理解できるようにし、また、矢立山古墳群を媒体として、地域の文化・歴史とのふれあいや、学習あるいは体験の機会を創ることが重要であると考えられる。そのためには学校教育や生涯学習の一環として活用されるよう関係者に働きかけるものとする。

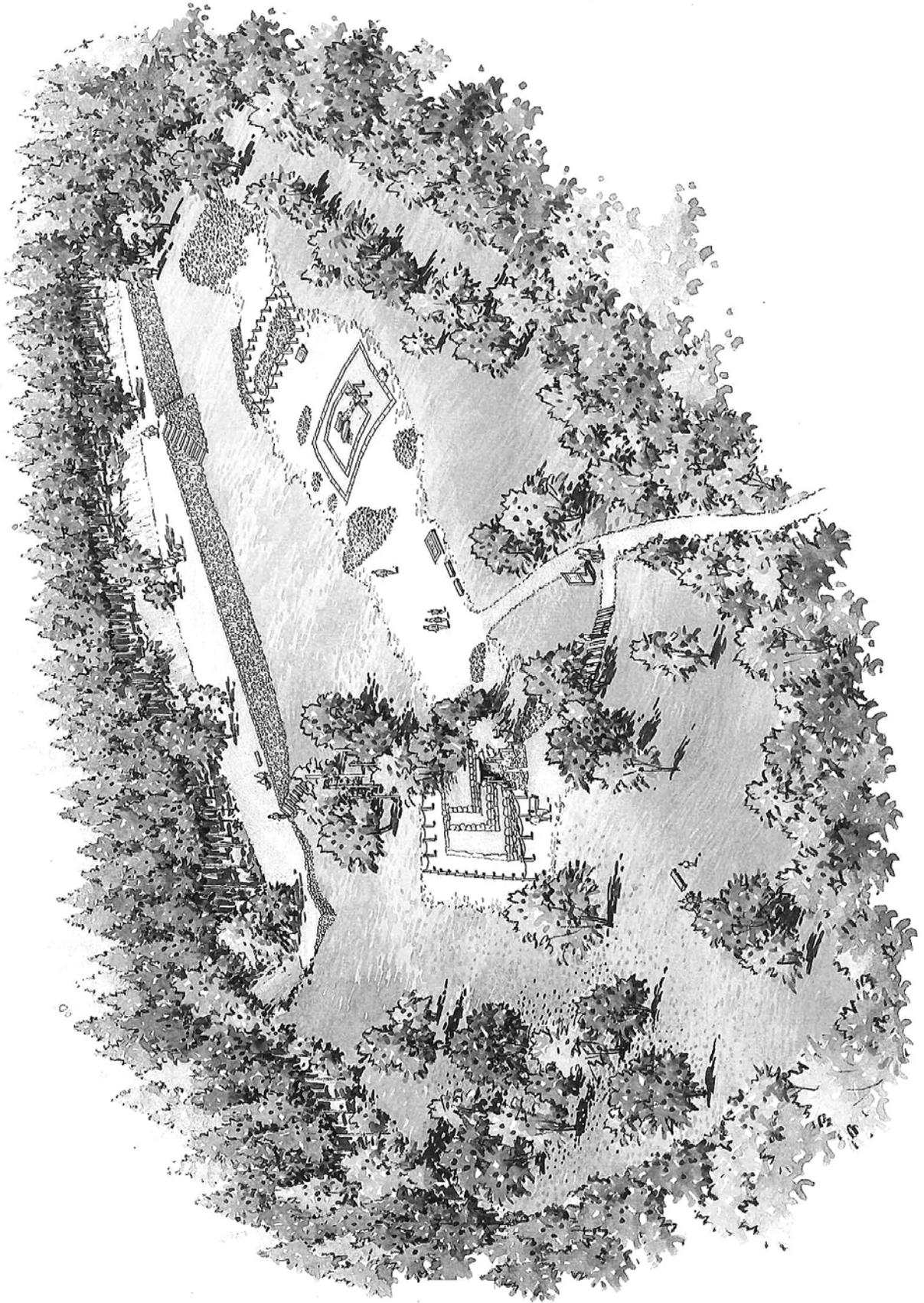


图11 矢立山古墳群整備全体鳥瞰図

第2節 事業組織

事業主体は平成15年度までが巖原町教育委員会で、平成16年3月1日以降が対馬市教育委員会である。工事の担当は事業課に受託を依頼した。設計監理は委託し、施工は請負とした。

第1項 事業関係者

1 事務局

(1) 平成15年4月1日～平成16年2月28日

事業主体 巖原町教育委員会

測上 清（町長）・村瀬 巖（教育長）・小島武博（生涯学習課長）

井田喜啓（同文化財係副参事兼係長／庶務）・尾上博一（同主事／担当）

(2) 平成16年3月1日～平成17年3月31日

事業主体 対馬市教育委員会

松村良幸（市長）・日高元之（教育長）・小島武博（巖原事務所長）・小宮正隆（同主幹）

井田喜啓（同生涯学習班係長／庶務）・尾上博一（同主事／担当）

(3) 平成16～17年度

事業主体 対馬市教育委員会

松村良幸・米田幸人（教育長）・小島武博（巖原事務所長）

井田喜啓（同生涯学習班副参事兼係長／庶務）・尾上博一（同主査／担当）

(4) 平成18年5月～平成19年度

事業主体 対馬市教育委員会

松村良幸・米田幸人・小島武博（文化財課長）・尾上博一（同主任／庶務・担当）

(5) 平成20年度

事業主体 対馬市教育委員会

財部能成（市長）・河合 徹（教育長）・小島武博・尾上博一（庶務・担当）

(6) 平成21年度

事業主体 対馬市教育委員会

財部能成・河合 徹・梅野菊次（文化財課長）・尾上博一（庶務・担当）

(7) 平成22～23年度

事業主体 対馬市教育委員会

財部能成・梅野正博（教育長）・梅野菊次・尾上博一（庶務・担当）

(8) 平成24年度

事業主体 対馬市教育委員会

財部能成・梅野正博・梅野菊次・尾上博一（同副参事／庶務・担当）

(9) 平成25年度

事業主体 対馬市教育委員会

財部能成・梅野正博・平江俊哉（文化財課長）・尾上博一（庶務・担当）

(10) 平成26～27年度

事業主体 対馬市教育委員会

財部能成・梅野正博・小島克喜（文化財課長）・尾上博一（同副参事兼係長／庶務・担当）

2 工事担当

(1) 平成13年度

巖原町建設課 初村勝也（課長）・阿比留克成（同土木係主査）

(2) 平成14年度

巖原町建設課 初村勝也（課長）・阿比留克成（同土木係主査）

(3) 平成18年度

対馬市建設部建設課 尾場瀬明（課長）・主藤公康（同建設班係長）

(4) 平成19年度

対馬市建設部建設課 小島 近（次長）・黒岩洋介（同建設班技師）

(5) 平成20年度

対馬市建設部建設課 齊藤正敏（課長）・山崎栄作（同主任）

(6) 平成21年度

対馬市建設部建設課 堀 義喜（課長）・山崎栄作（同主任）

(7) 平成22年度

対馬市建設部建設課 松村利宏（課長）・山崎栄作（同主任／副参事）

(8) 平成24年度

対馬市建設部建設課 西村圭司（課長）・新宮 茂（同係長）

(9) 平成25年度

対馬市建設部建設課 西村圭司（課長）・須川英明（同課長補佐）

(10) 平成26年度

対馬市建設部建設課 伊賀敏治（課長）・須川英明（同課長補佐）

3 設計監理

真鍋建男（株式会社 空間文化開発機構代表取締役） 平成15～27年度

田口直人（同研究員）平成20年度・増田洋佑（同研究員） 平成18～27年度

4 指導

本中 眞（文化庁文化財保護部記念物課主任調査官） 平成12～26年度

栞原 恵（長崎県教育委員会学芸文化課文化企画班指導主事） 平成16年度

村山拓男（長崎県教育委員会学芸文化課文化企画班主事） 平成16年度

宮崎貴夫（長崎県教育委員会学芸文化課埋蔵文化財班係長） 平成15、16年度

古門雅高（長崎県教育委員会学芸文化課埋蔵文化財班指導主事） 平成17年度

荒木隆裕（長崎県教育委員会学芸文化課文化企画班指導主事） 平成17年度

福田一志（長崎県教育委員会学芸文化課埋蔵文化財班指導主事） 平成18年度

伊藤修一（長崎県教育委員会学芸文化課文化企画班指導主事） 平成19～20年度

小林利彦（長崎県教育委員会学芸文化課文化企画班指導主事） 平成21～24年度

松尾俊幸（長崎県教育委員会学芸文化課文化財班文化財保護主事） 平成25～27年度

5 整備委員会（50音順）

小田富士雄（福岡大学名誉教授）委員長 平成15～26年度

齋藤弘征（郷土史研究者）副委員長 平成18～26年度

高瀬要一（公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事／理事長） 平成15～26年度

永留久恵（郷土史研究者） 平成15～17年度

林 重徳（佐賀大学名誉教授） 平成15～26年度

6 現地指導

瀬宜田佳男（文化庁文化財保護部記念物課調査官） 平成16年10月13日

第2項 整備委員会

整備委員会の設置要綱を平成16年6月8日に定めた。以下に記す。また、年度ごとの委員会の協議内容を記す。

1 要綱

矢立山古墳群保存整備委員会設置要綱

平成16年6月8日 教育委員会訓令第12号

（設置の目的）

第1条 対馬市の歴史的遺産を保存し、整備促進を図るため、対馬市教育委員会内に矢立山古墳保存整備委員会（以下「整備委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 整備委員会の任務は、次のとおりとする。

- （1）教育長から史跡の保存整備計画について諮問を受け、これに答申する。
- （2）その他史跡の整備促進に必要な指導助言を行う。

（組織）

第3条 整備委員会は、教育委員会が委嘱する委員を以て構成する。

2 必要に応じて部会等を設置することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 整備委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

（会議）

第6条 整備委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は過半数の出席をもって成立し、議決は多数決による。
- 3 部会等も同様に互選により代表するものを置き、会議の進行にあたる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 整備委員会の庶務は、文化財課が処理する。

(補則)

第9条 その他、整備委員会に必要な事項は教育長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年10月10日教育委員会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1回(平成15年度第1回)

- (1) 日 時 平成15年6月27日11時30分～16時00分
- (2) 場 所 巖原町役場第3会議室／矢立山古墳群
- (3) 出席者 小田、林、瀧上、村瀬、小島、井田、尾上
- (4) 概 要

保存整備基本計画は2年で策定する。委員会開催の前提として町としての史跡保存、整備、活用に対する基本方針を決定すること。コンサルを導入し、基本計画書の案を来年度2回目の委員会で提出すること。復元整備方針案を委員会でまとめ、文化庁に提示して指導を受けること。指導後に開く3回目の委員会で検討し決定する。1～3号の各古墳は個別に資料を作成し、第2回委員会で施工方針を検討する。追加指定範囲は2号墳北側の石垣1段目までで良いのでは。2号墳南側の急傾斜は侵食対策、崩落防止対策を施しては。県道(主要地方道^{まじきばら}棧原小茂田線)拡幅は地盤に影響が出ないように慎重にする必要がある。古墳上の樹木は伐採。無縁仏は整理。

3 第2回(平成15年度第2回)

- (1) 日 時 平成15年10月17日11時15分～16時00分
- (2) 場 所 巖原町役場第4会議室
- (3) 出席者 小田、高瀬、永留、林、小島、井田、尾上
- (4) 概 要

古墳群周辺の集石墓は古墳を意識した配置にある。近畿では墓碑のない集石墓は中世よりやや古い。九州では明治期まで残るが、ここは近世までは確実に遡れる。ただし中世末の可能性も残る。中世以降の新しい墓としても、地域の人々による墓地や土地に対する認識を表すので、現時点では撤去ではなく保存という含みを持たせた方が良い。古墳復元に支障があるのは調査と整理が必要だが、それ以外のものは時代が下がるにしても撤去する必要はない。3号墳北東側の岩石群は土地の原風景を想起させるので、保存方針が良い。墳丘や石室に影響のある樹木は伐採。県道(主要地方道棧原小茂田線)拡幅による史跡下の崖面掘削は、丘陵地盤のクリープを加速させる危険がある。工事設計確定前の十分な検討と対策が必須。古墳復元は徹底した復元と現状維持、その中間の3案が必要。1号墳は現状

維持を基本。補足石も使い、周囲の輪郭と方形を表現。2号墳は墳丘盛土と補足石で石列復元をし、天井被覆は不要。床面敷石の保護のため石室内は立ち入り禁止。3号墳は現状維持。墳丘の雨水対策は重要。盛土の材料の検討及び試験を早期に実施。次回からコンサルの参加を求める。

4 第3回（平成15年度第3回）

- (1) 日 時 平成16年2月13日13時00分～16時00分
- (2) 場 所 矢立山古墳群／巖原町役場佐須出張所会議室
- (3) 出席者 小田、高瀬、永留、井田、尾上、真鍋
- (4) 概 要

古墳群周辺の集石墓は墳丘整備に差し支えあるもの以外は残す。NHK共同アンテナは移転し古墳群から遠ざける。不可能な場合は樹木等で遮蔽。遺構に影響のある支障木は伐採・除根。1号墳隣接の芋窯や2号墳横の石積みは除去。1号墳は復元ではなく保存修理を主とする。石室入口は積み直しによる保存修理を図る。方形段築の構造は復元。閉塞部は現状保存。墳丘は遺構保護のため不織布敷設と盛土を施工。盛土は墳頂部で約30cm厚。2号墳閉塞部も現状維持、保存。外形線はある程度まで復元。天井石は復元しない。3号墳は天井石を戻す。石室横の樹木は現状維持。展望台は指定区域縁辺部で高所に設定。県道（主要地方道棧原小茂田線）拡幅については県にも口添えしてもらい対馬支庁長あてに要望書を提出。平成16年度第1回・通算4回目の会議には文化庁調査官及び県教委にも出席を求めること。平成16年度の早期に追加指定申請を行うこと。

5 第4回（平成16年度第1回）

- (1) 日 時 平成16年8月26日9時30分～15時00分
- (2) 場 所 対馬市役所別館第1会議室／矢立山古墳群
- (3) 出席者 小田、林、永留、米田、武田、小島、井田、尾上、真鍋
- (4) 概 要

1号墳を「復元」ではなく「修理」とした意味は、完全復元ではなく、遺構を生かし、補足修理で可能な範囲で修理するという意味。1号墳は修理と復元の間。2号墳は遺構露出展示と遺構保護。3号墳は遺構表示。つぶさない、壊さない、嘘をつかない、作りすぎない。特徴を顕在化させる。1号墳の南側の川や山が見えるような整備手法を。墳墓に人は上がらせず石室に立ち入らせない。2号墳の石室には立ち入らせず、覗けるような形態が良い。立ち入り禁止の表示があれば転落防止柵は不要。3号墳は積石塚の状態を壊さないよう現状保存。立ち入り防止のため柵を設置。県道（主要地方道棧原小茂田線）拡幅では古墳の維持のため掘削を減らす方法を事業主に早期検討を要請。追加指定範囲は可能な限り広く。第2回委員会で基本計画素案を決定し、文化庁へ提出。文化庁の意見を考慮してその次の委員会で決定。

6 第5回（平成16年度第2回）

- (1) 日 時 平成16年11月11日9時30分～12時00分
- (2) 場 所 市役所別館第1会議室／矢立山古墳群
- (3) 出席者 小田、永留、高瀬、宮崎、小島、井田、尾上、真鍋
- (4) 概 要

矢立山古墳群の選地の背景について検討したい。大陸から技術者の来島が想定可能では。金田城跡、

古墳を造る者、銀山を掘る者などが想定できるのでは。金田城跡の整備は金田城跡だけで検討する。古墳の整備は古墳だけで考える。同じ社会背景、国際的緊張の中で成立と考える。もとは同じ原因の中で城の築造と古墳の築造がある。1、2号はヤマトの王権に属する対馬の豪族であろう。3号墳の時代は豪族の力が落ちてきたのではないか。また危機感、緊張感が緩んできたのでは。金田城跡との関係を念頭に整備は考えていくべき。1号墳の1段目は隠さなければならないのでは。2、3段目は補修しながら見せる。1、2号墳は整備段階で補足的な調査が必要だと書いた方がよい。構成石を確かめる必要が出てくる。可能な限り復元するというが、現在の調査データで可能な限り分かっている範囲で復元し、後は現状のまま置いておくということか。あるいは3段が全周回の様子分かる程度まで復元しようとするのか。その場合は補足調査を実施しないと無理では。集石墓の見極めが必要。補足調査は復元の程度により、現況を残しながら可能な部分で段を復元していくことになる。遺構面整備となると、全面発掘になるのでは。奈良の頭塔は半分復元、半分が遺構のまま。最上段の石は天端で復元するか、現状で復元するか。はらんでいる箇所は下から積み直す必要がある。築造当時の姿に戻す。角が出ていない部分は補足調査を実施すべき。方形の三段築成の姿が分かる程度の復元とする。樹も残せるものは残す。悪影響を及ぼすもののみ伐採。一部捕捉石も出るが、遺構の石をそのまま露出した遺構面整備で、往時の姿が理解できる程度に復元することで決定する。

7 第6回（平成16年度第3回）

- (1) 日 時 平成17年2月9日13時30分～16時00分
- (2) 場 所 市役所別館第2会議室／矢立山古墳群
- (3) 出席者 小田、永留、高瀬、林、本中、栗原、米田、武田、宮脇、小島、井田、尾上、真鍋
- (4) 概 要

整備基本計画について検討。各古墳の遺構整備計画について、発掘調査成果と突き合わせて密な基本設計図で当たる。また今までの調査成果の断面で、復元図を整備レベルで正確に押さえる。原則としてこれ以上の発掘は行わないが、必要最小限の復元のための発掘調査は行う。史跡指定地の下を通る県道（主要地方道棧原小茂田線）拡幅の実施時期は未定。河川改修は終了。石室及び古墳周辺の雨水処理について、石室については現状では水がたまる可能性はないが、整備工事の際に墳丘の表面処理に十分検討を加えた上で注意して施工する。古墳周辺の地質調査について、地質の専門家に実見を依頼し、現況の解明と将来的な危機の可能性を検討、指摘してもらう。支障木は用地買収が済み次第本年度伐採する。四阿やベンチなどの施設整備について、使用状況等を勘案して設置する。NHKの受信アンテナについては、移転という強い表現で基本計画に記述し、整備の過程で市としての維持管理、運営活用の方法を具現化する。道路改修や河川改修など自然環境を含む周辺環境について、文化財保護部局として史跡に配慮して材料を検討するなど監修に当たって欲しいという旨を明文化する。

8 第7回（平成17年度第1回）

- (1) 日 時 平成17年7月28日9時00分～12時00分
- (2) 場 所 市役所別館第1会議室／矢立山古墳群
- (3) 出席者 小田、永留、高瀬、本中、古門、荒木、米田、宮脇、高松、井田、尾上、真鍋
- (4) 概 要

本年度中に用地買収を済ませ、1、2号墳墳丘及び周辺を伐採する予定。対馬市地域情報化基本計

画が平成21年度終了予定で計画されており、予定どおりであれば指定地内のNHKアンテナは設置の必要がなくなる。基盤整備として、旧態の地形に戻すようにする。遺構整備に際し修復に使用する石材は現場にある石を利用する。2号墳と学習広場の間にある集石を石材として使用する場合は、中に集石墓が存在する可能性があるため、立会をして確かめる必要がある。3号墳は、蓋石を元に戻し、上に積み石はせず、天井石がある調査以前の状態を見せ、横の礫群を含めて人止柵を設置する。1号墳の石室内照明は必要。テラス面は勾配があるので、盛土をし、土系舗装で押さえる。園路の木製階段はクレオソート加圧注入とする。

9 第8回（平成17年度第2回）

- (1) 日 時 平成17年12月15日 9時30分～12時00分
- (2) 場 所 巖原地区公民館第1研修室
- (3) 出席者 小田、永留、高瀬、林、高松、井田、尾上、真鍋
- (4) 概 要

第7回委員会における指導で一部変更した基本計画の記述を承認。1号墳から2、3号墳と進める整備の順序を3号墳から1号墳に進めるよう変更する。17年度事業計画を承認。18年度工事について、「(ア) 基板整備工」では、支障木伐採に際し、防風林や崩落防止林として一部残す必要はないか要検討。次回委員会時に現地で管区人しながら協議すること。竹や猪の害についても対策を考慮すること。2、3号墳の北西にある石垣は隠せないか、今後要検討。資料の「(イ) 遺構整備工」で侵入防止柵はA案を採用し、ロープをマニラロープからナイロンロープに変更。高さを700mm程度に低くする。「(ウ) 学習施設工」で、各古墳の説明板は順次設置し、整備後順次公開すること。その際、作業道は随時原状復旧すること。古墳個別の説明板はB案を採用。説明文については外国語併記も検討。総合案内板は県道（主要地方道棧原小茂田線）横と史跡入口の2か所に設置。18年度事業「③調査等」を承認。2号墳西の集石除去では内部の状況を見て除去か否かを判断する。1号墳の墳丘最下段は無理に土羽や石積みせず、緩い傾斜によりすりあわせる。墳頂部の度盛りが天井石天端から80cmは高い、再検討。頂上部の仕上げ形状は円球か平坦かは他事例を研究し、再検討。墳丘高度と形状検討のための模型を作成し、現地で水糸や仮杭を設定して検討。参考資料も収集。墳頂盛土の厚さ、種類、構造による耐久性、芝張りや薬剤凝固といった表面処理について、石室内部の温湿度管理、経年変化や風化、表流水、凍結など外部環境の影響、管理の容易さ、現地試験など、多方面から再度詳細な検討を行うこと。墳丘各段の石積み技法は、調査成果を精査し検討。施工時は現場発生材を使用し加工しないことを原則として遵守させること。詰石の使用程度は調査。県道（主要地方道棧原小茂田線）から史跡に行く際のバリアフリーが可能か不可能か検討結果を明記。中長期計画も考慮して明文化する。

10 第9回（平成18年度第1回）

- (1) 日 時 平成18年 9月28日13時20分～15時50分
- (2) 場 所 矢立山古墳群／市役所美津島支所別館第2会議室
- (3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、福田、米田、小島、尾上、真鍋
- (4) 概 要

展望広場予定地の落石防止のため低木植樹が望ましい。2～3号墳周辺の防草措置を講じるべき。

そのためにウッドチップの使用を検討する。佐須川の景観が望めるような伐採計画は立てられないか。1号墳の模型を作成し、完成状態を検討する材料にしたい。3号墳北側の岩石群は協議用資料3頁の図よりも更に北西側に保存範囲を広げること。1号墳の盛土厚は次回も検討。

11 第10回（平成18年度第2回）

- (1) 日 時 平成19年1月11日13時15分～16時00分
- (2) 場 所 市役所美津島支所別館第2会議室
- (3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、福田、小島、田中、尾上、真鍋
- (4) 概 要

3号墳説明板本分では「終末期」という言葉を分かりやすく表現するか「7世紀」と入れた方が良い。史跡全体の案内板にも時期に関する記述は入れるが、個別の説明板にも入れた方が良い。説明板には方位を入れる。図の説明語句と羨道部を示す点線を入れる。地形造成はトレンチ掘削によって土中の観察をして切土深度を決め、無理な切土はしない。造成工による地形復元では、切土範囲や量を調整しないと上の石垣が不安定になる。2号墳の保存修理工事では、遺構は生かせる部分は可能な限り生かすこと。石室積み直し工事では石積みの目地に注意すること。墳丘は舗装でなくても良い。事業年次計画の見直しについてはやむを得ない。しかし各年度ごとに適切な保存修理に支障が出ないように、適切な予算措置を執るよう事務局として尽力すること。

12 第11回（平成19年度第1回）

- (1) 日 時 平成19年9月10日11時15分～15時45分
- (2) 場 所 矢立山古墳群／市役所美津島支所別館第2会議室
- (3) 出席者 小田、齋藤、林、米田、小島、田中、尾上、真鍋、増田
- (4) 概 要

植栽計画を立てること。4号墳の墳形が見えるような整備を年次計画に上げられないか。管理計画を策定すべき。2号墳の石室内に降りて荒らされる心配はないか。展望広場の安全管理を心がけること。古墳群南方の樹木について上部のみでも伐採を実施してほしい。史跡全体の案内板を2号墳の完成に合わせ、仮設で設置すること。斜面の防護が不十分であり、対策を取ること（18年度造成箇所）。史跡への連絡路について、浸食抑制の整備をすること。22年度中に駐車場の設定をすること。22年度中に案内板の場所、内容を設定すること。2号墳石室解体時の観察と、積み直し時の石材安定化に努めること。2号墳石室積み直し後の石材間への粘土目詰めを観察に基づき実施すること。日照による岩盤ほか石材劣化対策を検討、実施すること。1号墳西側からの竹浸食に注意。展望広場などの雑草対策を検討すること。オープン後の維持管理計画を立てること。パンフレットの作成と配布方法を検討すること。

13 第12回（平成19年度第2回）

- (1) 日 時 平成20年2月14日9時00分～15時30分
- (2) 場 所 矢立山古墳群／市役所美津島支所別館第2会議室
- (3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、日高、小島、田中、尾上、真鍋、増田
- (4) 概 要

整備報告書には2号墳石室解体の記録を可能な限り多く載せること。史跡への連絡路に踏み段や手

すりを設置できるように検討すること。展望広場の路面舗装は碎石を敷き詰めてはどうか。展望広場の端には腰の高さくらいのロープを張った柵を設置するよう検討すること。2号墳の墳裾で、北西と北東の辺は石列表示はしない。北東辺の入口付近は傾斜に沿って擦りつけるように下げる。南東辺は石室から入口方向への、約半分ほどのみ石列表示をする。2号墳の墳丘表面の石は少々大振りなものを使用すること。小さいものは雑草に押されて浮き、位置がずれてくる。オープン後の維持管理で、金田小学校や佐須中学校の生徒によるボランティアを考えてはどうか。2号墳石室の床面は現状のままが良いのではないか（被覆措置などは必要ないのではないか）。2号墳石室内部への進入禁止の掲示板を設置すべき。園路は2号墳の南側を廻るようにする。2号墳の入口側から3号墳へ抜ける。1号墳は石室内部の観察用にセンサーで発光するソーラー電源を採用する。20年度の整備委員会は第1回目を7月に、第2回目を12月に開催する。

14 第13回（平成20年度第1回）

- (1) 日 時 平成20年7月22日12時30分～15時30分
- (2) 場 所 美津島地区公民館2階住民研修室
- (3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、河合、小島、田中、尾上、増田、田口
- (4) 概 要

積石塚は原則として残すことを確認。今回調査した積石塚の最下段は地下で保存。2号墳は基本計画に謳っているとおり平面表示での復元とすることを確認。協議資料等の図面についてはコンターとスケールを正確に明示すること。2号墳の石室保護策としてフレームを組んで網を貼ること。協議資料、案内板で4号墳の表示を工夫すること。2号墳の舗装で石灰を混ぜた三和土に雑草が生えないか実績を調べる。1号墳も含めて墳丘舗装は2、3年に1回はやり変えることも念頭に置くこと。植栽を増やすこと。墳丘舗装、盛土について、「永久的」という表現は使わず限界があることを前提に、「できるだけ耐久性があるものを使う」とすべき。墳丘舗装、盛土材については凍結融解より乾燥湿潤に注意すべき。墳丘舗装、盛土材の試験施工を早期に実施すること。2号墳石室入口は追加調査をせず現状で整備することを確認。1号墳は墳頂部は石が混じった土饅頭のようにし、テラスは石が散見するような仕上げになることを確認。1号墳の墳丘舗装材で透水性・不透水性の研究を十分に行うこと。1号墳石室の照明にソーラーを使うが、その配線を引いてくる場所に問題がないか検討すること。1号墳の墳丘盛土材で、三和土か四和土にファイバーを混入、真砂土とセメント、粘性土と石灰等を混入した4～5種類のパターンを作り、乾湿や耐久性について室内での試験施工を21年にやること。危険性があるので入ってはいけないという注意板は最低限設置しなければならない。

15 第14回（平成20年度第2回）

- (1) 日 時 平成20年7月22日12時30分～15時30分
- (2) 場 所 美津島地区公民館2階技術研修室
- (3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、河合、小島、田中、尾上、増田、田口
- (4) 概 要

整備委員会として予算の増額を要求する。2号墳の石列は修正をすること。2号墳石室前庭部に施工した砂利敷きは除去する。2号墳石室入口の幅が視覚的に分かりやすいように工夫する。2号墳石室下は歩きやすいように整備する。2号墳の説明板は平易な表現にし、整備の方針や理念についても

明記する。指定地周辺のフェンスは緑に塗り替え、歪んだものは修正すること。古墳群を見学する動線を定め、整備完成図に表現する。県道（主要地方道棧原小茂田線）からの連絡路は将来的に整備を行う。墳丘盛土材は「三和土B」が良いのでは。墳丘盛土材の試験片は石を混ぜる。試験片は冬と夏を経ること。委員会は整備工事の途中経過が見られる時期に開催すること。1号墳東の樹木は現状維持。1号墳の墳丘整備では雨水の自然排水を阻害しないように。1号墳の石室修理では鍵状加工を損なわないように注意。

16 第15回（平成21年度第1回）

- (1) 日 時 平成21年10月15日11時10分～15時40分
- (2) 場 所 矢立山古墳群／美津島地区公民館 2階技術研修室
- (3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、小林、梅野、田中、尾上、増田
- (4) 概 要

試験片の経年変化、風化状況を確認。22年度の施工内容を説明し、施工箇所を見ながら検討。会議資料4頁「4. 内容」④で石室入口に向かって左側には石を置いて表示した方がよい。協議用資料の整備計画平面図を委員会の検討を経て修正。2号墳説明板は、雨水がたまることによる腐食を防ぐため、枠に水抜き穴を施す。説明板本文で「太刀」を「飾り太刀」に修正。銅鏡の写真を掲載すること。「年月日」と「市教委」の表示は無くてもよい。舗装試験は、試験片だけでなく、より広範囲に試験施工して経過を観察して欲しい。割合はセメント1、固めてe土1、現場土8。展望広場の舗装は、ベンチを置く周辺と園路を設定して限定的に施工すること。その代わりに全体に防草シートを入れて雑草対策をすること。雨水対策として素堀側溝だけでなく展望広場の山際に蛇籠を置いて、落ちてくる水や砂利の堤防となるようにすること。猪対策としてネットを指定地全域に巡らすこと。見学の便と歩行者への安全確保の面から、連絡路の仮整備を実施できないか。パンフレットは最終年度だけでなく、22年度あたりに手製のものでいいので作成し、配布できないか。パンフレットやガイドチラシは、子供向けのものと専門的な内容を盛り込んだ2種類作れないか。矢立山古墳群への道路標識を設置するよう計画できないか。駐車場の整備を計画できないか。整備が終了する最終年度のオープン時に整備委員会を開き、解散式を行ってはどうか。

17 第16回（平成22年度第1回）

- (1) 日 時 平成22年10月15日11時15分～15時45分
- (2) 場 所 矢立山古墳群／美津島地区公民館 2階技術研修室
- (3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、梅野（正）、梅野（菊）、尾上、増田
- (4) 概 要

蛇籠は指定地の境界線を明示するように配置しつつ、境界柱は確実に残すこと。素材をテーパーかジオフリースにすること。直径を50～60cmに大きくすること。背部に『ポケット』を設けること。1号墳と2号墳の間に現在貯めている石材はまず蛇籠に可能な限り使用し、残りは1号墳の修理復元工事や連絡路整備にも流用するなどして使い切り、残さないようにすること。展望広場に使用する防草シートは、より丈夫なものを採用できないか。1号墳の墳丘周囲に巡らす人止柵は、協議用資料の1号墳整備計画図の表現よりももう少し墳丘に近づけてはどうか。計画図では墳丘の西側のみに人止柵を設計しているが、東側にも設置して、1号墳全体を囲ってはどうか。現在の計画図では石室入口部

分が閉塞部だと見学者に理解してもらえないのではないかと。閉塞部だと分かるような整備・復元方法を検討すべき。照明工はLEDの仕様にして、小動物や自然現象で点滅しないようにセンサースイッチではなく、人間が見学するときに手動で明かりを点けるようにすべき。石室内を見学する際に利用しやすいようにスイッチを閉塞部付近に付けた方がいい。例えば人止柵の柱など。石室内に立ち入らせないようにする人止柵は、より効果が高いようにいくつかの案を考えて検討する。例えば石室入口に網を張るなど。墳丘の復元整備を実施する時には、埋め戻したトレンチを再度開けて遺構を確認した方が良いのでは。計画図では閉塞部の状況が分かるように、墳丘整備範囲外から正面を見上げた立面図を作成すること。石室入口と天井石の安定化については、石材の解体積み直しから補足石による安定化まで、様々な方法を検討すること。ジャッキアップしての石室側壁の積み直しなど、方法によっては盛土の崩落や石室への変形の危険性も考えられるので、設計を詳細に検討すること。年次計画に県道（主要地方道棧原小茂田線）からの連絡路整備を明示した方が良い。史跡指定地の西に生えている竹が指定地内に浸食してくるのを防ぐように対策をとること。展望広場の北側にある斜面は、表面に泥岩を含む砂岩片や土を、土地所有者の許可を得てから、蛇籠などの工事施工前に除去しておくこと。猪避けのネットフェンスを県道からの入口に張っているの、見学者に見学可能であることや、入口の場所を明示できるように注意書きを書いてはどうか。現在整備工事を実施しているということを示す説明板を置いてはどうか。23年度の整備委員会は年に2回開催し、6～7月に1回と10～11月に1回設定する。23年度の第1回の整備委員会までに石室（天井石）の安定化（積み直し）など、概要設計を立て、議題として検討し、修正を加えた後に実施設計に入る。

18 第17回（平成23年度第1回）

- (1) 日 時 平成23年6月24日12時45分～15時45分
- (2) 場 所 矢立山古墳群／美津島地区公民館2階住民研修室
- (3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、梅野（正）、梅野（菊）、田中、尾上、増田
- (4) 概 要

舗装の耐久性について経年変化を観察すること。舗装以外の部分の根株は除去して欲しい。指定地周辺の木は、展望広場からの眺望を確保するために、土地所有者に承諾書を取り、継続的に伐採による管理をしてはどうか。現場に積んである檜の丸太は処分した方がよい。腐っているので、ウッドチップとしても使えないのではないかと。年次計画の延期についてはやむを得ない。1号墳の工事は2か年度に分けて実施したほうがよい。土のうをすべて取り除いた状態で現地を確認し、整備委員会で検討する。樹根は取り除くべき。表土のすき取りも必要ではないかと。協議用資料19頁の参考図で、南側立面図の墳頂部はもう少し右に寄せ、石室入口の中心に描くように。また、墳頂部の石の表現が違う。照明灯用のソーラーパネル設備はどれくらいの耐久性があるのか。発電量は十分か。2号墳の天井石にひびが入っていた。矢立山古墳の石材は劣化しやすく、対策が必要である。1号墳の石室や石材の保存処理を行うと資料にあるが、どのような方法を採用するのか。石材の保護・強化措置は必要。1年間の猶予が出来たので、試験施工をして経過を観察してはどうか。1号墳東側の墳丘盛土の上には芝張りはないのか。資料にあるペーパースラッジ系固化剤を利用して固め、表面には地被類などの植物が生えるというが、カヤなども生えるのではないかと。手入れがいらないような施工が良い。

19 第18回（平成24年度第1回）

- (1) 日 時 平成24年6月14日11時20分～16時00分
- (2) 場 所 矢立山古墳群／美津島地区公民館2階技術研修室
- (3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、梅野（菊）、田中、尾上、村瀬、増田
- (4) 概 要

1号墳の整備復元について、墳丘を全体に20cm嵩上げして仕上げる根拠は何か。残存する石を生かすのであれば、遺構石の上に更に石を乗せるとおかしくなるのでは。墳丘の高さが本来よりも高くなり、石列が20cm高くなると、相対的に石室が低いようになるが、もう少し下げられないか。過去の議論や現地の検討結果を受けて高くした。石室側壁の羨道部と玄室とに段差を付けているが、復元した中段が石室入口の高い部分に設定されるため、石室と墳丘との位置関係に違和感が出る。石室前面の段は本来の高さにすることはできないか。説明する際に、石室は本来の高さで、石列は20cm上げて復元した高さだと説明するのが分かりやすい。説明板に記述すること。西側は復元で東側は現況という仕上げだが、境界はぼかした方がよい。原位置を若干逸した東側石列石材は復元整備で盛土した際には、見えた方がよいのでは。閉塞部を舗装すると、閉塞石の存在が分かりにくくなるのでは。土舗装の表面に石が見えるようにするなど工夫したほうがよいのでは。説明板での記述が欲しい。各段が南に傾斜しているが、これで良いのか。地山の傾斜によるとしても、工事で復元した面が傾斜していると、本来の形状であると誤解を与えることになる。二段目から上は水平に仕上げられるようにならないか。終末期古墳で、全体の段が斜めになっているという事例があるか。石列石段の上がり下がりの問題だが、石列の上端の面が出れば決定する手掛かりになるので、北側や西側の遺構を出してから検討してはよいのでは。1号墳石室入口の人止柵について、協議用資料のA案を基本に、天井石近くまで近づける。未発掘箇所を表土を残したまま石列の上に石を乗せると、間に土の層ができる。表土剥ぎは発掘調査と見なされる。石室修理は良いが、石列復元は来年度に回し、今年度は発掘調査とほかの工事をすることにしては。調査は結構な時間が掛かる。今までの議論の流れでは、新たに掘らずに、これまでの発掘調査の成果で整備しようとなっていた。この方針転換を文化庁がどのように判断するか。墳丘石列を復元するのに必要な程度までの掘削、立会程度で収まるのか。以前調査した段階までは実施した方がよい。その後に石列を追いかけて掘るかは文化庁の判断を仰がなければならない。発掘調査の予算は計上しておらず、予算の組み替え、計画変更も必要。調査を実施するには別途協議が必要。原位置を逸した石材も、施工は難しいが除去してはいけない。そのままにしておいて、上に復元した線で作っていく方法にしかないのでは。24年度事業を現計画で実施し、不備が出た場合は25年度まで延長して実施する。整備により遺構を保護するという意味もある。発掘調査で整備線を出すとして、24年度事業に組み込むには現状変更と事業計画変更を提出する必要がある。整備の設計のためにも発掘調査は本年度実施が望ましい。手続きを進めること。ネットフェンスは史跡指定範囲すべてをカバーできるか。入札後、落札額によって執行残で延長するように。石列の復元に先だって表土をどの程度除去すればよいのか。これまでの協議を踏まえ年次計画を整理する。1号墳南東部にある樹木は、墳裾にあるものは墳丘の崩れを防いでいるものもある。切るのは最後の手段として邪魔になる枝を伐採するという程度で対応してはどうか。付近に50cmでも良いので、集積してある石で石積みをしていないと、土が流出する。目立たないようにすべきだが、2号墳、1号墳ともに平坦部の造作

が必要。博物館について28年度中にオープンという計画で進めているが、矢立山古墳群の出土遺物展示については十分検討すべき。

20 第19回（平成24年度第2回）

- (1) 日 時 平成24年11月13日11時30分～16時00分
- (2) 場 所 矢立山古墳群／美津島地区公民館 2階技術研修室
- (3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、本中、小林
梅野（正）、梅野（菊）、田中、尾上、村瀬、増田

(4) 概 要

指定地の境界杭内側にネットフェンスを設置するが、全面設置はしないのか。3号墳の北東部にある岩石が散乱している箇所は古墳築造時、築造以前の原地形、原風景を残しているため、保存が必要。1号墳の石列を水平に復元した場合の高さ、石室入口の断面の取り合い状況などは、どのように決着を付けるか。段の天端が水平であるのが本来なのか、地形に影響されて南に下がるのか。今回の調査で全面を精査し、石列は横目時が通る積み方で石室前側方向に下がることを確認した。2段目頂上の石列を見ても全体に前下りの傾向が出ており、本来の姿ではないか。この上に1石乗るくらいか。南北方向は下がり気味、北側の石列はほぼ水平ではないか。墳丘東側は斜面で描かれているが、階段状に仕上げなくて良いのか。東側は基本計画時点で復元せずに現状を利用するという方針。石室正面は上・中・下段と階段状になるが、後ろも階段状になる。東側も途中までは階段状の石列があったような痕跡がある。東側側壁は石を置かないような計画になっているが、正面側から見たときに、右（西）側が復元、左（東）側が現状というように、左右で様相が極端に変わるの違和感がある。せめて右側の壁の所も、石室側壁のすぐ脇だけは階段状になっている方が正面観が整う。石室を作るときに左側に上段が回ってくる場所が見えるが、上段天端のレベルが天井石の下に揃ってくる。したがって、ここまで仕上げた後に天井石を置いて土を乗せて仕上げる手順になっていると思われる。東側は現在崩れている。東西は本来同じような状況の仕上げだろう。東側正面と背面、西面は階段状だが東面は石がずれている。石室は中央から右に寄っているが、岩盤の盛り上がり掘りくぼめて造るために結果として西側が広く、東側が急傾斜になっていると思われる。資料14ページの図で左上の南側立面図を見ると、上段の48.20mが本来の石積の高さで、10cm上げて48.30mを整備高にしているが、10cm上げる必要はないのでは。10cm上げると石室との関係がおかしくなる。中段では48.75mが本来の復元高で、天井石が乗っている石室側壁の天端が水平に揃っているが、ここが中段の天端では。この状況から、石室を作りながら古墳を造っていくときに段を作り出していったと推測する。全体として遺存部が少ないので、10cmの嵩上げは必要はないのでは。頂上部はもう少し平坦に仕上げた方が良い。天井石の上にある程度の土被りが必要ではないか。円墳のように上の丸みが見えるのは避けた方が良い。やや丸みを押さえるようにする。資料を見ると石室入口側壁右側の石がずれ込んでいる。やはり修理したほうが良い。石列復元に関し、遺構の修理はするのか。基本方針では遺構に覆土をし、その上に復元することとなっている。なし崩し的にすべて解体修理になってしまう可能性がないか非常に危惧する。最低限収まりが出来ない箇所、今の状態で補充が出来るところだけやっていく。大がかりな解体修理が必要な箇所は手を付けないというやり方もある。解体修理を伴わない範囲で最小限補充していった中でどこまで出来るのか。その姿図を描いて再度議論しないといけない。再度時間を取っ

て議論したほうが良い。本日の議論は、原位置を維持した天端と目される石を起点に、南にどう下げるかという方法。しかし石室は側壁の石が5度程度下がっている。これを手がかりに天端を保持する石から石列を回し、それに沿う形で整備する方針で考えられないか。石室の両側壁は傾斜しているが、当初からなのか、後に下がったのか。石室横断面による左右の傾斜の違いがあるが、すべてそうなのか、部分のみそうなのか再検討が必要。樹根処理は、どのような段階を経て実施するか大きな課題。現実的な方法を一度提示すること。来年度に事業終了であり、もっと緊張感を持たないと中途半端になる。石室入口の右側は直すが、そこだけに留めること。

21 第20回（平成25年度第1回）

(1) 日 時 平成25年7月16日11時30分～17時10分

平成25年7月17日9時00分～11時00分

(2) 場 所 矢立山古墳群／美津島地区公民館2階技術研修室

(3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、松尾、梅野（正）、平江、田中、尾上、村瀬、増田

(4) 概 要

1号墳の石列、墳丘復元高について審議。石の接着をするとき、ワイヤーで巻くなど力学的な補強もすればかなり強くなる。将来、補強をしたということも明白になるので、併用した方が良い。遺構石の上に新規石材を置く場合、通常の鉛板ではなく、不織布を使用する。上段石列の南側は、西南隅から石室入口方向に向けて中央が南に張り出し、斜めになる。例はなく、違和感がある。中段と平行になるか確認せずに今の状態で南に出すのは問題。確認した上で前に出てくる、というのなら良い。表土を少し剥いで、天井石の西側の状況を確認し、ラインが現在の設計のように斜めなのか、まっすぐなのかを確認して積む。墳丘東側は西側に合わせてラインを作る。中段北側は、かなり石が乱れた状態だが、その上に不織布を敷き、安定するように粘土等をかませながら復元する石列を並べていく。中段石列から斜めにテラスが下がってきて北側下段石列に擦りつけていく。現在の図面では下段石列は一律に30cmの高さで横に続くような復元だが、そうはならない。不整な石を外しながら調査をし、石を積み上げるとするのが理想だが、それは無理。文化庁からも解体修理にならないように指導があった。原位置を保っている石を動かすのはいけないが、樹根で押されて原位置を逸し、不整になっているものは、現場の判断で据え直した方がいいが、記録は残さないといけない。1人では無理だ。記録担当者と指示者が必要。写真でも良い。整備報告書で、移動した石と現位置のままの石を区別し、記録を残さないといけない。積み直しの作業は下段から施工すべき。石列復元の方針は、生きていると思われる石を基準とし、北側の中段については原則、今の状況を残して、整備をした際に常に頂部が突出するような石材については、水平に直すなど、手を加えながら積み直していく。記録についても、ビデオ撮影等を行いながら、2名態勢で実施するような方針にしたい。事業最終年度での整備委員会の開催時期、形はどうするか。解散式や竣工式などをするか。理想的には開園式の前後にシンポジウム開催が考えられる。園路の仕上げは石で出来るならば、それが一番良い。山側に側溝を作る場合はコンクリなどで固めた方が良い。北側の水を谷側に横断溝を造り、適時水を逃がしてやらないといけないが、その施工も石が一番容易。舗装は土かアスファルトで路面のところを固めた方が歩きやすい。入口の門も、もう少し予算を掛けて入ってみたくなるようなものを。看板も必要。駐車場の整備も必要。下の沿道部分を駐車場に整備して良いか正式に検討しないといけない。4～5台駐められれば良

いのは。博物館建設について矢立山古墳群もせっかく整備されるので、整備の過程などが追認できるような展示と案内をし、原資料をなるべく集めて収蔵しておくことが大事。文書は専門家には興味があるが、一般の観光客には展示内容を見て現場に行くような仕掛けをして、地元の人が集まるようにすることが必要。矢立山古墳群の展示ブースを入れると良い。古墳にかかわる歴史をまとめて、小中学生の教育の中に生かしてやれば郷土に対する愛着が湧く。子供が来て、いろいろな歴史を学んで、それを楽しむ、ということがないといけない。これを見ろ、という古いタイプの博物館ではだめ。子供が先生に連れられて博物館で一生懸命話を聞いている。その姿を見ることで大人も博物館を非常に身近に感じるようになる。市外から来る人は、対馬とはどういうところだろうと興味を持って来るが、地元の人はず、誇りを持ったり愛着を持ったりすることが大事。次の委員会で今年度の成果と途中経過を確認し、26年度の整備事業について協議を持つ。現場に植える樹種の選定について、次回、案を持ち寄って検討する。

22 第21回（平成25年度第2回）

(1) 日 時 平成26年2月5日 対馬入り

平成26年2月6日 8時45分～16時00分

(2) 場 所 矢立山古墳群／美津島地区公民館2階技術研修室

(3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、松尾、梅野（正）、平江、田中、尾上、村瀬、増田

(4) 概 要

段築の石積について、石材の縦横の使い方について妥当性を検討。墳丘盛土の仕上げについて、石の密度や配置について検討。前庭部から閉塞部テラスまでの高低差が大きいので、階段を付けてはどうか。1号墳南東部に作る土砂流出・崩落防止を目的とした石積だが、現施工箇所よりも、もう少し南側に変えた方が良い。墳丘南側の高さの根拠は。石室入口の石積の高さを基準。側壁の横目地及び連続する南側石積の高さを参考。段築を復元しつつ、石積の天端と比較し、調整して決定。石室入口と前庭部の段差、傾斜が非常に急。段を入れないと危険でないか。石室入口の人止め柵は格子の隙間から人が入らないか。県道（主要地方道棧原小茂田線）から史跡への連絡路にある3か所の平坦部が踊り場になるのか。登りがきついで、あった方が良くはないか。連絡路に手摺りが取り付けられるのか。あったほうが良くはないか。連絡路の舗装設計厚は30mmだが、石の重量や、舗装材の劣化、地盤のゆがみで、舗装がずれて下がる恐れはないか。経年変化に伴う定期的な修理の必要性を整備報告書に明記しておくべき。鹿や猪が入らないような対策が必要。協議用資料16頁の横断溝は、設計の35cm幅まで広いものが必要か。舗装すると表面流量が上がる。舗装面は山側に傾けて、そこに側溝を設け、雨水を流すのか。勾配、傾斜については十分に検討しないと、集中した水で浸食される。山側に傾けると末路をどう処理するのか。雨水が集中し、カーブでは大変な量になる。史跡の出入り口の門扉は簡単に鹿や猪が出入りできず、簡単に施錠できるようなものが良い。現在、史跡に標識はあるか。通常、指定物件には標識がある。法律で指定年月日などの記述や大きさなどを規定した標識の設置が義務づけられている。標識の設置は補助事業で実施できる。史跡への登り口の前後100mほどの道路脇に、案内標識を設置した方が良くはないか。依頼により道路管理者側で建ててくれる。国指定物件の場合は国交省が実施してくれる。県道だと県の道路管理課に尋ねなければならない。1号墳の説明板は、2、3号墳と同じデザイン。位置は石室入口を計画。場所は現在の計画地

よりも、少し入口から離れた方が良い。案内板改修に関係し、横にパンフレットを入れるポストの設置は。雨天時に対応して、指定地の広場に四阿を設置しては。今回の整備事業の一環ではなく、次年度くらいに別の整備事業で、公園整備などの一環として予算化してはどうか。案内板は対馬市内で形式が決まっているのであれば揃えても良いのでは。指定地入口の道標について、他所と統一しているのか。もう少し資料を揃えてから検討するように。協議用資料7頁における撤去工について25、26年度に実施したが、現地据え置きにより処分費用を浮かせ、他所に予算を使った方が良いのでは。今年度は撤去して、来年度は場内移動で目立たなくする。来年度その分の予算で別途工事を実施するという考えはどうか。事務局担当者の判断で良い。航空写真は整備報告書には、整備前と後の両方を載せた方が良い。また案内板の改修時に掲載してもらいたい。整備報告書に関して、写真のレイアウトは、効果が大きく出るように工夫した方が良い。調査の時の写真も入れた方が分かりやすくなることもあるので、視野に入れて作成するように。発掘調査の概要を入れた方が良い。整備方針を採用した根拠を発掘調査の成果で理解してもらおう。概要報告書は持ち歩けるようにA4でなくA5が良い。整備事業報告書は専門的。概要報告書は一般向け。三つ折りパンフレットは更に内容を圧縮したものと整理。パンフレットは補助事業ではできない。事務局の手作り。整備事業報告書と整備事業自体を並行してやらねばならず、相当忙しくなる。事業が担当者に集中していく。1人では持たない。助手を入れるような態勢を考えてやらないといけない。1人では全部だめになるかもしれない。現地説明会は土曜か日曜に開催してもらいたい。金曜日の午後に整備委員会を開催し、翌日、土曜日の午前中に現地説明会。新聞の記事にしてもらい、対馬市のホームページにも掲載を。出土遺物を現場に展示。2号墳の墳丘はサイコロ状の石が散布した状態だが、調査では重なった状態。1号墳ではそれを考慮してもらいたい。整備後は観光バスがせめて1台は止まるような駐車場が必要。その将来的な整備のために、整備事業報告書には長期計画として今後の利用計画、活用計画を盛り込んでおくこと。3号墳で設置しているような立ち入り防止柵は、以前の協議では写真撮影時に邪魔になるため中止した。心理的な抑止力を期待し、杭を基礎なしの簡易なもので茶か黒のロープを設置しては。1号墳と2号墳の間に置いてある石材は処理して、3号墳の北にある原風景と混同されないよう整理すること。

23 第22回（平成26年度第1回）

(1) 日 時 平成26年9月17日11時10分～17時30分

平成26年9月18日9時00分～11時10分

(2) 場 所 矢立山古墳群／美津島地区公民館2階技術研修室

(3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、松尾、梅野（正）、小島、尾上、村瀬、増田

(4) 概 要

門扉は自由に開閉できる構造か。利用後は閉めるよう注意書きをしてはどうか。門扉の左右両側は現状のままか。高さは1,800mmも必要ないのでは。高さは1,500mm程度に変更する。連絡路の素掘側溝の構造と位置はこのままで良いか。場所と構造を変え、手摺りも設置しては。手摺り設置ならば他の工事を減らす必要がある。手摺りがないと不安ではないか。崖側の土留めは大事。連絡路の予定長すべてを舗装、石段設置するのではなく、部分施工により減額できないか。手摺りは箇所ごとに危険度を考慮して配置という方法が適切では。土留工も同様。道標は各史跡で統一様式があるか。なければ当遺跡にふさわしいデザインで構わないのでは。標柱設置は必要。説明板、案内板について、風水の

記述を加え、銀山への言及は削除する。韓国語と英語は簡略な要約で、ふりがなは必要。道標ではなく、標柱の横に現在地を入れた現地の絵を描いた案内図を置いた方がよい。案内板には古墳の写真を入れたほうがよい。方形段築墳が九州では極めて珍しい、現在唯一という情報は記述に考慮すべき。東アジア情勢にかかわる記述は必要。1号墳の周囲を囲う人止め柵が必要。設置すべき。整備報告書に発掘調査の骨子はきちんと入れた方がよい。古墳の記述は1号墳から始めた方がよい。小田委員長に執筆を依頼している部分だが、整備の一般論は事務局で執筆し、委員長には調査、整備に対する思いを書いてもらった方がよい。周辺環境の整備について項目立てが必要。1号墳から3号墳までの史跡地内の見学が容易になるように、整地ができないか。舗装や縁石というと費用が掛かるので、踏み分け道のようにできないか。将来的に中期整備などで考えていてはどうか。草刈りなど維持管理について、ボランティアの導入など方法を検討しなければならない。現地説明会について、1時間で想定内容をこなすのは無理。整備委員長の所見、総括、質疑応答は省略し、整備委員の紹介と文化庁の所見を入れる。市長も呼ぶべきではないか。総務文教委員長を呼んでも良いのでは。全体計画を再構成すること。保存管理計画に関し、現在実施しているのは短期計画。数年間を置いて中期整備、更に長期整備という形で考えておけばどうか。保存管理計画は矢立山古墳群については必要ないのでは。維持管理を想定した管理計画なら分かる。整備報告書に記載をすれば良い。山桜など、注目を集めるような仕組みも大事。4号墳については、あまり広報しない方が防犯上、良い。4号墳の調査整備を実施するのであれば、文化庁と協議して進めなければならない。保存における急な危険性がなければ安置すべきという見解ではないか。整備報告書には記載するが、表示板など目に付く場所への記載は避けること。

24 第23回（平成26年度第2回）

(1) 日 時 平成27年3月6日16時00分～17時30分

平成27年3月7日9時15分～15時00分

(2) 場 所 美津島地区公民館2階技術研修室／矢立山古墳群

(3) 出席者 小田、齋藤、高瀬、林、本中、松尾、梅野（正）、豊田、小島、田中、尾上、村瀬、増田

(4) 概 要

航空写真は整備前と同じ角度で撮影すること。草木が茂る前に実施を。リモートヘリがかなり安価になっているが、利用しては。矢立山古墳群の出土遺物は東アジア情勢や、その中での対馬の位置づけ、大和政権の思惑などを説明する良い材料。現在資料を展示していないのならば、展示できる施設を造らなければならないと宣伝すべき。今後は地元の人にできるだけ来てもらいたい。学校の子供を遠足に誘導するなどの工夫が必要。完成するとマスコミを賑わすこともなくなるので、機会を作るべき。巖原、対馬の人が訪れ、誇りに思うような場所として活用されるよう施策を行ってもらいたい。観光部局と連携し、有線テレビも利用する。根曾古墳群と共に古墳見学を企画しては。矢立山古墳群を知らせる道路標示を設置してもらいたい。同時期で遺物も似ている保床山古墳も周知広報した方がよい。対馬の古墳はすべて県指定か国指定にしたかったが、保床山古墳は漏れた。遺物の質量とともに矢立山に比肩する。石室が崩落しかけており、何とかしなければならない。保床山古墳の資料も含め、やはり巖原に矢立山古墳群の資料とともに展示する資料館、博物館が必要。現在の博物館構想の中で

考古資料の展示について検討する。今後、残された課題、地域における活用など整備をきっかけに考えるべき最も重要な部分。将来のステップになる課題整理は極めて重要。古墳群の整備が技術的な面でも成功したか、学術的な考察を踏まえられていたかももちろん大事だが、それが地域の人たちに共有され、活用が進むようにしなければならず、そのためには整備を足がかりにしてどう課題整理をやったかに懸かってくる。極めて大事な部分が繰越内容に含まれているので、意見集約を事務局でよく考えていただきたい。臨時の整備委員会を開催して報告書を審議に掛けること。開催のための補正予算が必要。整備後に来訪するリピーターを増やすこと。地元の人が年に1、2度思い出するような仕掛けを作ること。

第3節 各古墳と周辺環境の整備

平成13年度以降に実施してきた、各古墳ごとの整備内容及び周辺環境などの整備について、分けて詳述する。

第1項 1号墳（図12～14、47～55、57）

墳丘東側は崩壊が著しく石列石材は大きく乱れ、西側は遺構が良好に遺存していた。東側の崩壊が著しい原因として、東側は墳丘の傾斜が急なため、時間の経過に伴い、風雨など環境の影響を顕著に受けることが想定され、その結果、崩壊の進行が大きかったと判断した。整備委員会では東側の遺構遺存状態を時間の経過と環境が与えた結果と位置づけ、これを提示することで遺跡の変化を学ぶ手がかりになると判断した。そこで整備工事では西側は可能な限り遺構を復元して築造時の姿に整備し、東側はあえて遺構を復元せず現状を保存することを方針とした。

平成13年度に実施した発掘調査により、1号墳の墳丘規模と石列の位置、形状は出土遺構からほぼ確定されていた。しかし、石列の天端の高さや各段の傾斜など、整備、復元するために補足すべき情報があることが整備委員会での検討で明らかになった。そこで、平成24年9月6日から10月16日にかけて、未検出部分の石列確認を目的に、確認調査を行った。調査は平成13年度に設定したトレンチとトレンチの間にある未掘部分を対象にした。また既検出石列に対しても、石材の天端輪郭が明らかになるよう、表面を被覆した土の除去と清掃を実施した。その結果、既検出石列を結ぶ石列と使用石材が見つかり、推定していた石列線の確認と修正ができた。また、整備委員会で、土が被覆したままの石列に補足石を積んで遺構を復元すると、構造が不安定になり、長期的な維持が困難になるという指摘を受けていた。この調査はその指摘に基づき、石列とそのほか遺構構成材の清掃をすることで、復元整備の事前準備も兼ねている。

石列は上段、中段が最も良く築造時の状態を残していたが、石室入口がある南側では崩落が著しかった。特に下段では、かろうじて石材の分布状況から石列の位置を推測できる程度であった。また、石室入口部分の側壁石材が内側にはらんでおり、その影響で最も手前の天井石が原位置を逸し東端が下方向に傾斜していた。石室床面は、平成13年度の発掘調査時に堆積土を掘り、後に露出した床石を土のうで覆って保護していた。なお、調査の際に出土した板石は、取り上げて別所に保管していた。



写真11 1号墳検出遺構オルソ画像

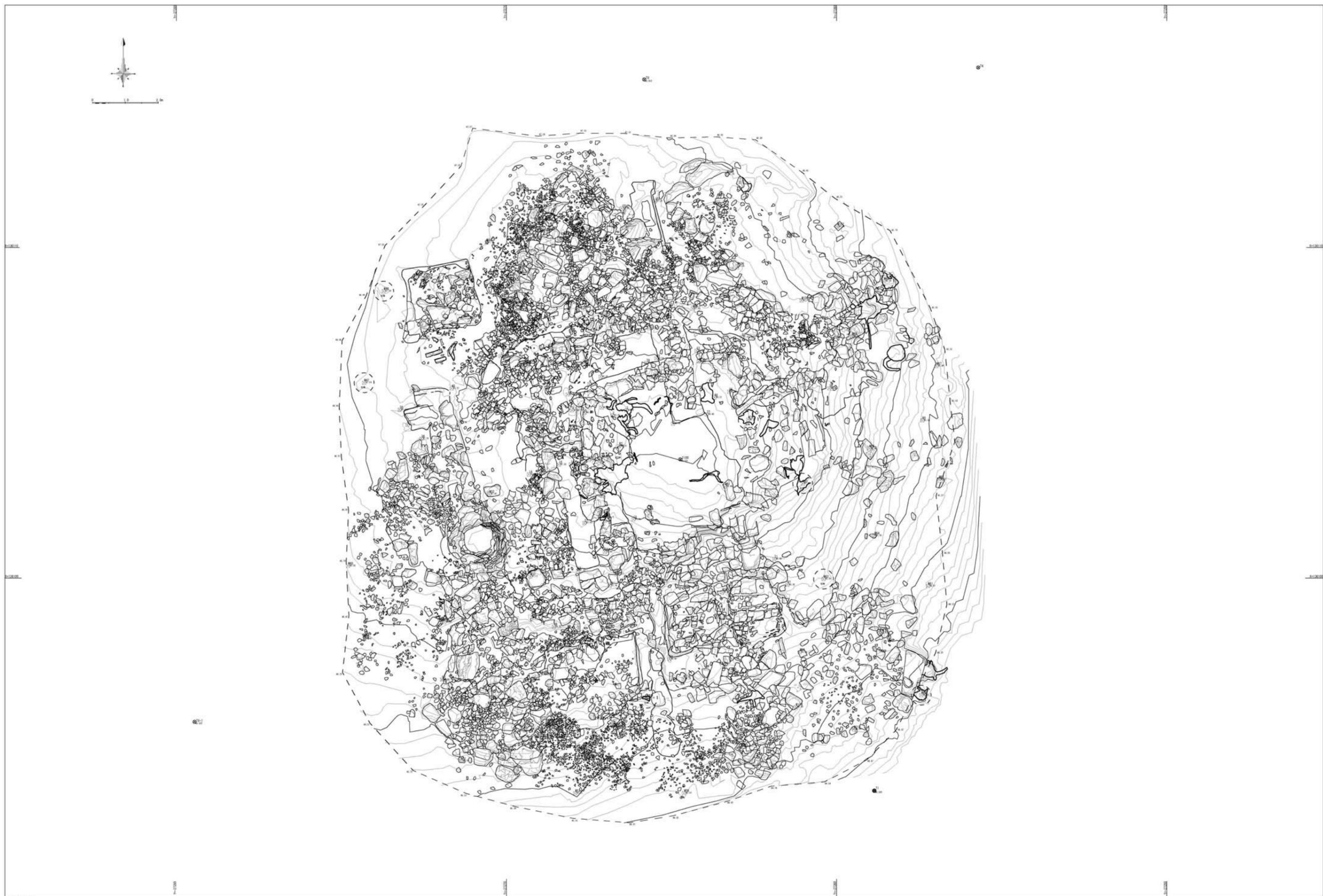


图12 1号墳遺構平面実測図（縮尺任意）

墳頂部は、他事例や調査成果から判断すると、一定量の盛土が流出し、高さが築造時よりも低くなっていることが推測された。墳丘上には複数の木が生えており、根が張ることで石列石材を押し上げたり、移動させたりしていた。また成長にしたがい盛土に食い込むことで墳丘に穴を開けていた。

1 墳丘（図12～14、49～54、61）

(1) 工事概要

石段石列整備作業、遺構保護作業、墳丘整備工を平成25年度に実施した。石室修理も平成25年度に墳丘整備工の中で実施したが、記述は石室の項に載せた。内容は大きく二つに分け、まず直営で石列の復元をし、続いて請負で舗装を実施した。石列の復元は不織布による遺構の被覆と固化剤を混合した練り土を用いた部分的な石材固定と保護をした後、各段ごとに人力で石を積んで行った。舗装は石列復元後に盛土し、表面に築造時の様子を再現するように石を散布、埋め込んで仕上げた。

(2) 石段石列整備作業（図12～14、61）（写真288～372）

石列の整備復元は担当者が直接作業員を雇用し、現場を指揮して作業した。外形線と天端高は、発掘調査で検出した遺構を基に、現場で検討して設計した。外形線は平成13年度の発掘調査で推定した線を基本としたが、設計では平成24年度の調査成果も合わせて再度推定線を見直した。基準としたのは、検出した遺構のうち原位置を保っていると判断した石材で、ずれや割れ、崩落などで原位置を逸した石列石材を参考としている。設計案は、現地で直接1号墳に水糸を張って視覚的に検討が可能な状態にして、図面とともに整備委員会に提示し、審議を受けた。案は平成24年度から平成25年度までの委員会で毎回検討を重ね、複数回の修正を加えている。事務局では各回ごとに受けた整備委員会での審議結果を参考に変更、修正を繰り返し、設計を固めていった。整備復元はこの設計に基づいたが、石列の位置や高さは、作業時に石列を組み上げながら改めて調整、変更を繰り返している。作業時には設計図書に沿って水糸で外形の復元想定線と天端高を設定し、目安とした。

作業順序は整備委員会での指導により、下段から中段、上段と進めることを基本とした。期間は平成25年11月5日から12月13日までである。作業方針は平成24年度の整備委員会で承認を受けた。遺構石材に通し番号をインクで直接注記し、更に施工を容易にするため視認しやすいように表面にガムテープを貼り付けその上に注記した。この番付けは原位置を逸しているもの、維持しているもの、積み直しの対象となるもの、ならないものを問わず、石列を構成する遺構の石材すべてに施した。番付け後に各遺構石材を撮影し、作業前の現況を記録した。積み直しの対象としたのは原位置を逸しており、かつ現状のままでは整備復元に支障をきたすものである。積み直しの対象は、その石材の上に積み上げが困難なもの、その石材の上に石を積んだのちに安定化が見込めないもの、強度が保てないものに限り、解体積み直しのために現状から移動させる石材は必要最小限度の数に留めることを整備委員会における検討で合意していた。整備作業はこの制約理念下において進めた。

石列の解体積み直し、つまり石材が残る遺構を整備する際の基本方法は以下のとおりである。原位置を逸している石材のうち、単体で石列の推定線近くある場合、もしくは積み上がった状態にはあるが下の石材との間に土砂が堆積していない場合は、現状を写真撮影してからその場で据え直し、据え直し後を撮影する。積み上がった石材と石材の間に土が堆積している場合は、まず現状を撮影したのちに上の石を移動し、移動後を撮影する。次に堆積土を除去してから除去後の状況を撮影し、石材の上に不織布敷設する。不織布の上に上部の石を据え直し、据え直し後を撮影する。据え直し石材につ

いては、石材に註記した番号の後に、「移動したもの」を意味して英語の「move」に倣い、英字で「M」と追記し、検出時の状態から手を加えていない石材と区別ができるようにした（例：321M）。整備復元する際に、欠失した石材や再使用が不可能な状態にある石材を別の石材と交換したが、これも遺構の石材と区別するため、作業年度である「平成25年度」を表す「H25」の後ろに、「新規のもの」を示す意味で英語の「new」に倣い、英字の「N」を続けて註記した（例：H25N）。この新規石材を用いる場合には、手を加えていない遺構との区別が第三者に明示できるよう、新規石材と遺構との間に不織布を敷設した。不織布は前田工織株式会社製「ジオフリース S-100（厚さ1.1mm）」を使用した。墳丘の遺構保護にも同製品を使用している。

遺構の使用石材は砂岩や泥岩が多かったが、節理に沿って剥離したり、樹根の圧迫や間隙への侵入のほか、土圧または上部構成材の重量による圧力といった種々の原因によって割れたものが散在していた。現状の遺構を可能な限り生かすという基本方針に則り、割れた石材は接着して再利用した。ただし、割れた石材でも、破碎して復元が不可能な程度まで小片に分かれたものや、劣化して材質そのものが強度を失っているものについては、新規石材に置き換えた。接着を経て再使用する工程は次のとおりである。まず現状を撮影する。次に石材を移動し、石材を取り外した状況を撮影する。その後、対象石材を清掃し接着する。接着後、改めて石材を撮影する。接着のために取り外した対象材の下にあった石材天端に不織布を敷設する。接着した石材を元の位置に戻した上で、据え直し後を撮影して完了とする。割れた石材は現位置から取り外す前に、石筆で破片の接合箇所印を付けた。また、前述の据え直し石材と同様に、註記した個体番号の後ろに続けて「M」を記した。

(3) 遺構保護作業

直営で実施した。作業は担当者が監理し、直接作業員に指示を出して行った。実施時期は石列の整備復元の後で、請負工事による墳丘舗装の前である。目的は遺構の保護と、工事による施工内容と遺構を区別することである。措置作業は、不織布と固化剤混合土を用いて行った。不織布は前述のジオフリース S-100、土に混合した固化剤は、日本興業株式会社製の「地球にe土」である。作業工程は次のとおりである。まずは墳丘盛土と舗装によって隠れる部分に限定して遺構を不織布で覆った。その後不織布の上から固化剤混合土を盛るか塗った。最後にトレンチのくぼみに発掘調査で掘削した土を戻して敷き均した。

(4) 墳丘整備工（図50～54）（写真373～410）

石列の整備復元と遺構保護作業の後、請負工事による墳丘整備工を実施した。工種種別と数量、施工内容は下記のとおり。

ア) 断面復元

49.0㎡を施工した。現場土と土舗装固化剤（地球にe土）を混合した土舗装材を締め固めて下地とする。舗装表面は礫敷きとした。礫敷きに使用する石材は現地にある石材を使用した。石材の形状に合わせて下地を削ったり、土舗装剤を下に詰めて調整した。各石の隙間には土舗装材を詰め、突き固めた。土舗装固化剤は現場土の15%を配合した。礫敷きは墳丘の東西で石材の割合を変更した。断面復元と墳頂部復元範囲では面積に対し90%、墳頂部盛土と墳丘盛土範囲では50%とした。

イ) 墳頂部復元

15.0㎡を施工した。断面復元と同様の施工である。1号墳の墳頂部を含む上段平坦部を対象とした

もので、土舗装材による盛土復元である。

ウ) 墳丘盛土

32.0㎡を施工。墳丘の東側を対象とした。遺構表面を覆った不織布の上に現場土を盛り、表面は土舗装材で締め固め、礫敷きで仕上げた。

エ) 遺構保護工

石室内部を観察する見学者の往来によって、き損や変形をしないよう、入口を土舗装した。遺構保護作業で敷設した不織布の上に基礎碎石を敷き、舗装した。舗装材は東幸建設株式会社製の「瓦ンド」を使用した。

オ) 人止柵

石室内部を保護するため、入口に人止柵を設置した。人止柵はステンレス製の角パイプで、開閉可能な門扉を備えた。

2 石室 (図47、48、50、51、54)

(1) 工事概要

石室内部は手を加えず現状で保存した。見学時の安全面や今後の遺構保存を考慮し、変形していた石室入口のみを積み直して整備した。

(2) 石室修理 (図50、53) (写真382~390)

平成25年度に墳丘整備工の一部として実施。正面右側が下方に下がっていた天井石を、解体して据え直した。施工したのは最も外側に位置する1石である。天井石の右端が乗る直下の東側側壁の石材は、原位置からずれて内側に突出していた。施工と合わせて東側側壁の石材も解体し、積み直した。施工では天井石の左右が水平になるように据え直すことを目標とした。しかし、天井石を正面左側の高さに合わせて水平に据えると、右側が高く上がり、東側側壁の石材と大きな間隙が生じることが分かった。水平に据える場合、側壁石材との間にできた隙間に周囲とほぼ同寸法の石材を新たに積み足す必要がある。天井石直下の石材の突出を修正すると多少この間隙は狭くなるが、やはり石材の追加は必要であった。しかし、側壁の状態を観察する限り、当初の石室構築状態から石材が崩落などの理由で欠失したとは考えられなかった。そのため、当初存在した石材の欠失により天井石右側が下降したのでなければ、側壁が沈下したか、石室全体がゆがみを生じたことで下降した可能性があるかと判断した。また、天井石の構築当初から右側が一定程度に下がっていた可能性も想定した。そして想定される可能性が天井石の左右不均衡な位置の一因となっているならば、新規石材を補足することは適当でないと判断した。同時に、直下の東側側壁石材が石室内側に突出し、石材の天端が低くなった結果、天井石の位置が下がったという推論は蓋然性が高いと考えた。そこで、施工では新規捕捉材を用いずに側壁石材を積み直し、他の天井石の傾きと比較しながら、西側側壁に乗った天井石の高さを参考に右側の高さを決定した。天井石は据え直しまでジャッキで持ち上げ、保持した。側壁は背面を精査、掘削し、石材を据え直した。次に、適当と判断される位置に来るように詰石の大きさを変えながら天井石を調整し、据え直した。

また、天井石同士の間隙4か所には、土舗装材を使用して目地詰めを施した。

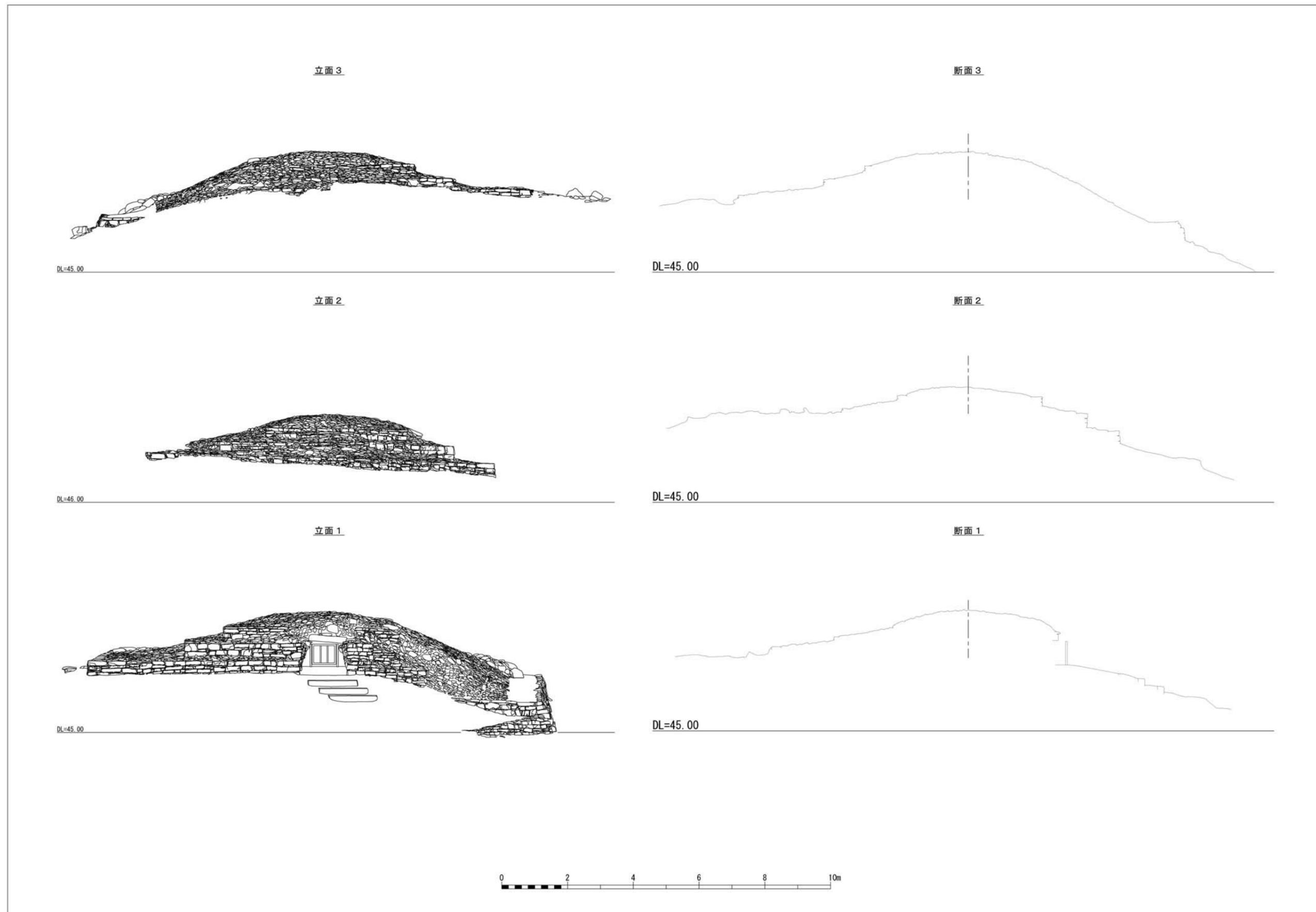


写真12 1号墳整備後遺構オルソ画像



(株) 空間文化開発機構
 作成年月日 平成26年 3月

図13 1号墳整備完了状況平面実測図 (縮尺任意)



(株) 空間文化開発機構
 作成年月日：平成25年 8月

図14 1号墳整備完了状況立面実測図 (縮尺任意)

(3) 照明施設工 (図47、48) (写真266～271、276～282)

暗い石室内部が観察しやすいように、照明として防水性の白色LEDシリンダーライトを設置した。動力は電気とし、太陽電池パネルで発電する仕組みにした。設置位置は整備委員立ち会いのもと、現地で決めた。点灯スイッチは点灯後、設定した一定時間経過後に切れるようにオンディレイタイマーにした。太陽電池パネルを設置するソーラー設備工と、付随する地中管理設・管内配線、白色LEDシリンダーライトを取り付ける照明設備の施工は平成24年度に実施した。ライトと点灯スイッチの配置は平成25年度に実施した。

3 周辺環境 (図55、57) (写真421～444)

周辺環境を整備するため、平成26年度に学習施設工を実施した。1号墳を説明する説明板1基を設置した。また、史跡指定地の遺構、施設の位置と名称を示す案内図を史跡指定地入口に設置した。横には、併せて史跡指定を記す標柱を立てた。主要地方道棧原小茂田線から史跡に登る連絡路入口に設置してあった既存の案内板は、盤面を改修し文面を更新した。

史跡への連絡路も平成26年度に園路工として石段の据付と土舗装を施工して整備した。途中には崖から崩落する土石が連絡路に入らないように、落石防止柵を10基20m設置した。同時に、連絡路の出入口に門扉を設置した。

第2項 2号墳 (図22～27、30～32、34～44、60)

2号墳の墳丘は、盛土は失われ、天井石は2石以外がなく、石列は乱れていた。遺構の遺存状態が良くなかったために墳丘盛土の高さや上段石列の原形に明確な根拠を与えられないことから、現況で推定できる平面形の復元を重視して整備することとした。

天井石を覆う樹根は撤去し、墳丘をき損する恐れがあった樹根は除去した。割れた天井石は接合した。石室は壁面が内側にはらみ、各所で石材がずれ、割れを生じていた。程度が著しい箇所を選んで解体積み直しにより修理した。割れていた石材は接合したが、度合いがひどく、強度が低いために施工が困難なものや、接合しても再使用できないものは新規石材と交換した。

各段の石列は遺構を基に平面位置を復元するように並べた。墳丘盛土は、既に大半が失われていることを前提として、築造時の姿に復元するのではなく、崩落した盛土の内部が露出して見えていることを示すように整備した。使用した盛土は土と石を混ぜ、遺構本来の素材に似せた。表面には土が流れて顕れてきた石を表現するように、小石を撒いた。上段は失われたままに留め、復元はしなかった。

1 墳丘 (図26、27、34～42)

(1) 工事概要

2号墳の墳丘は、平面形態を復元することを主たる目的に整備を実施した。失われた上段は築造高や形状が明らかにできなかったため、復元は行わなかった。中段と下段は発掘調査で確認した石列の一部と、そこから推定した方形の線を基に主に新規石材を用いて平面形状を復元した。全体に土と石を混ぜて敷き均し、表面に割石を撒いて墳丘盛土内部が露出した様子を再現した。

数箇所にあった樹根は除去した。除根により墳丘に大きな空隙が生じるなど影響が大きいと思われるものは、そのまま残して自然枯朽を待つことにした。割れていた天井石はステンレスピント接着剤で接合した。

(2) 樹根撤去工 (図22～24)

ア) 平成13年度

天井石を覆う樹根 (2.3×1.8m)を土のう等で支持養生しながら各種工具で切断し、撤去した。

イ) 平成14年度

2号墳墳丘西側にあった樹根3株をチェーンソーで除去した。

(3) 墳丘整備工 (図34～39) (写真179～192)

平成20年度に実施した。昨年度までの事業で修理・整備されてきた2号墳の外観を仕上げる工事である。工種種別と数量は下記のとおり。

ア) 三和土舗装 (70.80㎡)

イ) 墳裾表示石材据付 (5.4m)

ウ) 段表示石材据付 (25.60m)

エ) 平坦面表示石材敷設 (42.5㎡)

オ) 根切り板 (31.2m)

カ) 人止柵 (5.6m)

墳丘舗装には三和土を用いた。材料は赤土と砂、碎石、消石灰、塩化カルシウムである。作業場で重機を用いて混合して作成した。舗装は、作成した三和土を施工現場に運び、墳丘上に敷き、転圧機で敲き締めた後、水を散布して施工した。

2 石室 (図22～25、30～32、60)

(1) 工事概要

2石だけ残っていた天井石のうち、西側の個体は南側の約3分の1が割れており、かろうじて表面を覆う樹根で支えられて現状を保っていた。また、この天井石を支える奥壁の石材2個体も割れており、天井石の重みで崩落からとどまっている状態だった。石室の各壁面は全体として床に近い下部ははらみやずれによる変形の度合いは低かったが、上方になるにつれ、はらみが大きく、石材のずれが著しくなっていた。既存の石室実測図と遺構を比較検討して施工範囲を決め、解体後に積み直して整備した。あらかじめ表面観察で割れが分かっていた石材のほか、解体時に割れていることが判明した石材について、接合が可能なものは接着剤で接合して再利用し、割れが細かく接合が極めて困難なものや石質が軟弱に劣化し仮に接合しても再利用に適さないものは新規石材と交換した。解体積み直した範囲は真鍮の棒を施工石材と未施工石材との境界に挿入して明示した。

(2) 石材保存処理工 (図22)

平成13年度に実施した。天井石1式 (1.4×0.75m) を接合した。工種種別は下記のとおり。

ア) 石材搬出工

イ) 洗浄乾燥工

ウ) 削孔工

エ) 補強接合工

オ) 接合工

カ) 擬石剤補修工

キ) 搬入据付工

割れた天井石材の保存処理には金属棒を挿入し、補強する必要があったが、金属棒挿入のため石材を削孔するする場合、現場では無振動ドリルが使用できないため、設備の整った工場(熊本県八代市)に運び施工することとした。石材の搬出に際しては、二分した天井石を毛布等で養生、梱包し、天井石を損傷しないよう布帯で吊り(バックホー0.1トﾝ使用)先に整備した仮設用搬路を利用し、県道(主要地方道棧原小茂田線)沿いでトラックに積み込み、工場まで運搬した。

工場に搬入した天井石には、木本類、草本類の細根のほか、コケ類も付着していたため、石材を損傷しないように水洗いし、特に二分された天井石の接合面は十分な洗浄を行った。洗浄後、一部乾燥機を使用し石材を乾燥させた。

接合する天井石を補強するため、金属棒を石材に挿入し、石材同士を接ぐことにした。そのために無振動ドリルを使用して接合面に径40mmの穴を3か所空けた。

削孔工で空けた3か所の穴にステンレス丸棒(直径30mm SUS304)を挿入し、丸棒と穴の隙間にはエポキシ系樹脂「ボンド E209」を注入した。

十分に洗浄乾燥した二分された天井石を接合面がうまく合致するように薬剤を使用し接合した。使用薬剤はエポキシ系樹脂「サイト FX」を用いた。接合後はバンディングを行い十分養生した。

石材が分離していないヒビ状の細かい亀裂部は、水洗いで清掃、乾燥後、エポキシ系樹脂「ボンド E209」を注入(5~10mm)した後、擬石剤を充填し石材表面を仕上げた。またステンレス丸棒端部の石材表面も同様に擬石剤を用いて補修した。擬石剤の作成にはサイト FX を用いた。

接合保存処理した天井石は、工場で十分養生した後、搬出と同様の使用で現場に運搬し、発掘調査で作成した図面を参考に監督員立ち会いの下、原位置に据え直した。

(3) 天井石基礎石修復工(図23、25)

平成14年度に実施した。西側天井石が乗る、基礎となる石材のうち奥壁の2個体が割れていたため、接合した(西側石材230×350×500mm、東側石材265×390×570mm)。チェーンブロックで天井石を吊り上げて移動し、施工する基礎石を露出させ、現状を写真で記録した後に、基礎石を取り外した。

基礎石を作業場に運搬し、水洗い清掃をした後、熱風で乾燥させた。乾燥後に割れた破片を合わせ、印を付けてから、接合面を加工し、接着用の樹脂を塗布して接合した。石材が大きく割れた部分には削孔してステンレス丸鋼を挿入し、樹脂を注して固定した。石材の亀裂部と接合端部、削孔端部は、ステンレス丸鋼を挿入するために削工した際に発生した石粉に樹脂を混合し、擬石を作成した。擬石を注射器や筆を用いて塗布、注入し、乾燥後に表面をグラインダーで整えて仕上げた。石材接着にはエポキシ系接着剤 E-206W、擬石作成には E-209S を用いた。

石材の接合後は現地に運搬し、施工前の記録を参照しながら原位置に復した。仮置きしていた天井石を据え直し、工事を完了した。

(4) 石室修理工(図31、60)(写真50~169)

平成19年度に実施した。石室の奥壁、西前壁、東前壁、羨道西側壁、羨道東側壁を解体積み直しし、東側壁と西側壁の上部を捕捉石で復元した。工種種別と数量は下記のとおり。

ア) 番付け(8.1㎡)

イ) 石室解体(8.1㎡)

ウ) 石室積み直し(8.1㎡)

- エ) 捕捉材集石 (0.5m³)
- オ) 石室積み直し (捕捉石) (1.4m²)
- カ) 目地強化 (10.0m²)
- キ) 割石接着 (29石)
- ク) 積み直し範囲明示 (109か所)

石室石材には個々に番号を振った。番号は石材表面を清掃した上で粘着テープを貼り、その上に記入した。また壁面に垂直と水平の線をチョークで引き、接する石材の相互位置関係を示す目印とした。番号と目印線を付記した後に一定範囲ごとに分けて写真撮影し、石材と番号の対照ができるように記録した。解体は壁面の横目地を目安にして各段ごとに施工した。各段の解体後に石材背後や次段の上面などを写真撮影により記録した。個々の石材は重量と縦・横・控え長を測定して記録した。

石材で割れているものは接合した。接合面を刷毛などで清掃し、エポキシ系樹脂「E209W」を塗布してから合わせた後、なまし番線や紐で固定し接着した。

石材を石室内側に押し、壁面をはらませる原因の一つとなっていた樹根は、石材の解体時及び積み直し時に適宜、除去した。

積み直す石材のうちで、細かく割れて接合が困難であったり、脆弱化して再利用が困難であることが明らかになった個体は、捕捉石材と交換した。捕捉石材は史跡指定地内で確保したものを使用している。表面には遺構石材と区別し、施工時期が分かるように、積み直し後に隠れて目立たなくなる位置を選んで「平成20」とインクで記入した。

積み直し時にも解体時と同じく、横目地を基準とした各段ごとに写真撮影により記録を取りながら施工した。石材の上面には小さな砂礫と土が凹凸を埋めるように堆積していることが、解体時に分かった。個々の石材と積み上げる際には、これに準じて解体時に発生した土砂を上面に敷き均しながら施工していった。積み直し完了後に、原位置を動かしていない遺構石材と積み直した石材との境界を明らかにするため、直径9mm、長さ100mmの真鍮棒を隙間に挿入した。

(5) 移設・撤去工 (図32)

平成19年度に実施した2号墳の石室修理工(解体積み直し)に必要な天井石の移動と再設置工事である。石室の解体時と積み直し後にチェーンブロックを用いて移動、再設置を行った。

(6) 石室保護工 (図40、41) (写真193、194)

平成20年度に実施した。石室内部への物体落下や、人、動物の侵入を防止するために、金属製の枠と網で作成したフェンスを天井石を除く箇所に設置した。

3 周辺環境 (図34、35、42～44) (写真195、196、210～214)

2号墳を理解するために必要な設備を学習施設工として2か年度に渡り設置した。

平成20年度には注意板を1基設置した。注意板には、古墳を大事にし、2号墳の墳丘にみだりに登って遺構をき損しないよう促す文面を記している。

平成21年度には2号墳を説明する説明板を1基設置した。

矢立山古墳群指定地購入予定地丈量図

庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)水廻溝	Y座標	(特)水廻溝	辺長
K4-18	138093.438	-27297.721	4.12
KK6	138094.536	-27293.694	3.72
KK7	138096.933	-27299.876	30.53
KK8	138118.078	-27299.869	9.84
KK9	138126.081	-27278.297	13.14
K47	138126.830	-27267.785	2.39
KK2	138127.591	-27270.078	5.27
KK3	138134.374	-27277.967	6.82
K4-14	138128.195	-27281.131	3.21
K59	138124.583	-27284.741	6.46
K4-13	138126.863	-27291.096	3.86
K4-18	138127.219	-27296.387	12.72
K4-17	138126.272	-27296.508	12.69
借面積		640.788685	
面積		320.394342	
地積			320.39 m ²

庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)水廻溝	Y座標	(特)水廻溝	辺長
K44	138130.420	-27254.904	2.47
K49	138111.789	-27258.190	17.42
K46	138126.048	-27268.237	1.72
K47	138126.830	-27267.785	13.14
KK5	138126.091	-27275.257	9.84
KK8	138114.071	-27289.899	39.23
KK7	138096.933	-27299.876	3.72
KK6	138094.536	-27293.694	4.12
K4-18	138093.438	-27297.721	13.72
K4-19	138092.248	-27289.908	12.24
K4-20	138072.098	-27282.907	9.41
K4-01	138084.134	-27278.948	3.74
K4-02	138085.011	-27278.309	4.46
KK10-8	138086.281	-27272.360	7.88
KK10-9	138072.991	-27269.080	6.78
KK10-4	138078.212	-27264.741	7.78
KK10-3	138084.782	-27260.567	6.75
KK10-2	138090.898	-27257.609	11.81
KK10-1	138092.666	-27258.407	11.91
T1	138093.578	-27258.847	31.36
KK10	138093.819	-27270.284	3.28
KK11	138096.018	-27277.868	6.80
KK12	138102.693	-27273.876	19.90
KK13	138112.880	-27269.492	4.46
KK14	138112.998	-27263.940	13.87
借面積		320.394342	
面積		1143.29 m ²	
地積			1143.29 m ²

庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)水廻溝	Y座標	(特)水廻溝	辺長
KK5	138130.420	-27254.904	2.47
KK14	138112.998	-27263.940	4.46
KK13	138112.880	-27269.492	4.46
KK14	138112.998	-27263.940	13.87
KK5	138130.420	-27254.904	2.47
KK13	138112.880	-27269.492	4.46
KK14	138112.998	-27263.940	13.87
借面積		320.394342	
面積		1143.29 m ²	
地積			1143.29 m ²

庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)水廻溝	Y座標	(特)水廻溝	辺長
K40	138108.791	-27233.717	1.03
K43	138109.420	-27234.908	10.67
KK14	138112.998	-27263.940	4.46
KK12	138102.693	-27269.492	10.99
KK11	138099.018	-27272.648	3.28
KK19	138099.818	-27270.294	11.26
T1	138093.578	-27258.847	12.71
借面積		744.383373	
面積		372.191687	
地積			372.19 m ²

庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)水廻溝	Y座標	(特)水廻溝	辺長
K39	138097.198	-27248.604	12.84
KK10-1	138092.666	-27258.407	11.91
KK10-2	138090.898	-27257.609	6.75
KK10-3	138078.212	-27264.741	7.78
KK10-4	138084.782	-27260.567	11.81
KK10-5	138072.991	-27269.080	7.88
KK10-8	138086.281	-27272.360	4.46
K4-02	138085.011	-27278.309	3.74
K4-01	138084.134	-27278.948	2.39
K84	138082.703	-27272.309	6.14
K84	138086.527	-27268.494	6.13
K84	138089.689	-27266.903	13.81
K82	138078.682	-27258.339	9.39
K81	138081.788	-27248.107	4.61
K80	138086.280	-27247.072	13.53
借面積		776.144928	
面積		387.121969	
地積			387.12 m ²

庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)水廻溝	Y座標	(特)水廻溝	辺長
K39	138097.198	-27248.604	12.84
KK10-1	138092.666	-27258.407	11.91
KK10-2	138090.898	-27257.609	6.75
KK10-3	138078.212	-27264.741	7.78
KK10-4	138084.782	-27260.567	11.81
KK10-5	138072.991	-27269.080	7.88
KK10-8	138086.281	-27272.360	4.46
K4-02	138085.011	-27278.309	3.74
K4-01	138084.134	-27278.948	2.39
K84	138082.703	-27272.309	6.14
K84	138086.527	-27268.494	6.13
K84	138089.689	-27266.903	13.81
K82	138078.682	-27258.339	9.39
K81	138081.788	-27248.107	4.61
K80	138086.280	-27247.072	13.53
借面積		776.144928	
面積		387.121969	
地積			387.12 m ²

庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)水廻溝	Y座標	(特)水廻溝	辺長
KK5	138130.420	-27254.904	2.47
KK14	138112.998	-27263.940	4.46
KK13	138112.880	-27269.492	4.46
KK14	138112.998	-27263.940	13.87
KK5	138130.420	-27254.904	2.47
KK13	138112.880	-27269.492	4.46
KK14	138112.998	-27263.940	13.87
借面積		320.394342	
面積		1143.29 m ²	
地積			1143.29 m ²

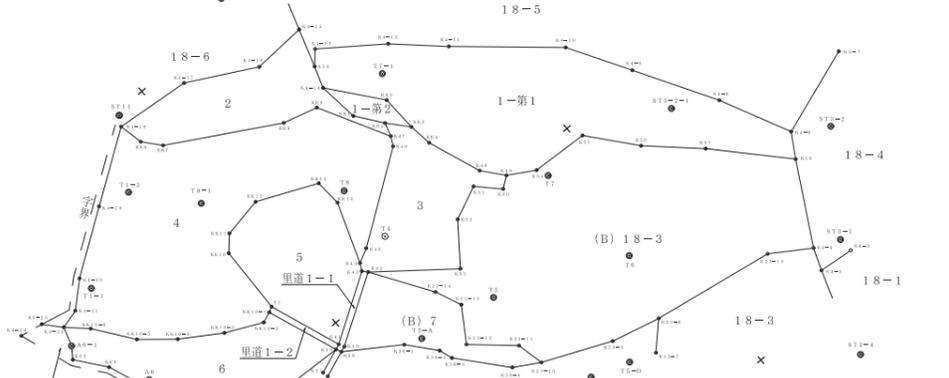
庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)水廻溝	Y座標	(特)水廻溝	辺長
K39	138097.198	-27248.604	12.84
KK10-1	138092.666	-27258.407	11.91
KK10-2	138090.898	-27257.609	6.75
KK10-3	138078.212	-27264.741	7.78
KK10-4	138084.782	-27260.567	11.81
KK10-5	138072.991	-27269.080	7.88
KK10-8	138086.281	-27272.360	4.46
K4-02	138085.011	-27278.309	3.74
K4-01	138084.134	-27278.948	2.39
K84	138082.703	-27272.309	6.14
K84	138086.527	-27268.494	6.13
K84	138089.689	-27266.903	13.81
K82	138078.682	-27258.339	9.39
K81	138081.788	-27248.107	4.61
K80	138086.280	-27247.072	13.53
借面積		776.144928	
面積		387.121969	
地積			387.12 m ²

庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)水廻溝	Y座標	(特)水廻溝	辺長
KK5	138130.420	-27254.904	2.47
KK14	138112.998	-27263.940	4.46
KK13	138112.880	-27269.492	4.46
KK14	138112.998	-27263.940	13.87
KK5	138130.420	-27254.904	2.47
KK13	138112.880	-27269.492	4.46
KK14	138112.998	-27263.940	13.87
借面積		320.394342	
面積		1143.29 m ²	
地積			1143.29 m ²

庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)水廻溝	Y座標	(特)水廻溝	辺長
K40	138108.791	-27233.717	1.03
K43	138109.420	-27234.908	10.67
KK14	138112.998	-27263.940	4.46
KK12	138102.693	-27269.492	10.99
KK11	138099.018	-27272.648	3.28
KK19	138099.818	-27270.294	11.26
T1	138093.578	-27258.847	12.71
借面積		744.383373	
面積		372.191687	
地積			372.19 m ²

庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)水廻溝	Y座標	(特)水廻溝	辺長
K39	138097.198	-27248.604	12.84
KK10-1	138092.666	-27258.407	11.91
KK10-2	138090.898	-27257.609	6.75
KK10-3	138078.212	-27264.741	7.78
KK10-4	138084.782	-27260.567	11.81
KK10-5	138072.991	-27269.080	7.88
KK10-8	138086.281	-27272.360	4.46
K4-02	138085.011	-27278.309	3.74
K4-01	138084.134	-27278.948	2.39
K84	138082.703	-27272.309	6.14
K84	138086.527	-27268.494	6.13
K84	138089.689	-27266.903	13.81
K82	138078.682	-27258.339	9.39
K81	138081.788	-27248.107	4.61
K80	138086.280	-27247.072	13.53
借面積		776.144928	
面積		387.121969	
地積			387.12 m ²

庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)水廻溝	Y座標	(特)水廻溝	辺長
K39	138097.198	-27248.604	12.84
KK10-1	138092.666	-27258.407	11.91
KK10-2	138090.898	-27257.609	6.75
KK10-3	138078.212	-27264.741	7.78
KK10-4	138084.782	-27260.567	11.81
KK10-5	138072.991	-27269.080	7.88
KK10-8	138086.281	-27272.360	4.46
K4-02	138085.011	-27278.309	3.74
K4-01	138084.134	-27278.948	2.39
K84	138082.703	-27272.309	6.14
K84	138086.527	-27268.494	6.13
K84	138089.689	-27266.903	13.81
K82	138078.682	-27258.339	9.39
K81	138081.788	-27248.107	4.61
K80	138086.280	-27247.072	13.53
借面積		776.144928	
面積		387.121969	
地積			387.12 m ²



庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)宮蔵太	Y座標	(特)宮蔵太	辺長
K14	138113.269	-27281.131	10.75
KK5	138130.420	-27254.904	2.47
KK3	138130.420	-27254.904	2.47
KK4	138134.374	-27257.967	6.82
K49	138137.545	-27259.504	5.89
K84	138141.735	-27247.934	9.33
KK8	138141.735	-27247.934	9.33
K58	138137.545	-27259.504	10.49
K57	138165.475	-27239.879	16.81
K58	138175.782	-27221.776	4.40
K4-9	138172.139	-27232.738	12.97
K4-8	138172.139	-27232.738	12.97
K4-10	138166.498	-27256.438	11.68
K4-11	138158.424	-27268.438	19.37
K4-12	138149.729	-27272.997	10.93
K4-13	138149.729	-27272.997	10.93
K39	138124.583	-27284.741	3.81
借面積		1986.743759	
面積		993.371879	
地積			993.37 m ²

庫標求積表			
地番	項目	地目	積
所有者(特)宮蔵太	Y座標	(特)宮蔵太	辺長
K18-3	138097.615	-27248.728	10.49
K39-1	138109.597	-27239.931	5.95
K39-2	138110.219	-27293.931	2.38
K39-3	138111.004	-27253.169	10.15
K39-4	138117.865	-27239.610	4.47
K39-10	138121.883	-27223.672	4.63
K39-11	138120.897	-27227.867	6.73
K39-12	138114.270	-27233.322	6.82
K39-13	138117.858	-27238.930	4.75
K39-14	138115.929	-27243.276	11.64
K40	138108.791	-27233.717	1.03
K40	138099.541	-27246.072	0.99
借面積			

第3項 3号墳 (図26、27)

3号墳の整備は現状保存を方針とした。調査で移動させた天井石を元の位置に戻し、墳丘は手を加えず、現状のままで保存した。墳丘は積石で崩壊しやすいため、人がみだりに立ち入らないよう、人止め柵で囲った。人止柵の外に古墳を説明する説明板を設置した。

1 墳丘 (図27) (写真35、36)

墳丘整備のため、平成18年度に遺構整備工を実施した。発掘調査時に移動していた3号墳の天井石を原位置に復した。また、3号墳の遺構を保護するための人止柵を、古墳の周囲に巡らせた。

2 周辺環境 (図27)

周辺環境を整備するため、平成18年度に学習施設工を実施した。3号墳を説明する説明板1基を設置した。

第4項 4号墳

平成18年度整備工事の最中だった平成19年1月17日に、請負業者から既存の古墳以外の遺構らしき構造物を発見したので確認に来て欲しいとの連絡を受けた。手を加えないように指示をして後日現場を視察したところ、1号墳の北で南に開口する石室入口を認めた。横穴式石室を持つ1号墳と同程度の古墳と推定され、4号墳と名付けた。東亜考古学会の調査時や平成12、13年度の調査時にも見つからず、以後の測量や整備工事中にも確認されていなかった。将来的には調査と整備を検討していくが、第3章に述べる要件や第4章の課題、条件を克服または整備した上でなければ実施には移れない。よって、それまでは保存を第一に現状を維持すべく外部変化の影響を抑えるような措置を施し、き損や変形がないか継続して観察していくこととする。

第5項 周辺環境

史跡の環境整備を目的として古墳墳丘や周辺を対象に各種工事を行った。墳丘では整備の前処理となり、将来的に予想されるき損の可能性を除去する性格の施工を実施した。

周辺では築造時の環境に復することを目的とした工事と、史跡を獣害等から保護し、区画を明確にする工事を実施した。また、史跡と周辺地形の観察のため、展望広場を整備した。同時に展望広場に行く導線も整備している。

1 古墳

(1) 樹根腐食処理

平成16年度に実施。古墳上に残る樹根が成長し、遺構を変形、き損する危険を排除するため、薬剤により腐食処理を行った。事業名は樹根腐食処理業務で、処理根株31株。

2 古墳周辺 (図26～30、33、45～48、50、53、55～59)

(1) 支障木伐採

平成17年度に1号墳周辺を主として檜を伐採し、植林前に環境に復した。事業名は史跡矢立山古墳群支障木伐採業務で、伐採数165本(林内整理165本、搬出21本)。

(2) 基盤整備工 (図27、28) (写真37～39)

平成18年度に実施。後世に改変された地形を原地形に復原した。施工では近代に造成された石垣を

解体し、切土と盛土で傾斜地を整形した。地表面は表土保護のために張り芝を施した。

(3) **安全管理施設工** (図29、48) (写真272～275)

猪の被害を防ぐため、史跡指定地の一部に侵入防止用のネットを設置した。錆止め塗装を施した等辺山形鋼に100×100mmの網目のネットを高さ1,500mmで張った。平成18年度に150mを施工、平成24年度に133mを施工した。

(4) **園路工** (図33) (写真170～172)

史跡内と展望広場に通じる導線を整備した。平成19年度に実施した。1号墳と2号墳の間をとおり、展望広場に向かう導線を歩きやすくするため、学習広場に南北方向に続く10mの踏み板を設置した。1号墳の北には、古墳群がある平坦部から展望広場に登る導線を、丸太階段を設置することで整備した。更に3号墳の北には、2号墳の北から展望広場に登るための丸太階段を設置した。

なお、この年度には1号墳と2号墳の間の学習広場に2本と、展望広場に1本のアラカシを植樹した。

(5) **園路広場工** (図46) (写真224～231、239～242)

平成22年度に展望広場の整備のため、園路広場工を実施した。展望広場全体の表土をすき取り、支障木を抜根する土工を施工した上で、南側に土舗装を126㎡施した。土舗装の西側92㎡は碎石を敷いて整備した。

(6) **休憩施設工** (図46) (写真232～234)

平成22年度に土工、園路広場工と併せて実施した。見学者のため、展望広場に木製のベンチを2基設置した。

(7) **雨水排水工** (図46) (写真235～238)

平成22年度に土工、園路広場工、休憩施設等と併せて実施した。展望広場の北側崖面から崩落する土石や雨水が、広場平坦部に流入しないように、蛇籠75mを置き、蛇籠の南側には並行して30cm幅の素掘側溝を35m整備した。

第6項 整備に伴う必要事項

整備に当たり必要な測量、土地購入を実施した。また史跡指定範囲の追加と管理団体指定も行った。

1 地形測量 (図6、15)

(1) 平成14年度

古墳群及び周辺地形の測量を行い、史跡下の主要地方道棧原小茂田線から地蔵壇周辺までの地形図を作成した。

(2) 平成15年度

当初指定されていた史跡指定範囲を拡大し、周辺地形と環境を含めて保護、保存するために、土地購入を計画した。土地購入に際し必要な地形図を作成するため、測量業務を実施した。これにより古墳群及び周辺地形の測量を行い、史跡下の主要地方道棧原小茂田線から地蔵壇周辺までの地形図を作成した。

(3) 平成16年度

指定地購入予定地を定めるため、測量を実施した。平成16年8月2日から9月30日までの委託期間

で、追加指定対象地であり、また購入予定地である区域を測量して地形図を作成し、同時に所有者ごとに土地の境界を定めた。更に平成17年1月18日から3月10日の契約期間で、追加して前回測量範囲に接する周辺地の測量を実施した。3月1日に完成したこの測量図により、追加指定範囲と、これに直接関係する土地の地形図ができ、所有者ごとの土地の境界が明確に定められた。

当初の測量業務によって2号墳の指定範囲として登録されていた下原字矢立18番地3だが、追加指定の対象となる範囲から大きく南に連続して広がっていることが明らかになった。この範囲を解除する必要があり、追加の業務で隣接する周辺地まで測量を行ったものである。

(4) 平成17年度

史跡の整備に必要な作業道の用地取得のために、地形測量と土地登記の調査、境界確認などを行い、確認された地について境界杭を設置して、用地を確定した。この成果を基に翌年度に予定する作業道整備に伴う用地購入と立木補償、作業道整備工事請負費を算出した。当該測量により、主要地方道棧原小茂田線から史跡指定地までの里道と隣接地との境界が定められ、地形図が作成できた。

2 現地踏査 (図16～20)

平成17年度に実施した。平成15年度第1回の整備委員会で、1号墳周辺の樹木が根曲がりしていることから、地盤が南へクリープしている可能性を指摘をされていた。また、史跡南側を走る主要地方道棧原小茂田線(県道)には拡幅工事の計画が持ち上がっていたが、土地の構造上、施工に伴って史跡南部の斜面を掘削すると、方法によっては古墳周辺部の地盤が動く可能性があり、史跡の保存に重大な影響を及ぼす危険があると注意を受けた。更に短期的にも斜面の掘削中、または工事後に史跡の立地する地盤に変状を生じることについても危惧が表明された。通算第2回の整備委員会においても、古墳群が立地する丘陵部の地盤が流れ盤になっていること、主要地方道拡幅時に斜面を掘削すると、クリープを加速させる可能性があり、古墳が影響を受けてずれや変更を生じる危険が予想されることが指摘された。したがって、工事設計が確定する以前の検討段階で、掘削工事には十分対策を取るよう要請と希望をする旨、指導を受けた。

平成16年度第2回(通算第6回)の整備委員会では、古墳が立地する地質の安定度や表層崩壊などの可能性について専門家による調査、診断の実施が求められた。対象地の前提条件を検査し、必要に応じて保護対策をとるなど事前に状態を整えておかなければ、整備完了後の将来的なき損や滅失に繋がる脅威を除去せず、はらんだまま施工してしまうためである。そこで、古墳群を含む史跡指定地一帯の地盤の状態を把握するため、専門業者に委託して平成17年度に地質調査を実施した。業務では地滑りの現況把握を目指し、基礎資料の取得のために地形、地質状況、地表変状の有無、湧水等の有無の調査、解明を行った。現地踏査と同時に文献等既往資料を収集整理して解析し、その結果と合わせて、整備に当たっての回避すべき事項、注意点、問題点を取りまとめさせた。

踏査と情報解析の結果、当地区においては岩盤地滑りが発生した履歴は確認されず、潜在的な地滑りは存在しないと判断が示された。また、切土については、10m規模の現地改変を行わない限り、大規模な地滑りは発生しないと推測されるものの、局部的なくさび形の岩盤崩壊や崩積土の表層崩壊が発生する可能性があることから、計画の際には切土勾配、高さに関して十分注意する必要があると結論づけられた。切土勾配と高さの標準値を基に算出した適正值は切土高さ5m以下、切土勾配1割以上である。

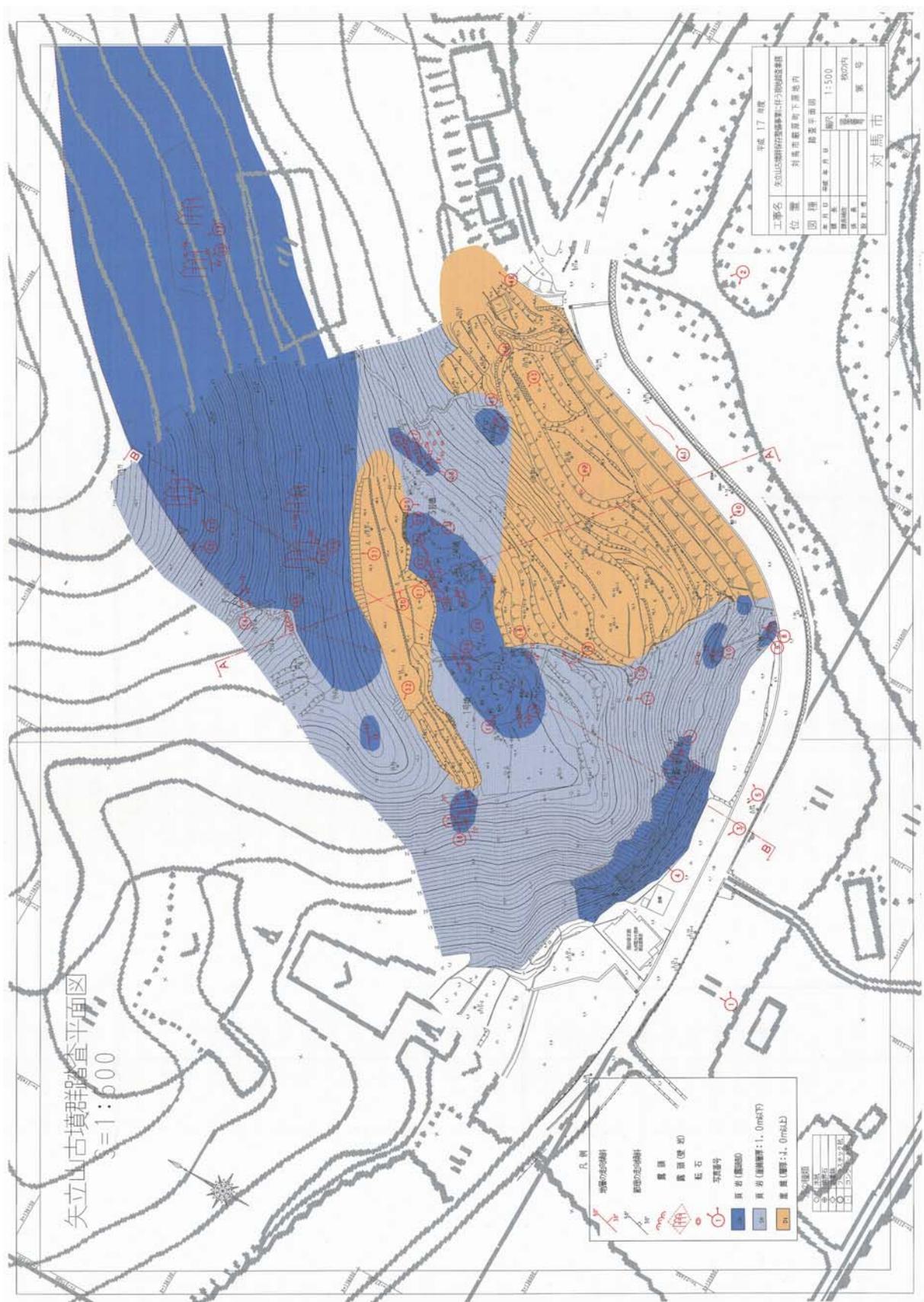
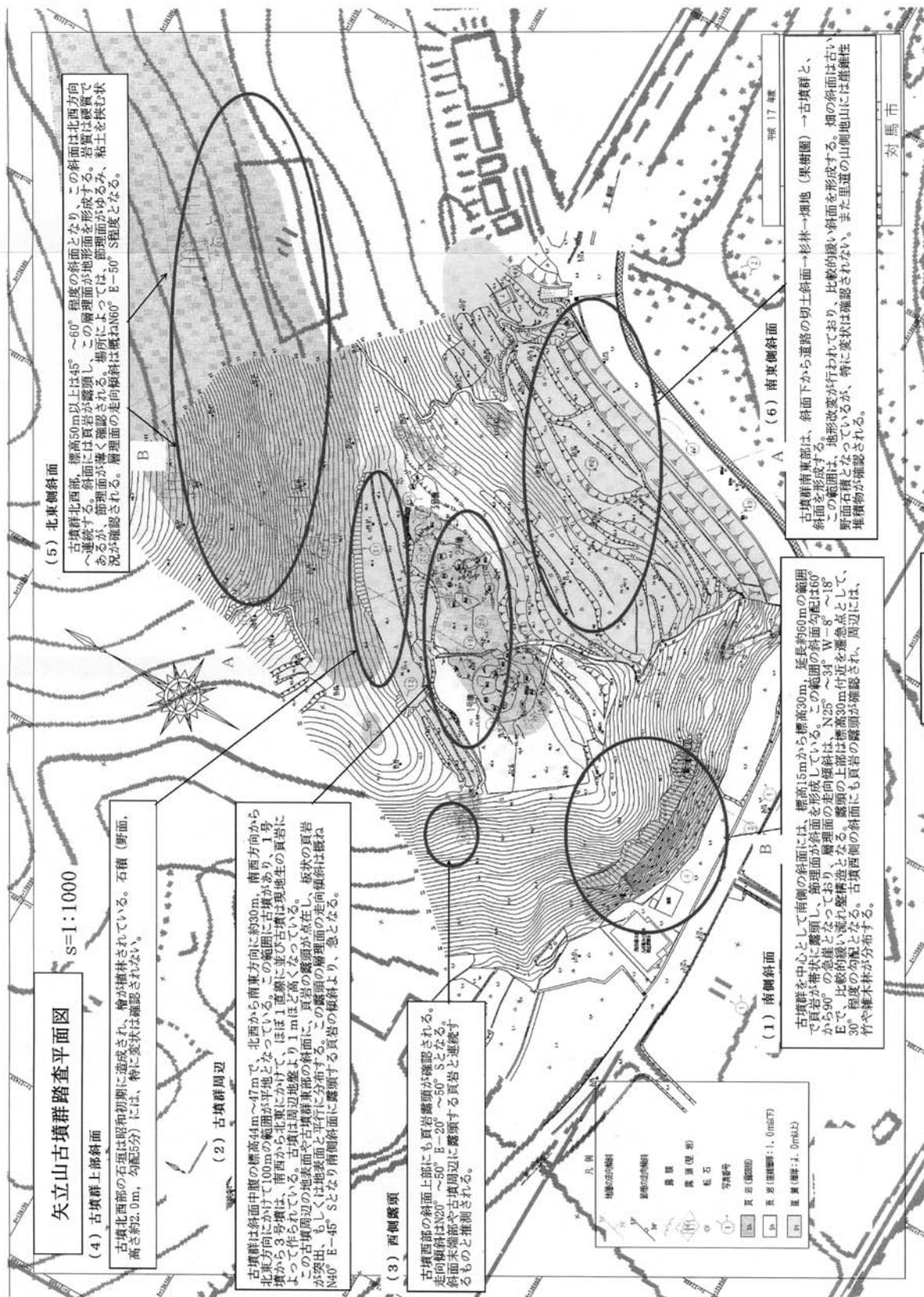


图16 矢立山古墳群踏査平面図 (縮尺任意)



矢立山古墳群踏査平面図

s=1:1000

(4) 古墳群上層斜面

古墳北西部の石垣は昭和初期に造成され、壁が植林されている。石積(野面、高さ約2.0m、勾配5分)には、特に変状は確認されない。

(2) 古墳群周辺

古墳群は斜面中腹の標高44m~47mで、北西から南東方向に約30m、南西方向から北東方向にかけて100mの範囲が平地となっている。この範囲に古墳があり、1号墳から3号墳は、南西から北東にかけて、ほぼ1直線に並び古墳は埋地生の頁岩によって作られている。古墳は周辺地盤より1mほど高くなっている。この古墳周辺の地表面や古墳群東部の斜面に、頁岩の露頭が点在し、坂状の頁岩が突出、もしくは地表面と平行に分布する。この露頭の層理面の走向傾斜は概ねN40° E-45° Sとなり南側斜面に露頭する頁岩の傾斜より、急となる。

(3) 西側露頭

古墳北西部の斜面上部にも頁岩露頭が確認される。走向傾斜はN20° E~50° E-20° E~50° Sとなる。斜面末端部や古墳周辺に露頭する頁岩と連続するものと推測される。

(5) 北東側斜面

古墳群北西部、標高50m以上は45°~60°程度の斜面となり、この斜面は北西方向へ連続する。斜面には頁岩が露頭し、この層理面が地形面を形成する。岩質は硬質であるが、層理面が露頭し確認される。場所によっては、節理面が認められ、粘土を挟む状況が確認される。層理面の走向傾斜は概ねN60° E-80° S程度となる。

(1) 南側斜面

古墳群を中心として南側の斜面には、標高15mから標高30m、延長約60mの範囲で頁岩が帯状に露頭し、節理面が斜面を形成している。この範囲の斜面勾配は160°から90°の急傾斜となっており、層理面の走向傾斜は、N25° E~34° W-8° E~18° Eで、比較的緩い流れ懸崖となる。露頭の上層は標高30m付近を崖頂点として、30°程度の勾配となる。古墳西側の斜面にも頁岩の露頭が確認され、周辺には、竹や雑木林が分布する。

(6) 南東側斜面

古墳群南東部は、斜面下から道路の切土斜面→杉林→畑地(果樹園)→古墳群と、斜面を形成する。地形変化が行われており、比較的緩い斜面を形成する。畑の斜面は古い野面石積となっているが、特に変状は確認されない。また里道の山側地山には崖頂部堆積物が確認される。

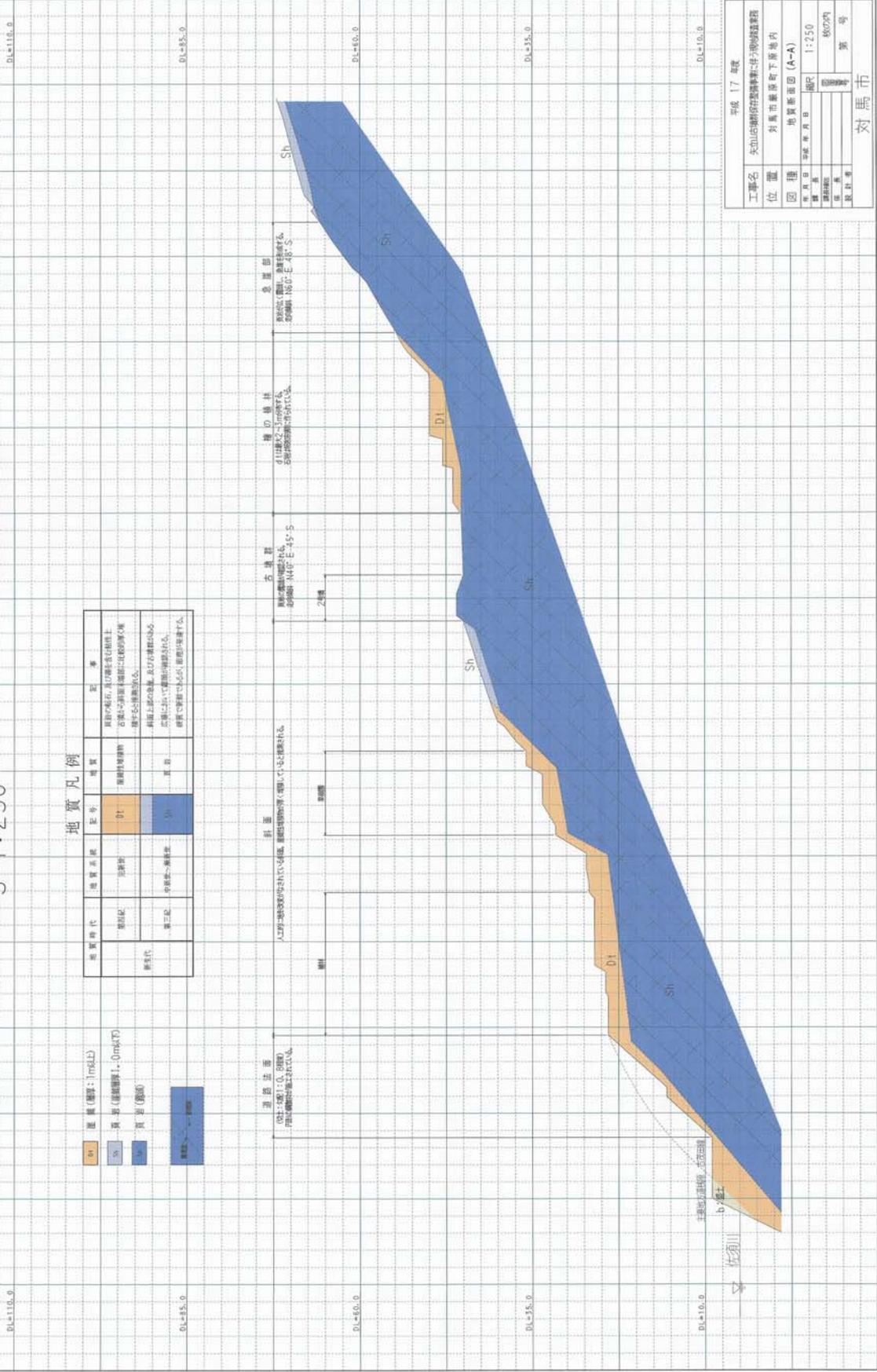
▲	地盤の高低
■	露頭の走向傾斜
○	露頭
□	崖頂(崖脚)
◇	石積
△	穴
▽	石積(露頭)
◇	頁岩(露頭)
□	頁岩(埋地)
◇	崖頂(埋地)

図 4-1-1 踏査平面図

図17 矢立山古墳群踏査平面図詳細 (縮尺任意)

矢立山古墳群地質断面図 (A-A)

S=1:250



地質凡例

地質時代	地質名称	記号	地質	記号
新第三紀	沖積層	D1	沖積層	D1
	第三紀	Sh	頁岩系	Sh

地質記号: 1m以上
 頁岩系 (地質記号: 1.0m以上)
 頁岩系 (地質記号: 0.5m以上)
 頁岩系 (地質記号: 0.2m以上)

平成 17 年度

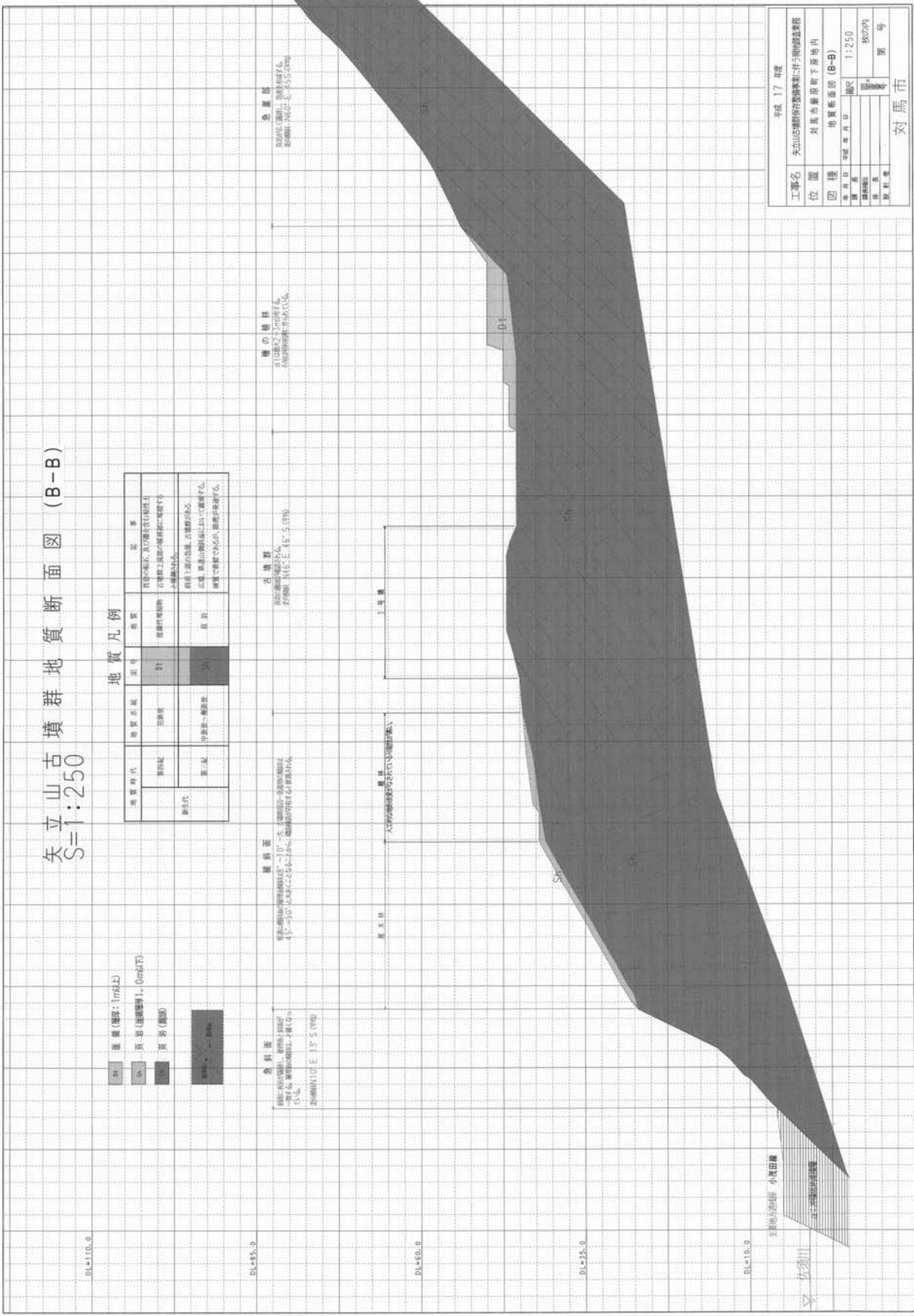
工事名	矢立山古墳群保存整備事業-考古学調査
位置	対馬市豊後町下所管内
図種	地質断面図 (A-A)
縮尺	1:250
図内	秋の内
図外	第 号
図外	第 号

対馬市

図18 推定地質断面図 (A-A) (縮尺任意)

矢立山古墳群地質断面図 (B-B)

S=1:250



地質凡例

地質時代	地質系	層	地質	説明
新第三紀	第四紀	1	沖積層	頁岩の礫石、及び礫石を含む砂状土質の礫層、礫層、砂層、砂状土質の礫層に属する。礫層は、礫石が散在する。
		2	沖積層	頁岩の礫石、及び礫石を含む砂状土質の礫層、礫層、砂層、砂状土質の礫層に属する。礫層は、礫石が散在する。
第三紀	中層系	1	頁岩	頁岩の礫石、及び礫石を含む砂状土質の礫層、礫層、砂層、砂状土質の礫層に属する。礫層は、礫石が散在する。
		2	頁岩	頁岩の礫石、及び礫石を含む砂状土質の礫層、礫層、砂層、砂状土質の礫層に属する。礫層は、礫石が散在する。

地質凡例

地質時代	地質系	層	地質	説明
新第三紀	第四紀	1	沖積層	頁岩の礫石、及び礫石を含む砂状土質の礫層、礫層、砂層、砂状土質の礫層に属する。礫層は、礫石が散在する。
		2	沖積層	頁岩の礫石、及び礫石を含む砂状土質の礫層、礫層、砂層、砂状土質の礫層に属する。礫層は、礫石が散在する。
第三紀	中層系	1	頁岩	頁岩の礫石、及び礫石を含む砂状土質の礫層、礫層、砂層、砂状土質の礫層に属する。礫層は、礫石が散在する。
		2	頁岩	頁岩の礫石、及び礫石を含む砂状土質の礫層、礫層、砂層、砂状土質の礫層に属する。礫層は、礫石が散在する。

平成 17 年度

工事名	矢立山古墳群保存整備事業に伴う地質調査
位置	対馬市豊原町下等地方内
図種	地質断面図 (B-B)
年月日	作成年月日
縮尺	1:250
図内	図内
図外	図外
頁数	第 1 頁

対馬市

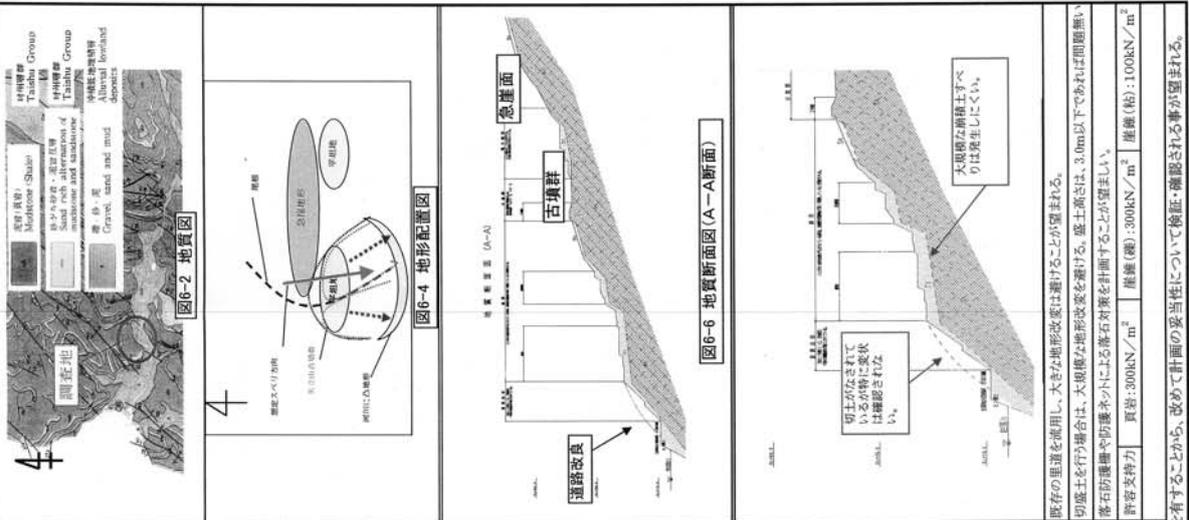
図19 推定地質断面図 (B-B) (縮尺任意)

6. まとめ、以上調査の結果を以下にまとめ、本報告書を基礎資料とし、今後の矢立山古墳群整備計画の安全な計画を望む。

表6-1 業務結果まとめ一覧

業務概要		業務名	
業務概要		平成17年度 矢立山古墳群保存整備事業に伴う現地調査業務 (矢立山古墳群周辺の地表調査を行い、地すべりの可能性について検討し、合わせて今後の保存整備事業の進展に向けて、土木工学的な観測や留意事項の検討、抽出を目的とする。)	
位置		北緯34度13分40秒、東経129度11分58秒(図6-1)	
地区名		杉峰県社馬市龍原町下原地内(小茨田港から佐須川上流に1.0km上流の右岸側斜面)	
文献調査	地形	地形区分	中起伏山地
	勾配	勾配	15°以上20°未満
現地調査	地質	地質	第三紀 対州層群(下部) 泥岩(頁岩)(図6-2)
	走向傾斜	走向傾斜	NE-SWなLNN-E-SSW方向 32° 南落ち
地形判読調査	地すべり	地すべり	地すべり地形は判読されない。
	地すべり地形	地すべり地形	佐須川に対して凸形に顕出する。(図6-3)
空中写真判読結果	古墳群平坦面背後に急崖面が分布する。	地すべり	古墳群平坦面背後に急崖面が分布する。
	地すべりを否定するもの。	地すべりを否定するもの。	地すべりとしては、地形の配置にズレが認められる。
地形	①斜面上部	①斜面上部	NW-NE方向にかけて急崖となる。比高差60m以上。勾配40°～60°
	②古墳群から国道	②古墳群から国道	古墳群周辺は平坦面。その直下は緩傾斜。畑地や植林となる。国道山側斜面は切土斜面
現地踏査	③古墳群南側	③古墳群南側	急崖となる。60°～90°
	①斜面上部	①斜面上部	頁岩が広く露頭する。層理面と斜面が一致する。走向傾斜N60° E 50° S
地質	②古墳群から国道	②古墳群から国道	頁岩の露頭が確認される。走向傾斜N40° E 45° S
	③古墳群南側	③古墳群南側	古墳群より下位斜面は緩傾斜地帯が分布する。頁岩の露頭が確認される。断面と斜面が一致する。走向傾斜N25°～34° W 8°～18°
考察	①古墳群の立地条件と層理の走向傾斜	①古墳群の立地条件と層理の走向傾斜	地すべり滑動による走向傾斜の乱れが確認されない。
	②斜面における岩盤の性状	②斜面における岩盤の性状	地すべり滑動を示す傾斜の乱れは認められず、褶曲構造が分布し、地すべり滑動に対して、抵抗側となる構造を有している。
考察	③国道改良時の地	③国道改良時の地	未確認切土が、特に変状は確認されない。
	④区域内における、地すべり変状	④区域内における、地すべり変状	地すべり地の変状は認められない。地すべり滑動の誘因となる地下水(湧水)も確認されなかった。
考察	⑤斜面不安定土砂	⑤斜面不安定土砂	層理の層厚は最大でも2～3m程度であり、傾して薄い。大規模な崩壊土すべりは発生しない。
	判定	判定	岩盤地すべりが発生した履歴は確認されず、潜在的な地すべりは存在しないと判断される。
斜面防犯上の課題	遊歩道について	遊歩道について	既存の遊歩道を流用し、大きな地形変化は避けることが望まれる。
	古墳群上部(植林地部)	古墳群上部(植林地部)	切盛土を行う場合は、大規模な地形変化を避ける。盛土高さは、3.0m以下であれば問題ない。
今後の課題及び提案	落石対策	落石対策	落石防護網や防護ネットによる落石対策を計画することが望ましい。
	地盤の支持力	地盤の支持力	許容支持力 頁岩:300KN/m ² 層理(面):300KN/m ² 層理(粘):100KN/m ²

図20 踏査まとめ



3 土地購入（図15）

史跡の追加指定範囲を対象に、古墳群と立地する平坦地の土地を購入した。購入面積4994.87㎡である。平成17年度に購入。購入に際しては、平成16年度に作成した測量図を用いた。公有化したのは1号墳を除く各古墳及び立地する平坦部である。1号墳も公有化のための実務を同時期に進めていたが、手続きが遅れる見込みとなり、先に1号墳以外の土地を公有化した。

4 追加指定（図21）

矢立山古墳群は昭和51年12月27日に「矢立山古墳」として史跡に指定されていた。しかし、指定は1号墳と2号墳のみであり、当時未発見だった3号墳については当然ながら未指定であった。更に1、2号墳の指定範囲は昭和51年当時、地籍図に基づいて設定しているため、現在ではその区域を限定できなかった。墳丘盛土の境界が相当する可能性が高いが、そもそも遺跡とは周囲一帯の土地、地形の中で成立するものであり、遺跡を保護（保存・活用）するためにはより広範な視野で遺跡を捉えなければならない。すると、周辺環境を含めた遺跡の保存整備を行っていくためには墳丘盛土外に指定範囲を拡大することが必要ということになる。また、3号墳は1、2号墳と一連の歴史的背景から造営された古墳であり、時期的な前後関係と墳丘規模、築造手法や副葬品など、矢立山古墳群のみならず対馬の古墳文化を理解、解明するために非常に重要な意味を持つ。矢立山古墳群が当時の朝鮮半島と日本との国際関係や情勢を理解するために必要不可欠な歴史資料であることを考えれば、3号墳が持つ歴史的資料価値は極めて高いと言える。

こうした状況を踏まえ、整備委員から、「選地に風水思想の影響が推定されることも加味すると、矢立山古墳群のより適切な保護のためには3号墳と周辺環境を含め指定範囲を拡大すべき」という意見が出された。平成15年6月27日の第1回の委員会以降、追加指定の範囲について協議が重ねられ、平成16年8月26日に開催した通算第4回、平成16年度第1回の整備委員会では、「第2回委員会で基本計画素案を決定し、文化庁へ提出。文化庁の意見を考慮してその次の委員会で決定」すべきという指導があった。教育委員会は追加指定範囲の案を作り、文化庁の指導の下で検討を重ねた上で現地において直接指導を受けることにした。

同年10月13日に文化庁記念物課調査官を招聘し、各古墳及び周辺地形・環境の実見と追加指定範囲の視察を行った。視察後、以下に記す現地での指導に基づいて追加指定範囲を決定した。

- (1) 各地で復元・整備された古墳を視察すること。純粋な積石塚である3号墳や土石混交で造られた1、2号墳の構造面から香川県の石清尾山古墳群、方形段築の終末期古墳として岡山県の大谷1号墳、全国的に有名な奈良県の大市古墳など。視察した古墳の復元・整備例について良い点と悪い点を抽出し、更に行政の財政基盤や予算なども含めて聞き取りを実施すること。
- (2) 大学や整備委員会、県などの意見を市が取りまとめて復元・整備するのではなく、市が主体として整備・活用の構想を立て、骨子として先に挙げた委員会などに諮って整備を進めること。
- (3) 古墳が立地する環境、古墳を取り巻く周辺環境について調査を進め、風水思想に基づいて選地されたという説について調査・研究し追認すること。
- (4) 今後、対馬市内において調査、整備を実施する場合には、調査報告書の「まとめ」は行政担当者が執筆すること。本来であれば矢立山古墳群の報告書も「まとめ」は行政の文化財専門職員が執筆すべきであった。

(5) 追加指定範囲は、「古墳築造当時の原地形を保存し、見学者に提示するには古墳の北部に控える尾根一帯も含めて指定範囲に追加することも検討の必要があるが」、範囲が極めて広大であること、測量が困難であることから、今回の追加範囲に含めることは見合わせるのが妥当とする。

(6) 金田城の成立も含む歴史的背景や古代銀山との関係を追求し、近年中に成果を公表してもらいたい。古代銀山については「カネノモト」の調査（土器等の検出など）も視野に入れてほしい。

並行して実施した測量で土地の所有者が明らかになり、境界と面積も定められた。測量の成果を利用して民有地11名の所有者と里道の所有者である対馬市長から追加指定について同意を得、平成16年12月27日付け16対教厳生第603号で「国指定史跡の追加指定、一部解除及び名称変更申請」を行った。

平成17年5月20日に国の文化審議会が文部科学大臣に答申を行い、平成17年7月14日付け文部科学省告示第108号にて一部解除及び追加指定された。通知は同日付け17庁財第79号「史跡の追加指定、一部指定解除及び名称変更について」で受けた。

追加指定の理由に挙げられた価値として、「矢立山古墳群は対馬における数少ない横穴式石室墳であるばかりでなく、全国的にも少ない7世紀前半から終末の古墳であるとともに、中央の影響を受けた畿内系の方墳であり、対馬の歴史的位置を考える上で欠くことのできないものである」と述べられている。

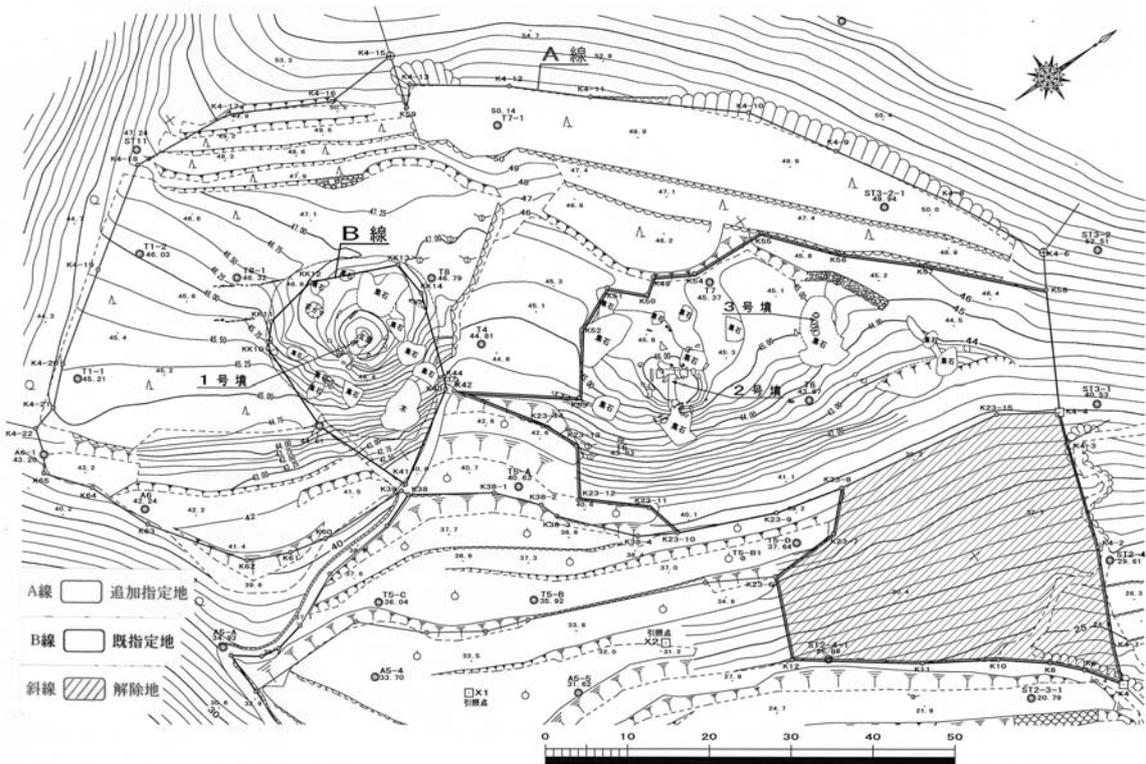


図21 追加指定地・一部解除地範囲図（縮尺任意）

5 管理団体

1号墳を除き史跡指定範囲は平成17年度に公有化した。他地と同様に1号墳も平成17年度に公有化作業は進めていたが、手続きが遅れる見込みとなり、同時期の公有化は見送って継続して事務を行っていた。計画が煮詰まり、1号墳と周辺環境の整備を具体的な実行に移していくに当たり、よりきめ細やかで総合的な整備が実施できるよう、対馬市が管理団体となることを計画した。

平成21年度から準備を進め、平成22年度当初に管理団体指定意見具申書をまとめた。文書は平成22年6月2日付け22対教文第36号で提出し、9月16日付けで提出書類の追加と修正を行った。更に土地登記簿や同署の追加、地籍調書、所有者一覧の修正があったため、平成22年10月8日付け22対教文第81号で再提出した。

管理団体指定は平成23年1月13日付け文化庁告示第5号で告示があり、同日付22庁財第704号で通知を受けた。

第7項 遺物保存処理

整備と併行し、史跡から出土した遺物の保存処理も実施した。出土遺物は東亜考古学会が検出した遺物から、平成12、13年度の発掘調査で検出した遺物までを対象としている。東亜考古学会が検出した遺物は、出土から相当な時間が経過しており、長期的な保存のためには急ぎ防錆措置などの化学処理を施す必要があった。鉄製品保存処理の工程は以下のとおり。

- (1) 処理前調査 現状確認、写真撮影、エックス線撮影。
- (2) クリーニング 精密機器を用いた錆の除去。
- (3) 脱塩処理 塩化イオン等の陰イオン洗浄を目的とした脱塩処理。
- (4) 樹脂含浸 アクリル樹脂減圧含浸
- (5) 接合・樹脂充填 エポキシ樹脂を使用した接合、復元
- (6) 彩色 顔料、アクリル樹脂エマルジョン等を用いた接合、復元部分の補彩
- (7) 処理後調査 経時変化調査、写真撮影、保存記録作成

処理した遺物を下に記す。遺物の図番号は平成14年度刊行の発掘調査報告書掲載のもので、括弧内に記した^{註9}。

1 銅鏡

平成14年度に実施。かつて東亜考古学会が検出した矢立山2号墳出土の銅鏡1点（第22図33-1）を保存処理した。

2 刀子及び鉄鏃

平成15年度に実施。平成13年度に1号墳から出土した刀子1点（第19図40）と釘1点（第19図41）、3号墳から出土した鉄鏃2点（第53図84、85）を保存処理した。1号墳出土の刀子と釘は、発掘調査時には不明鉄器として報告されていたものである。脱塩処理はソックスレー装置を使用。

3 鉄刀

平成16年度に実施。平成13年度に3号墳から出土した鉄刀1点（第52図83）を保存処理した。脱塩処理はオートクレーブ装置を使用。

表 4 年度別実施事業概要一覧

年度	事業名(上段:国庫、下段:県費)	工事名・業務名	方法	受注者	契約日	期間	金額	成果概要
12	史跡矢立山古墳記念物保存修理事業	史跡矢立山古墳基準点測量業務	委託	拓山測量株式会社	H13. 1. 18	H13. 1. 18～H13. 1. 29	493,500円	
		発掘調査	直営					1号墳
13	史跡矢立山古墳保存修理事業 矢立山古墳保存修理事業 町内遺跡発掘調査事業	矢立山古墳保存整備工事	請負	(有)ホリタ建設	H14. 2. 4	H14. 2. 4～H14. 3. 19	945,000円	樹根撤去工、石材保存処理工
		矢立山古墳保存整備工事設計監理業務委託	委託	(株)空間文化開発機構	H13.10.11	H13.10.11～H14. 3. 19	94,500円	実施設計図面、設計書
		発掘調査	直営					3号墳
14	史跡矢立山古墳保存修理事業 矢立山古墳保存修理事業	矢立山古墳保存修理工事	請負	(有)ホリタ建設	H14.12.26	H14.12.26～H15. 3. 5	724,500円	天井石基礎修復工、樹根撤去工
		遺物保存処理業務	委託	(株)東都文化財保存研究所	H15. 1. 10	H15. 1. 10～H15. 3. 31	178,500円	保存処理(銅腕1点)
		史跡矢立山古墳発掘調査報告書作成業務	委託	(有)青雲印刷	H14.10. 2	H14.10. 2～H15. 1. 31	1,575,000円	史跡矢立山古墳発掘調査報告書
		史跡矢立山古墳保存修理工事実施設計業務	委託	(株)空間文化開発機構	H14. 9. 10	H14. 9. 10～H14. 12. 27	94,500円	施工箇所図、除根位置図、天井石基礎石詳細図
		史跡矢立山古墳地形測量業務委託	委託	拓山測量(株)	H14. 5. 30	H14. 6. 3～H14. 7. 12	1,050,000円	平面図、各種計算書
15	史跡矢立山古墳記念物保存修理事業 矢立山古墳保存修理事業	矢立山古墳周辺測量業務	請負	拓山測量(株)	H15. 9. 8	H15. 9. 8～H15. 11. 5	2,520,000円	平面図、4級基準点測量、平板測量、各種計算書
		矢立山古墳群出土遺物保存処理業務	委託	(株)東都文化財保存研究所	H15. 9. 8	H15. 9. 8～H16. 3. 31	498,750円	保存処理(刀子1点、鉄鏝3点)
16	史跡矢立山古墳保存修理事業 矢立山古墳記念物保存修理事業	矢立山古墳群出土遺物保存処理業務委託	委託	(株)東都文化財保存研究所	H16. 8. 23	H16. 8. 23～H17. 3. 10	997,500円	保存処理(鉄刀1振)
		樹根腐食処理業務委託	委託	対馬森林組合	H16.12. 1	H16.12. 1～H17. 3. 10	184,884円	樹根腐食処理(根株31株)
17	史跡矢立山古墳記念物保存修理事業 史跡矢立山古墳保存修理事業 史跡矢立山古墳群史跡等買上げ(直接買上げ)事業	矢立山古墳群保存整備事業に伴う現地踏査業務	委託	藤水地建(株)対馬事業所	H18. 2. 14	H18. 2. 20～H18. 3. 24	1,249,500円	報告書3部、電子ファイル(PDF形式)
		史跡矢立山古墳支障木伐採業務	委託	対馬森林組合	H18. 2. 28	H18. 2. 28～H18. 3. 27	467,250円	1号墳周辺の伐採工、林内整理、搬出
		公有財産購入費 補償補填及び賠償金					1,570,135円 2,028,545円	史跡指定地の土地購入5,367.33㎡ 立木補償(購入)
18	史跡「矢立山古墳群」史跡等・登録記念物保存修理事業 矢立山古墳群保存修理事業	史跡矢立山古墳群保存整備工事	請負	(名)浜辺商事	H18.12.25	H18.12.26～H19. 3. 31	5,197,500円	基盤整備工、遺構整備工、学習施設工、安全管理施設工
		史跡矢立山古墳群保存整備工事設計監理業務委託	委託	(株)空間文化開発機構	H18.10. 2	H18.10. 2～H19. 3. 31	1,438,500円	実施設計図面、設計書
		史跡矢立山古墳群空中写真撮影業務委託	委託	(株)埋蔵文化財サポートシステム	H19. 2. 1	H19. 2. 1～H19. 3. 22	283,500円	撮影済みフィルム、プリント
19	史跡矢立山古墳群史跡等・登録記念物保存修理事業 矢立山古墳群保存修理事業	史跡矢立山古墳群保存整備工事	請負	(株)大長建設	H19.12. 5	H19.12. 5～H20. 3. 25	1,155,000円	石室修理工、移設・撤去工、植栽工、園路工
		史跡矢立山古墳群保存整備工事実施設計監理業務委託	委託	(株)空間文化開発機構	H19.12. 5	H19.12. 5～H20. 3. 25	98,700円	実施設計図面、設計書
20	史跡「矢立山古墳群」史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業 矢立山古墳群保存整備事業	史跡矢立山古墳群保存整備工事	請負	桐谷建設	H20.12. 4	H20.12. 4～H21. 3. 3	1,081,500円	墳丘整備工、学習施設工、石室保護工
		矢立山古墳群保存整備工事監理業務	委託	(株)空間文化開発機構	H20. 7. 1	H20. 7. 1～H21. 3. 27	101,850円	実施設計図面、設計書
21	史跡「矢立山古墳群」史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業 矢立山古墳群保存整備事業	史跡矢立山古墳群保存整備工事	請負	(有)修行設備	H21.10.30	H21.10.30～H22. 1. 27	1,280,572円	学習施設工
		矢立山古墳群保存整備工事監理業務	委託	(株)空間文化開発機構	H21. 7. 1	H21. 7. 1～H22. 2. 26	99,750円	実施設計図面、設計書
22	史跡「矢立山古墳群」史跡・登録記念物・歴史の道保存整備事業 矢立山古墳群史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業	史跡矢立山古墳群保存整備工事	請負	(有)中部緑化土木	H22.12. 6	H22.12.10～H23. 3. 9	3,487,050円	土工、園路広場工、雨水排水工、休憩施設工
		矢立山古墳群保存整備工事設計・監理業務	委託	(株)空間文化開発機構	H22. 6. 16	H22. 6. 16～H23. 2. 26	288,750円	実施設計図面、設計書
23	(市単費)	史跡矢立山古墳群保存整備委員会資料作成等業務	委託	(株)空間文化開発機構	H23. 6. 15	H23. 6. 15～H23. 3. 26	189,000円	整備委員会資料
24	史跡「矢立山古墳群」史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業 史跡「矢立山古墳群」史跡名勝天然記念物等保存整備事業	史跡矢立山古墳群保存整備工事	請負	川原電気通信(有)	H24.10.15	H24.10.15～H25. 2. 21	3,339,000円	ソーラー設置、ネットフェンス
		史跡矢立山古墳群遺構測量業務	委託	(株)空間文化開発機構	H24.10.26	H24.10.26～H25. 2. 26	682,500円	平面図・立面図・断面図、3次元レーザースキャンデータ、オルソ画像データ、3次元ビューワ、測量成果簿
		史跡矢立山古墳群保存整備工事実施設計・監理業務	委託	(株)空間文化開発機構	H24. 5. 14	H24. 5. 14～H25. 2. 26	430,500円	実施設計図書、設計図書等、工事管理報告書
25	史跡「矢立山古墳群」史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業 史跡「矢立山古墳群」史跡名勝天然記念物等保存整備事業	史跡矢立山古墳群保存整備工事	請負	桐谷建設	H25.12.20	H25.12.26～H26. 3. 28	5,032,650円	墳丘整備工、安全管理施設工、撤去工
		史跡矢立山古墳群遺構測量業務	委託	(株)空間文化開発機構	H26. 2. 26	H26. 2. 26～H26. 3. 28	850,500円	平面図・立面図・断面図、3次元レーザースキャンデータ、オルソ画像データ、3次元ビューワ、測量成果簿
		史跡矢立山古墳群保存整備工事実施設計・監理業務	委託	(株)空間文化開発機構	H25. 6. 7	H25. 6. 7～H26. 3. 28	430,500円	実施設計図面、設計書
26	史跡「矢立山古墳群」史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業	史跡矢立山古墳群保存整備工事	請負	(有)ホリタ建設	H26.12.22	H26.12.22～H27. 3. 25	5,686,200円	園路工、土舗装、学習施設工
		史跡矢立山古墳群保存整備工事設計監理業務	委託	(株)空間文化開発機構	H26. 5. 26	H26. 5. 26～H27. 3. 27	486,000円	実施設計図面、設計書
(27)	「矢立山古墳群」史跡名勝天然記念物等保存整備事業	矢立山古墳群空中写真撮影	委託	(株)埋蔵文化財サポートシステム	H27. 6. 18	H27. 6. 18～H27. 7. 31	275,400円	航空写真及び撮影データ CD
		矢立山古墳群報告書印刷製本業務	委託	株式会社昭和堂	H27. 9. 8	H27. 9. 8～H27. 9. 29		整備事業報告書

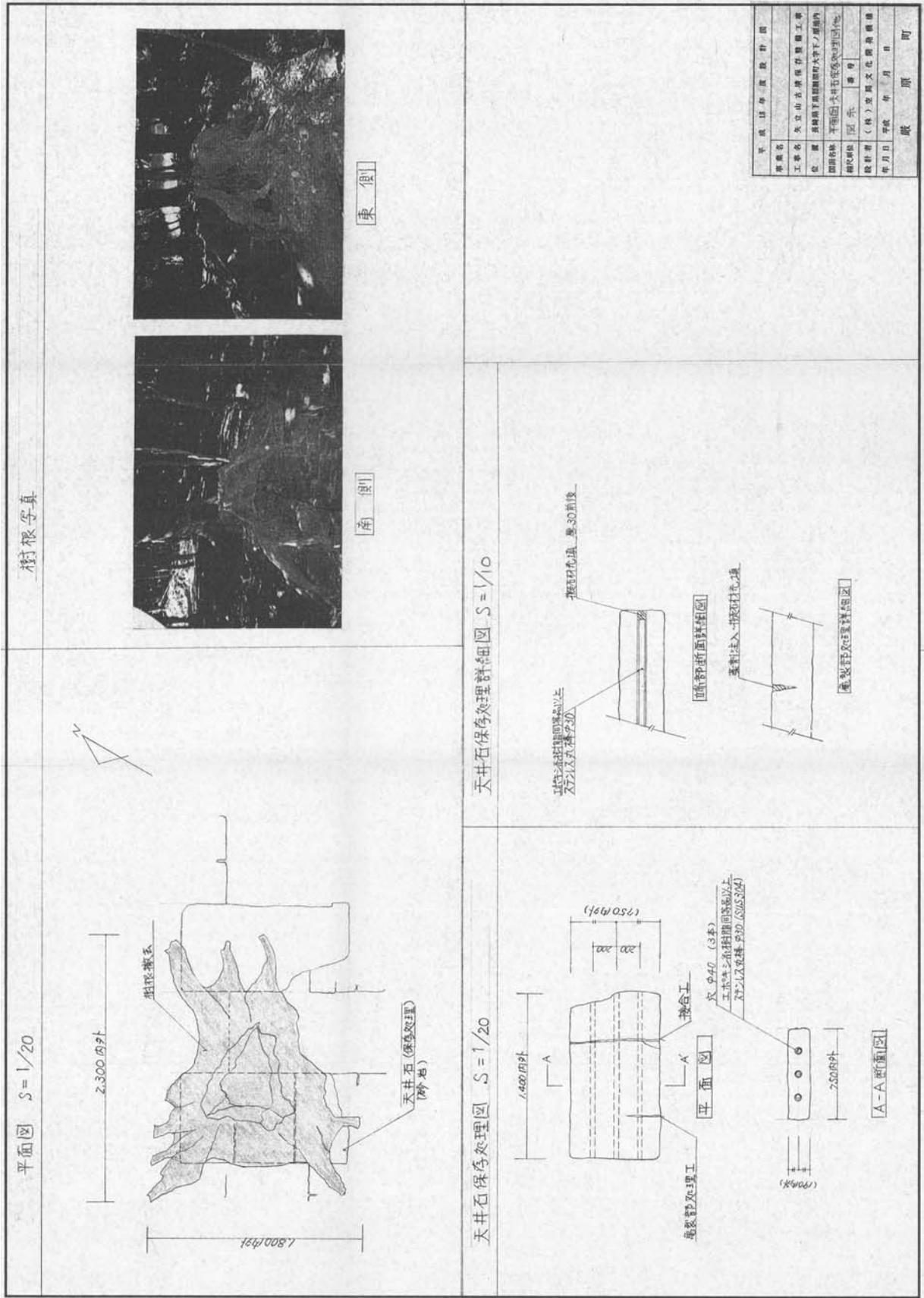


図22 平成13年度工事平面図

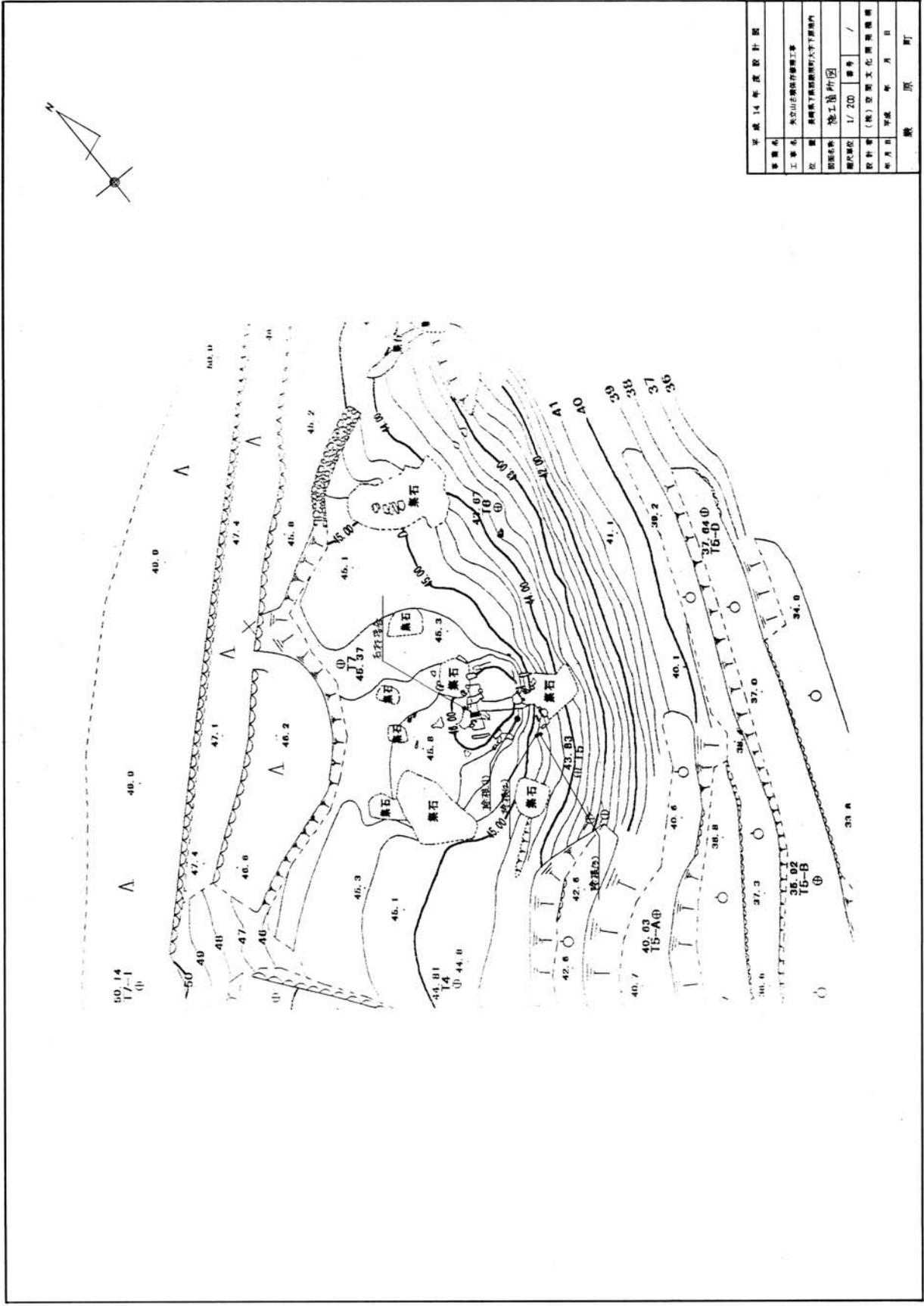


図23 平成14年度工事施工箇所図

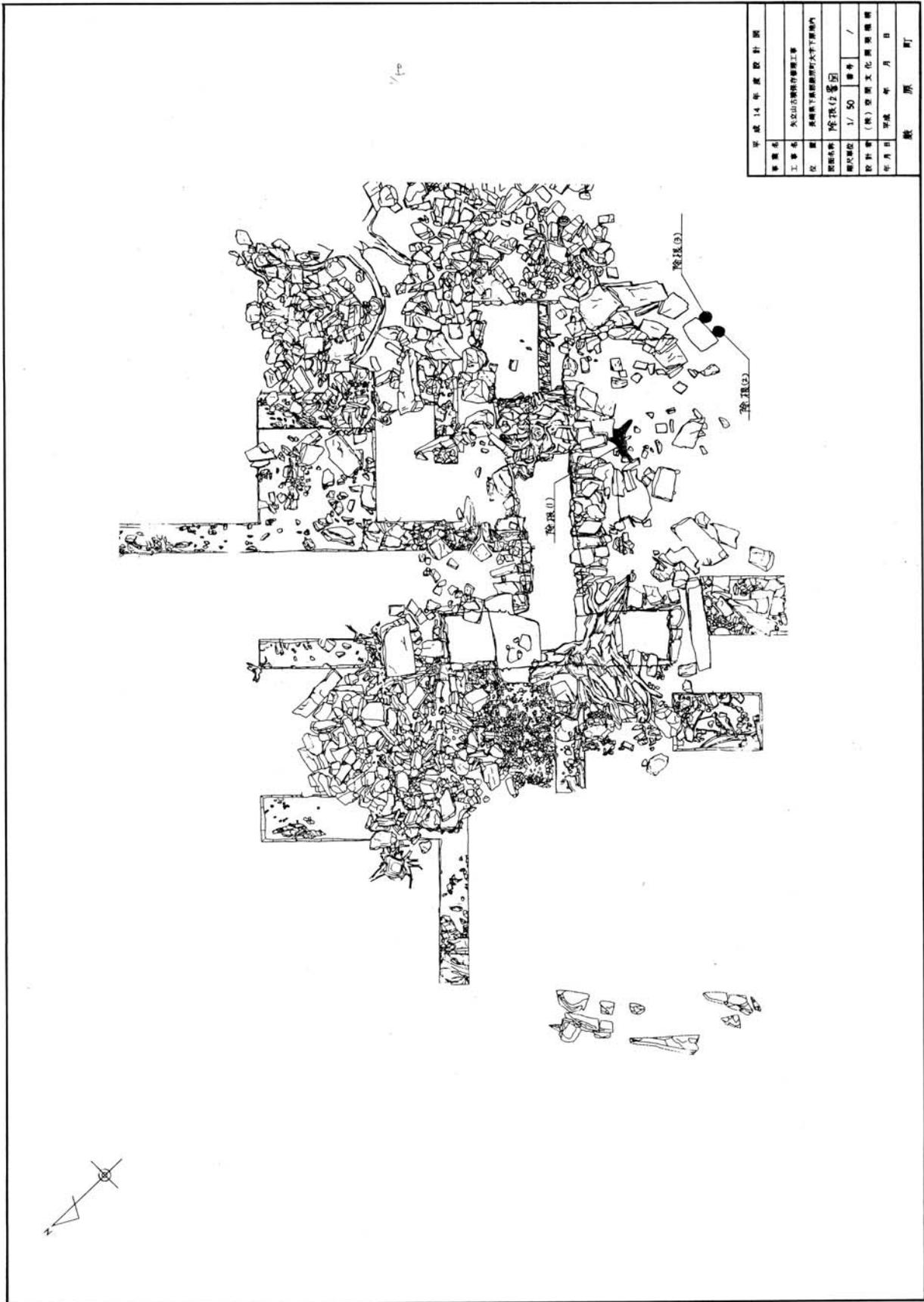


図24 平成14年度工事除根箇所図

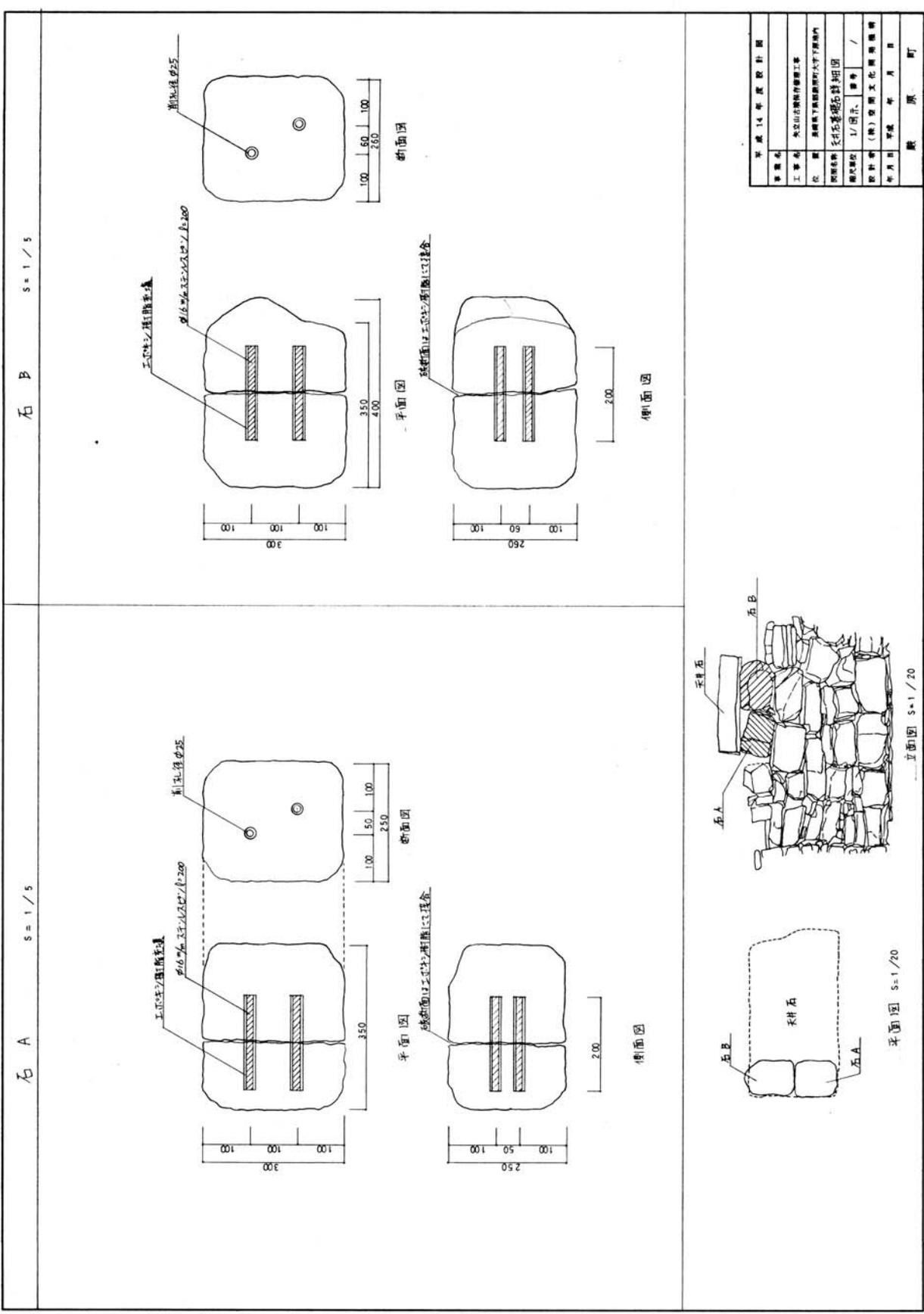


図25 平成14年度工事天井石基礎石詳細図



図26 平成18年度工事施工箇所図

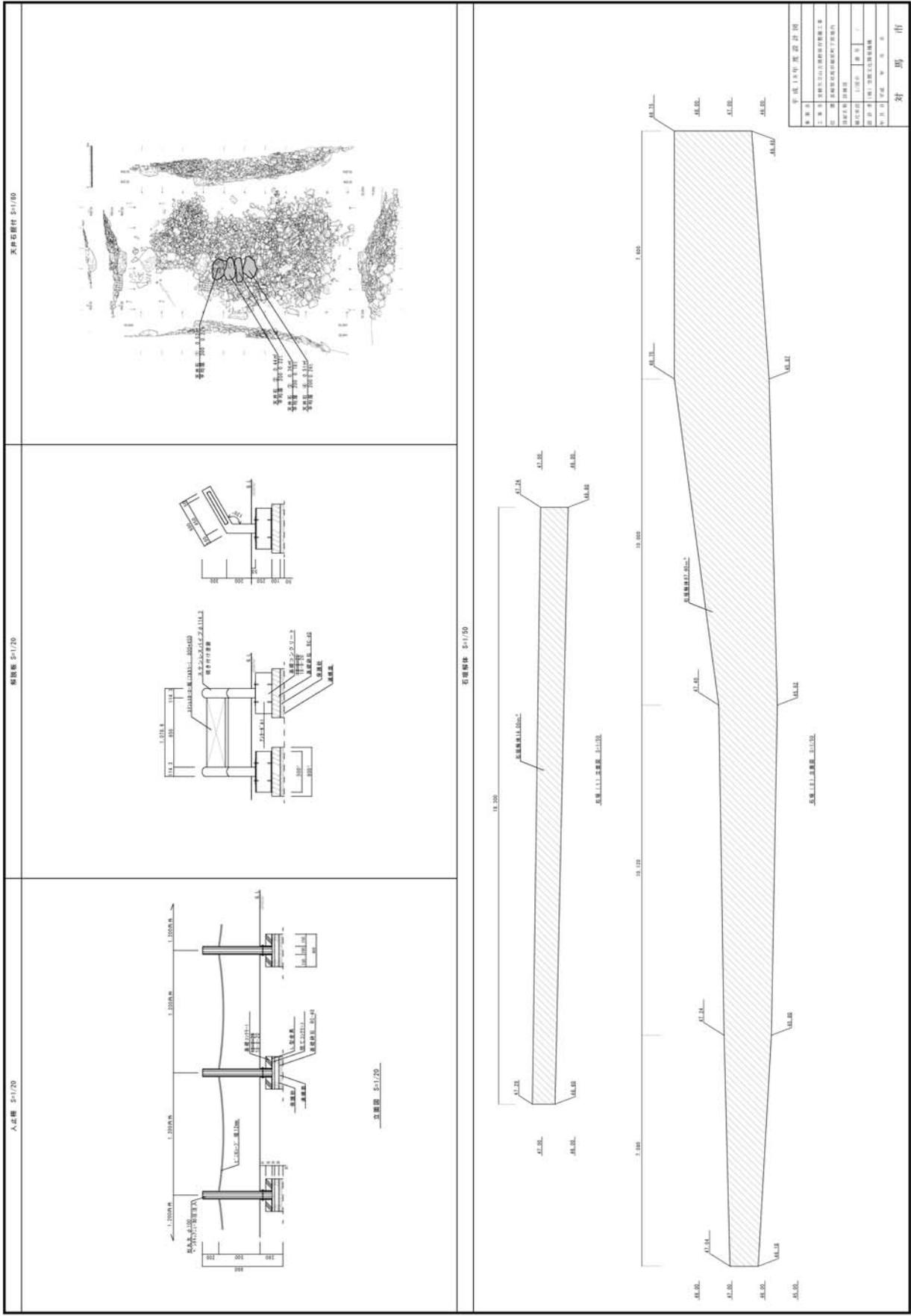


図27 平成18年度工事詳細図

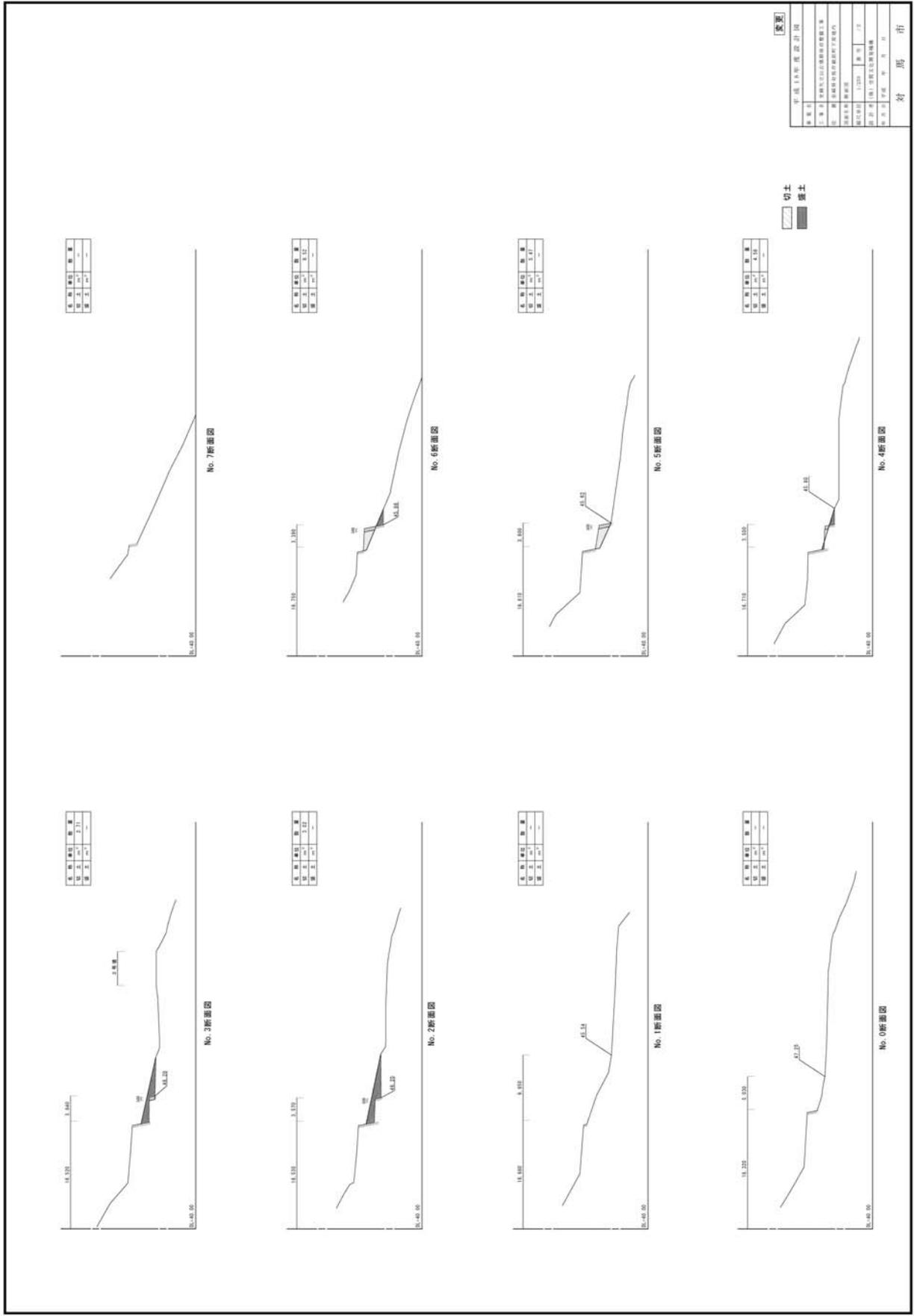
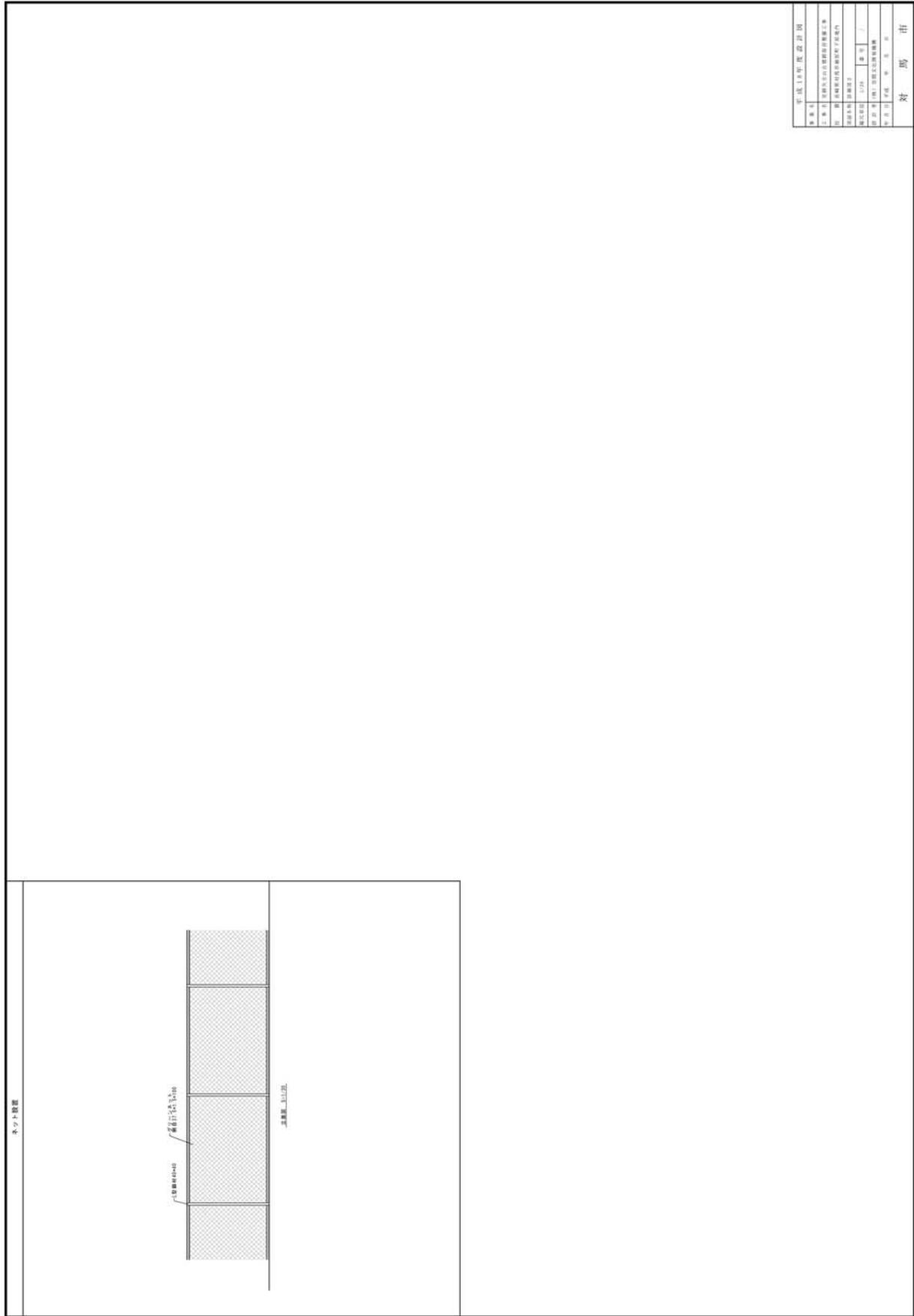


図28 平成18年度工事断面図



平成18年度工事計画	
工事名	河川敷の整備工事
工事種別	河川敷の整備工事
工事内容	河川敷の整備工事
工事場所	河川敷
工事期間	平成18年度
工事費	〇〇〇〇円
工事担当者	〇〇〇
工事監督	〇〇〇
工事承認	〇〇〇
工事完了	〇〇〇

図29 平成18年度工事詳細図②



図30 平成19年度工事施工箇所図

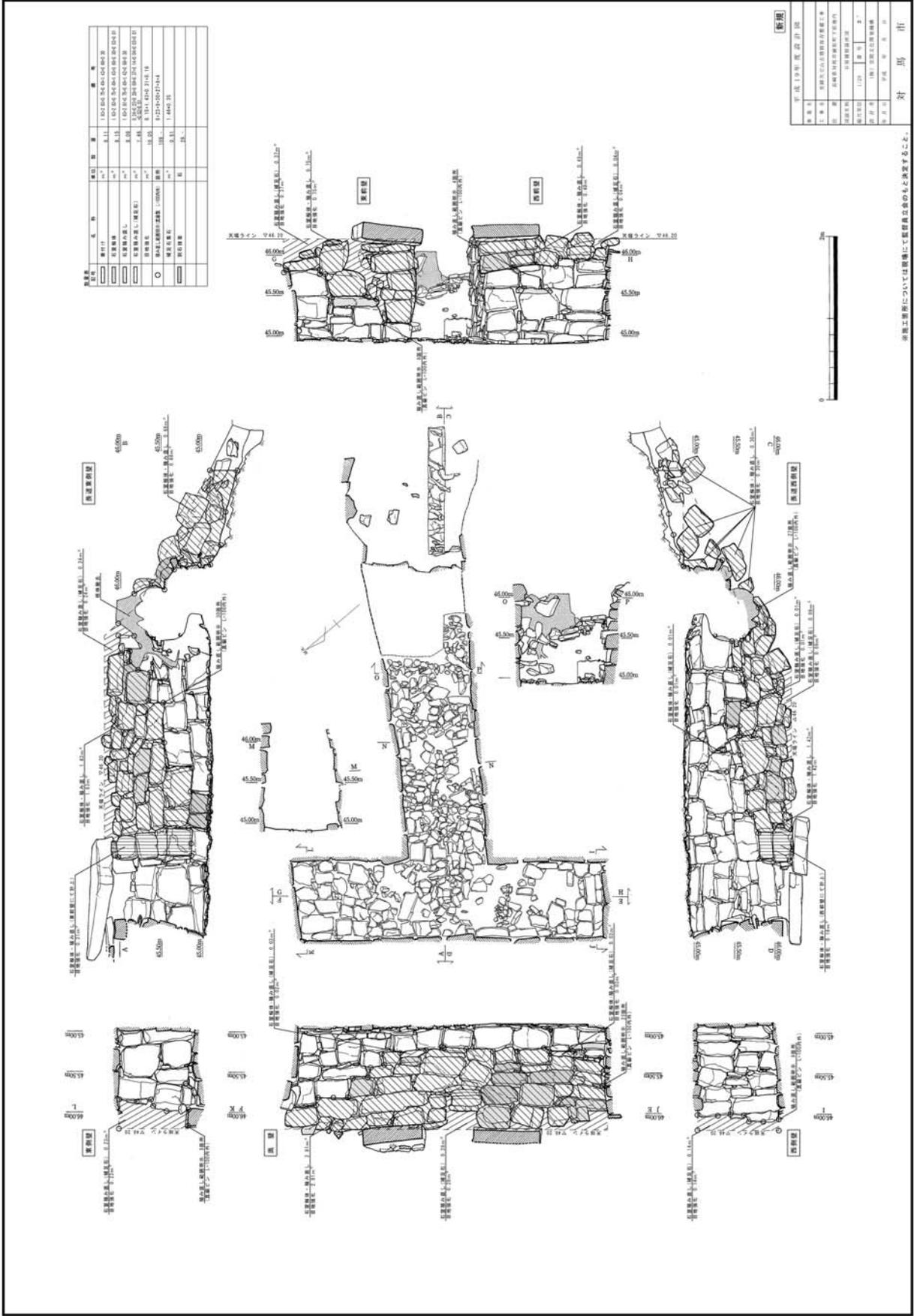


図31 平成19年度工事石室補修箇所図



図32 平成19年度工事移設・撤去図

平成19年度 撤去計画	
工事名	高松市立公民館移設・撤去工事
区	高松市立公民館移設・撤去工事
所在地	高松市立公民館移設・撤去工事
図面番号	1100
図面名	撤去計画
縮尺	1/100
作成者	高松市立公民館
承認者	高松市立公民館

図面番号	図面名	縮尺	作成者	承認者
1100	撤去計画	1/100	高松市立公民館	高松市立公民館
1101	移設計画	1/100	高松市立公民館	高松市立公民館
1102	敷地計画	1/100	高松市立公民館	高松市立公民館
1103	植栽計画	1/100	高松市立公民館	高松市立公民館
1104	照明計画	1/100	高松市立公民館	高松市立公民館
1105	その他	1/100	高松市立公民館	高松市立公民館



図34 平成20年度工事全体施工箇所図



图35 平成20年度工事施工箇所図

品名	数量	単位	数量	単位	数量	単位
コンクリート	12.43	m³	28.57	m³	10.00	m³
鉄筋	2.35	t	4.12	t	1.43	t
土工布	12.43	m²	1.00	m²	1.00	m²
トンネル掘削機	1.00	台	1.00	台	1.00	台
トンネル掘削機運転手	3.17	人	3.17	人	42.74	人
トンネル掘削機運転手	1.00	人	1.00	人	1.00	人
トンネル掘削機	1.00	台	1.00	台	1.00	台
トンネル掘削機	1.00	台	1.00	台	1.00	台
トンネル掘削機	1.00	台	1.00	台	1.00	台
トンネル掘削機	1.00	台	1.00	台	1.00	台
トンネル掘削機	1.00	台	1.00	台	1.00	台

平成20年度設計図	
設計者	住友建設株式会社 建築設計部
設計日	2008.05.15
設計者	住友建設株式会社 建築設計部
設計日	2008.05.15

トンネル掘削機は1台につき1台を1台と仮定し、トンネル掘削機の台数を求める。



图36 平成20年度工事墳丘断面位置図

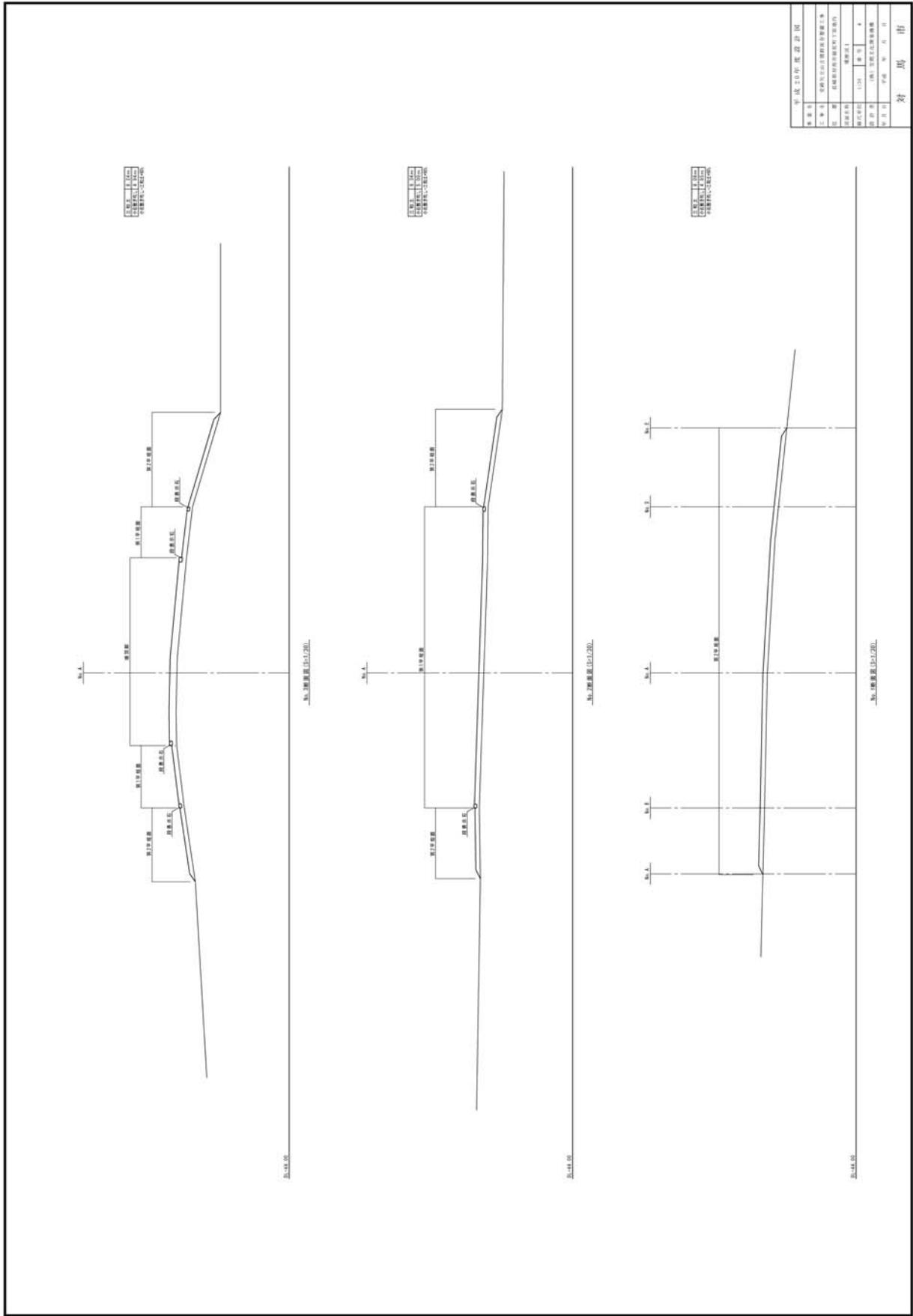


图37 平成20年度工事横断面图①

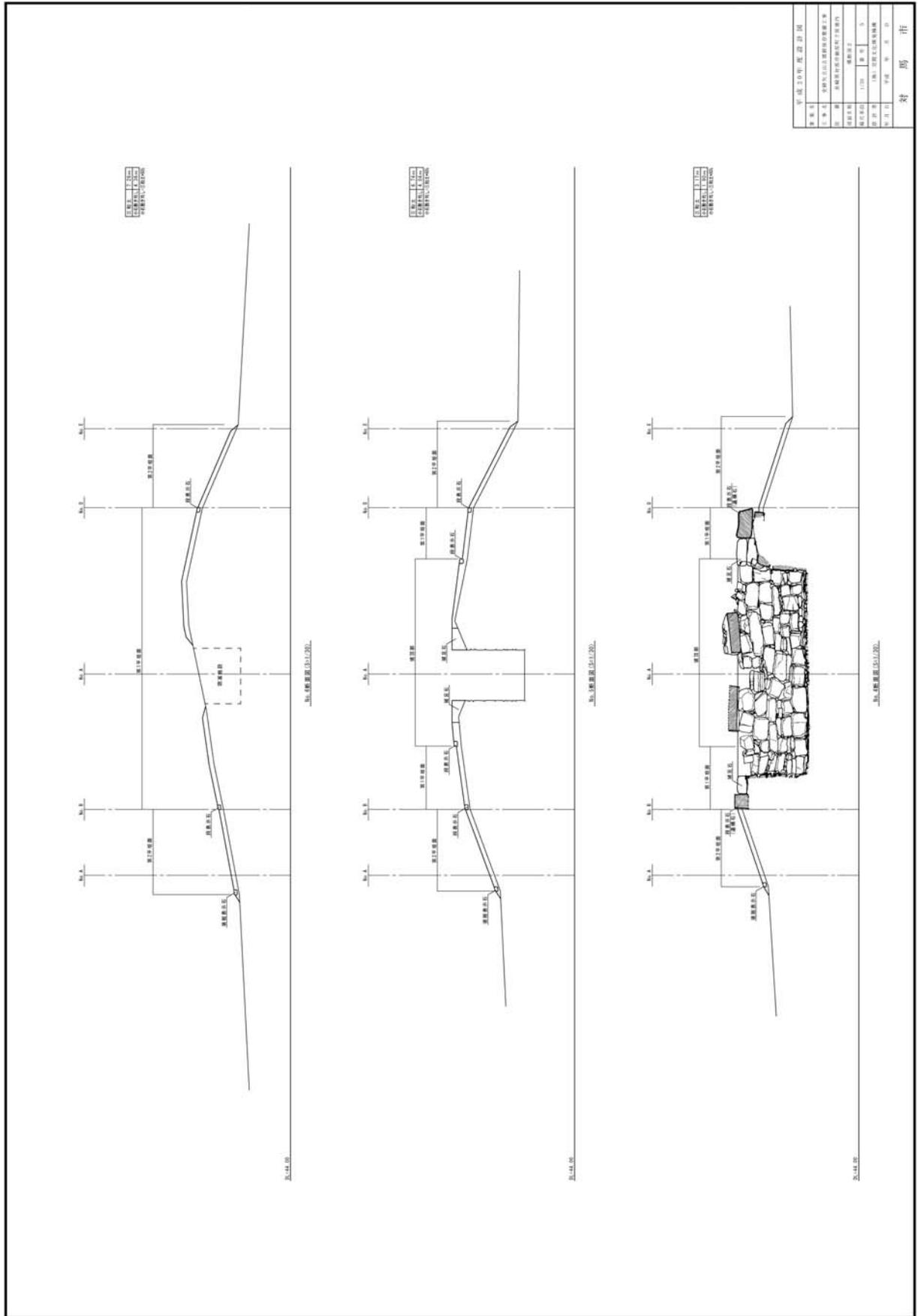


図38 平成20年度工事横断面図②

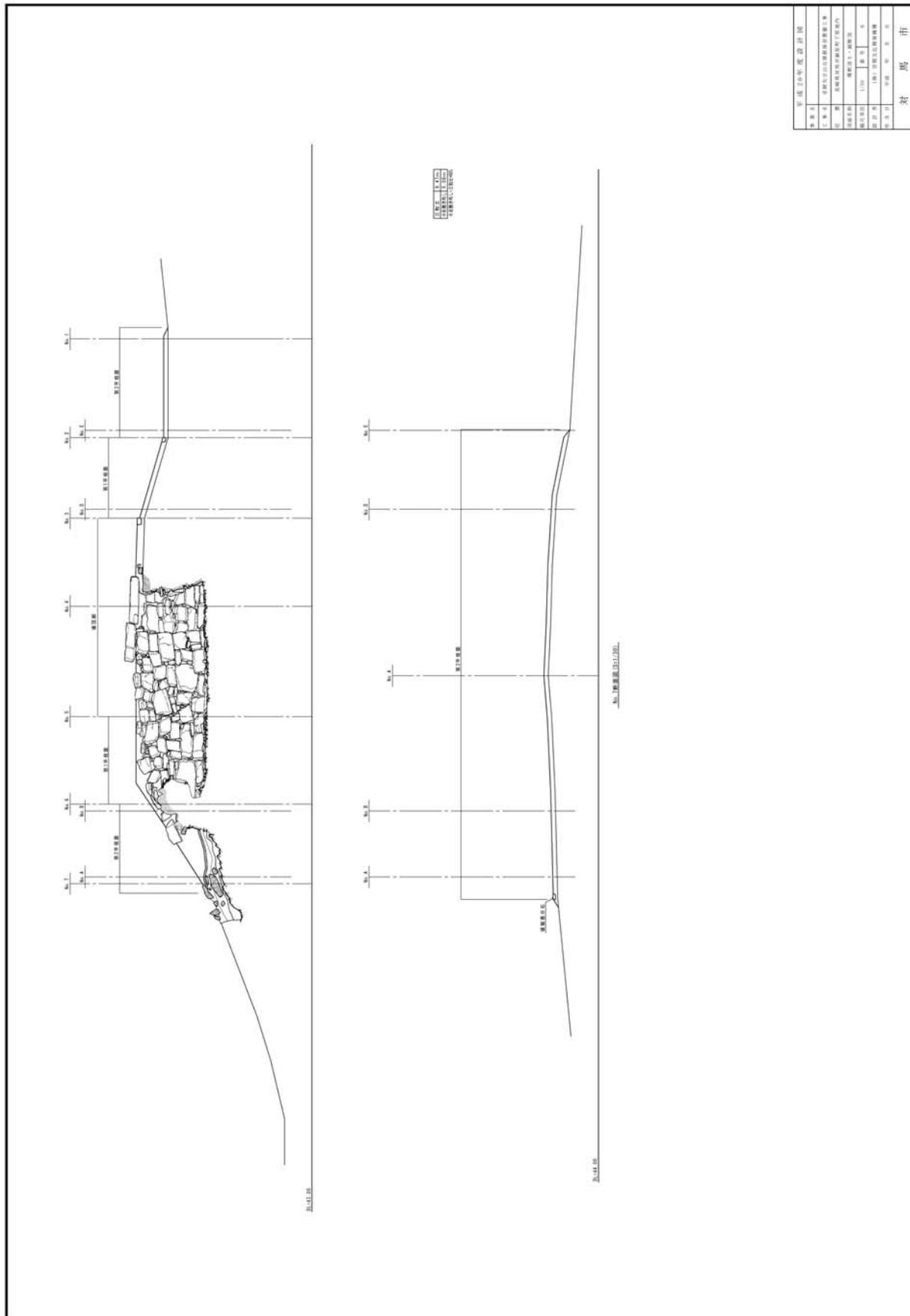


図39 平成20年度工事横断面図③・縦断面図



図40 平成20年度工事石室保護フェンス配置図

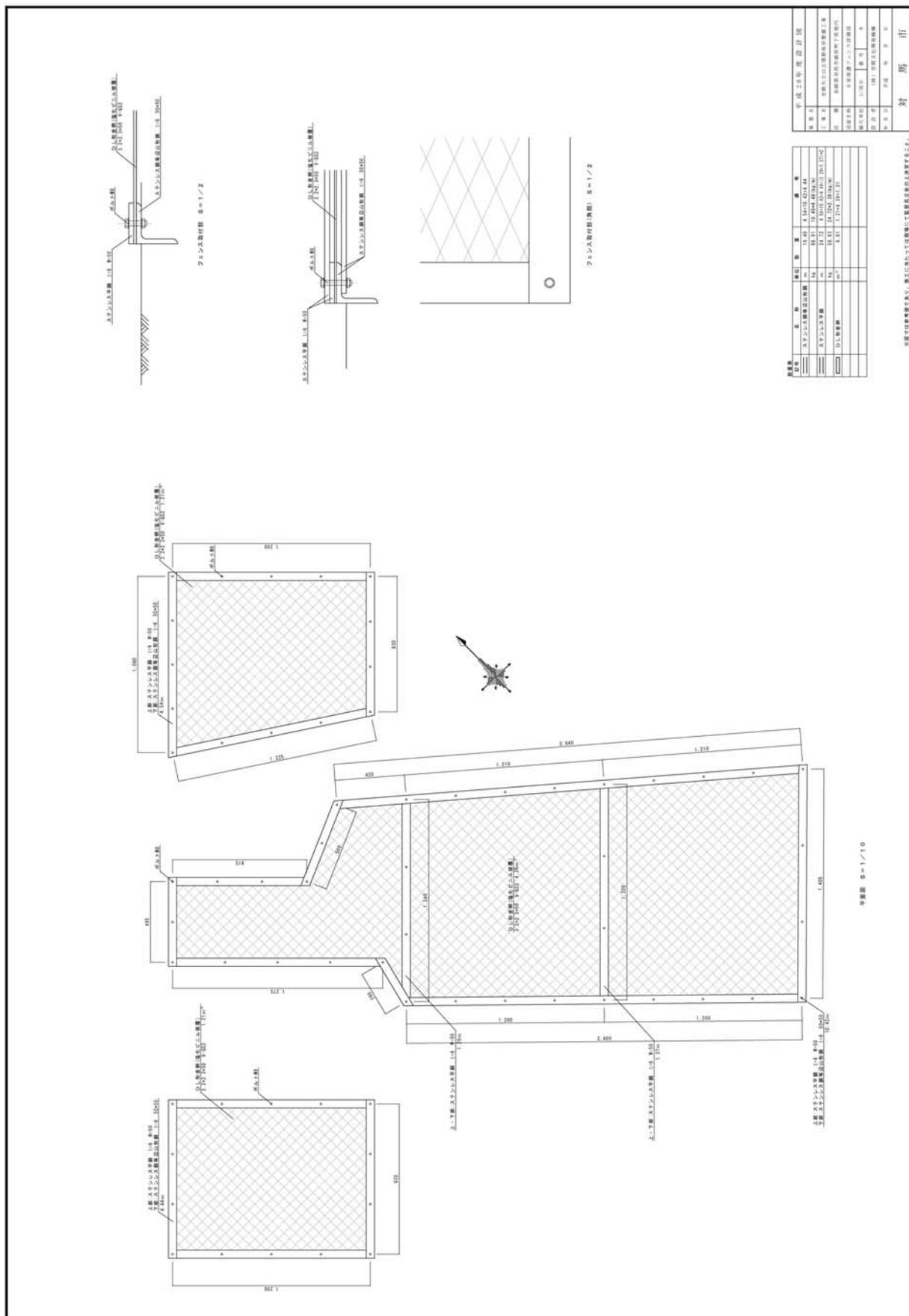
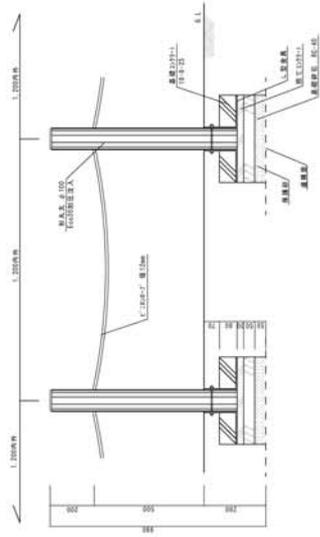
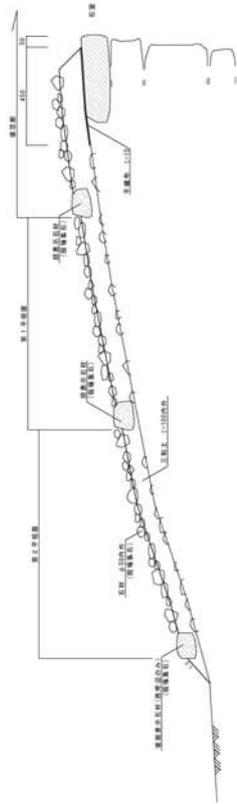


図41 平成20年度工事石室保護フェンス詳細図

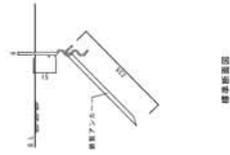
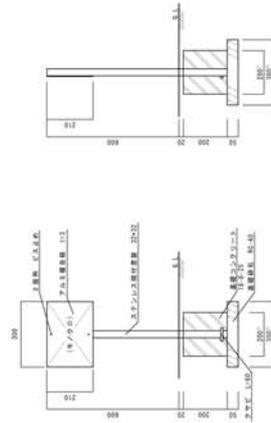
平面表示 S-1/10

入止欄 S-1/20



注意板 S-1/10

視切板 S-1/5



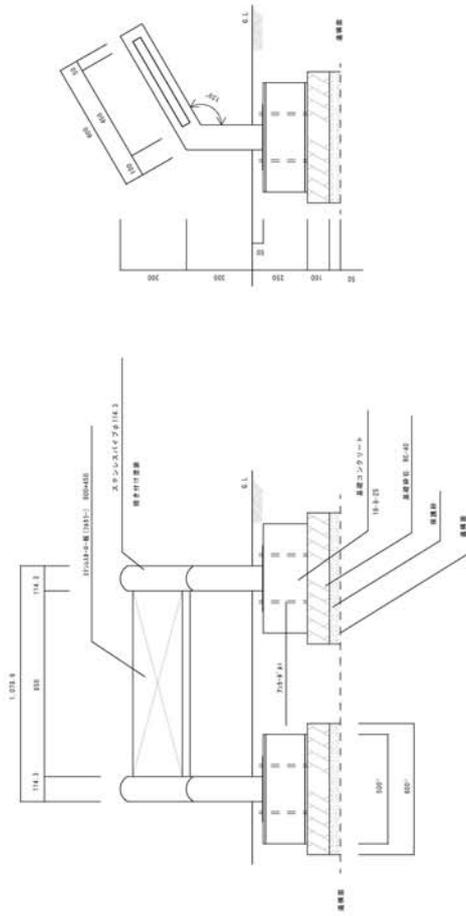
年度	平成20年度
事業名	東京都下水道局下水道工事
区	目黒区
事業種別	下水道施設整備工事
事業内容	排水口設置工事
設計者	東京都下水道局
図名	排水口設置工事
図号	S-1/10
縮尺	1:200
作成	東京都下水道局
承認	東京都下水道局

図42 平成20年度工事詳細図



図43 平成21年度工事施工箇所図

解説板 S=1/10



※説明板の掲示内容については、監督員より指示する。

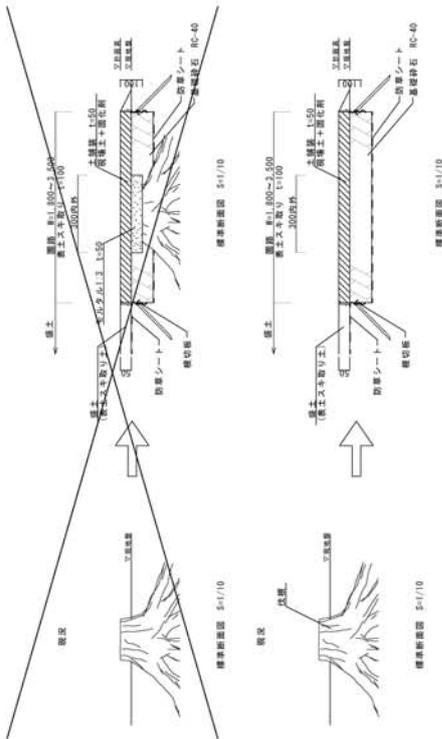
事業名	平成21年度道路計画		
工事名	福岡県北九州市小倉南区の道路改良工事		
区画名称	区画番号	区画名称	区画内容
114.3	114.3	114.3	114.3
対馬市	対馬市		

図44 平成21年度工事詳細図



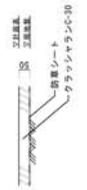
図45 平成22年度工事施工箇所図

土構築



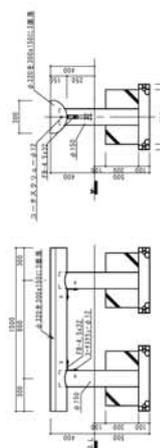
※土質調査は日本標準（特）の試験に土質等級以上とする。

砕石敷



標準断面図 5:1/10

ベンチ



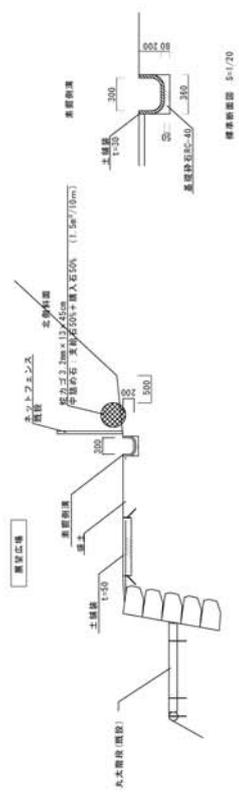
標準断面図 5:1/20



標準断面図 5:1/20

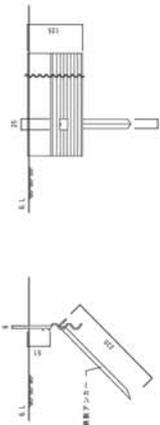
※土質調査は日本標準（特）の試験に土質等級以上とする。

掘削・蛇力工



標準断面図 5:1/40

根切板



標準断面図 5:1/5

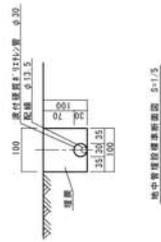
変更

変更内容	平成22年度設計図
変更理由	設計内容の修正による変更
変更箇所	掘削・蛇力工
変更日	2024年10月
変更者	設計者
承認者	監理者
変更履歴	1. 設計内容の修正による変更

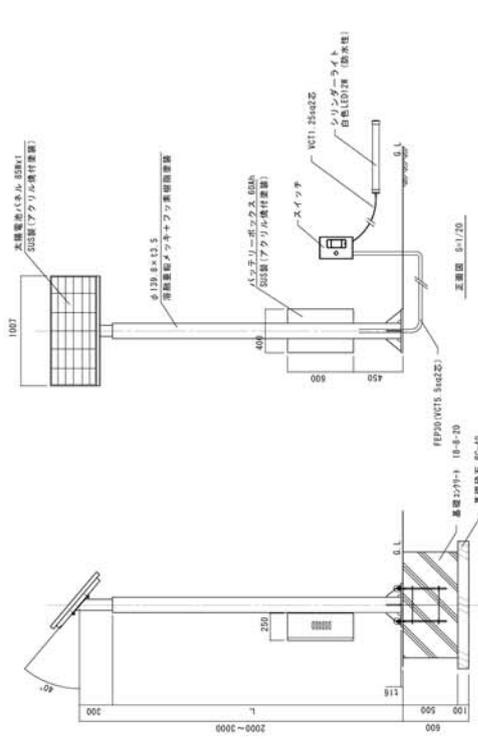
図46 平成22年度工事詳細図



図47 平成24年度工事施工箇所図

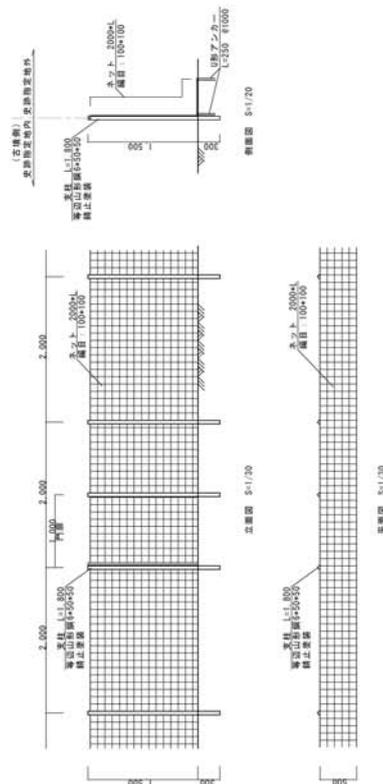


地中管理設置標準断面 5-11.5



※ソーラーパネルは表裏に面けること、パネルとパネルの間に隙間が生じないように十分な養生をすること。
※ソーラーケーブルを配線する目的は、配線の内部が濡く腐食にくいためとする。

ネットフェンス



年度	平成24年度算計
工事名	宮城県立川口高等学校附属高等学校
位置	宮城県川口郡川口町下原
建築名称	附属高等学校
設計者	日建設計
設計者(株)	宮城県川口郡川口町下原
設計者(支店)	宮城県川口郡川口町下原
設計者(支店)	宮城県川口郡川口町下原

図48 平成24年度工事詳細図



図49 平成25年度工事施工箇所図

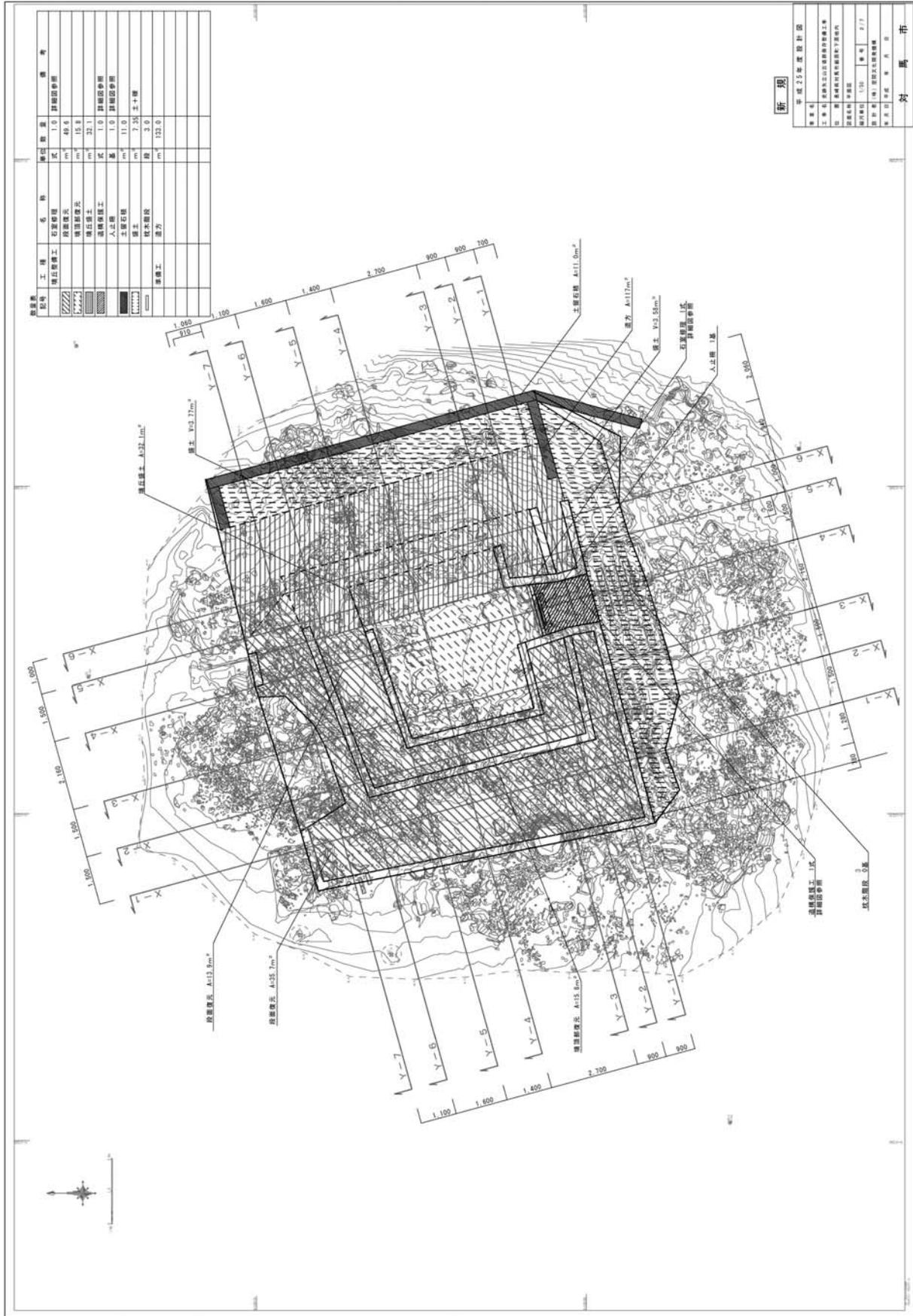


图50 平成25年度工事平面图

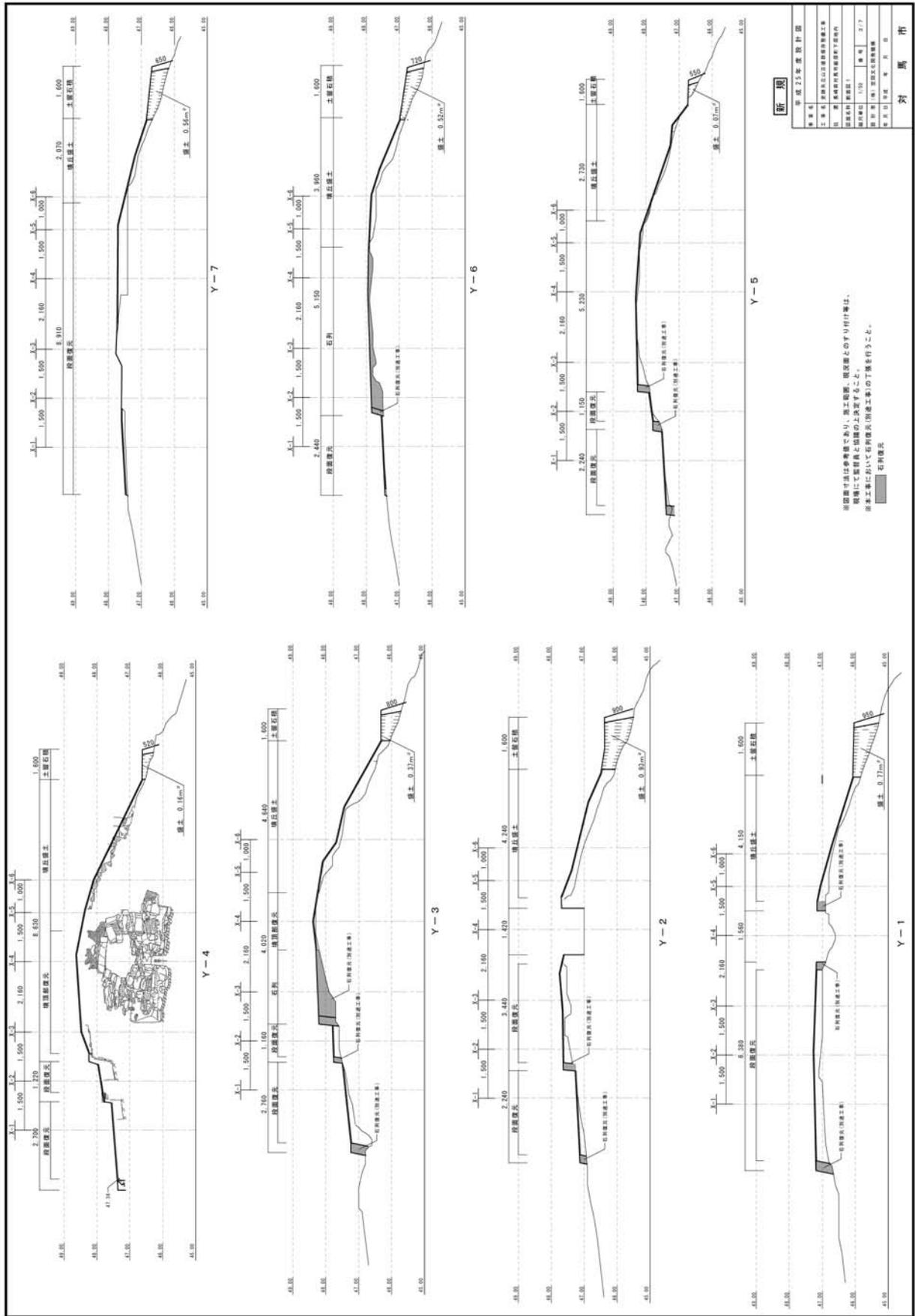


図51 平成25年度工事断面図①

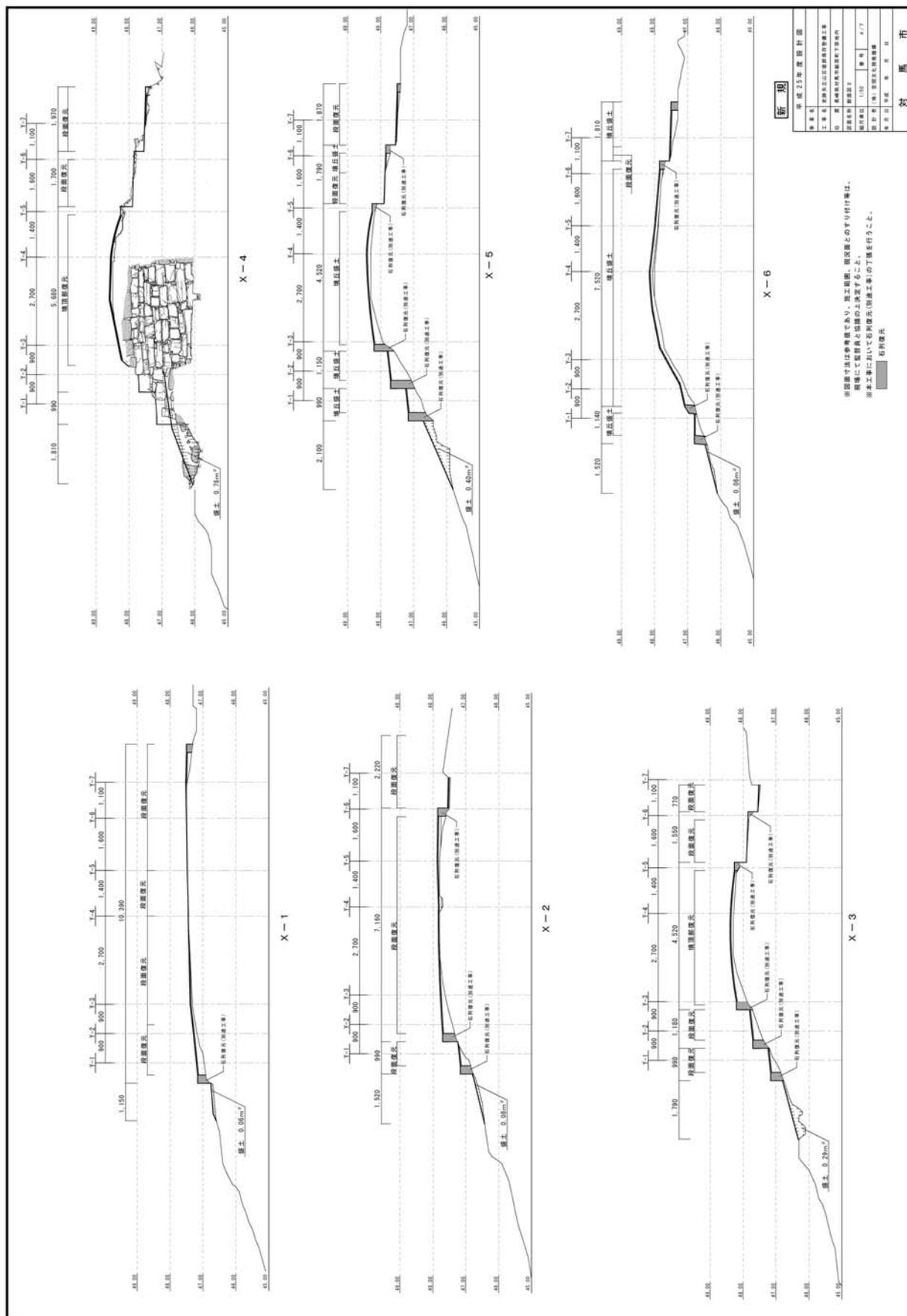
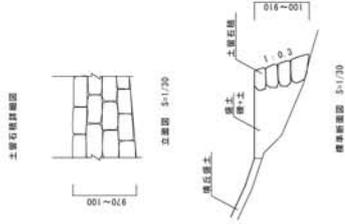
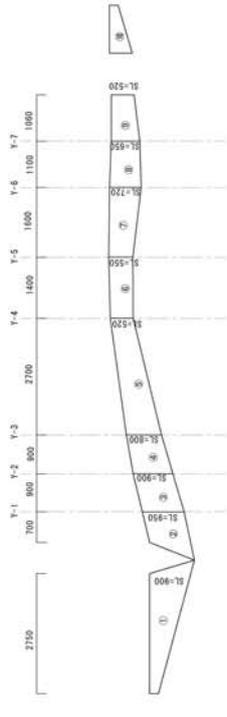


図52 平成25年度工事断面図②

土留石積



標準断面図 1/70
※費用する石材は監査員の指示に基くこと。



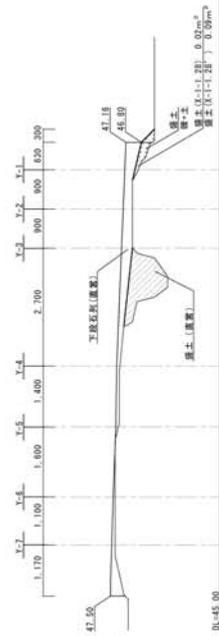
下段石積・土留石積断面図 1/50

下段石積・土留石積断面図 1/50

- ① A=1.709m²
- ② A=0.849m²
- ③ A=0.810m²
- ④ A=0.757m²
- ⑤ A=1.709m²
- ⑥ A=0.849m²
- ⑦ A=1.012m²
- ⑧ A=0.722m²
- ⑨ A=0.622m²
- ⑩ A=0.397m²
- ⑪ A=1.709m²

A=11.10m²

下段石積・土留石積断面図 1/50



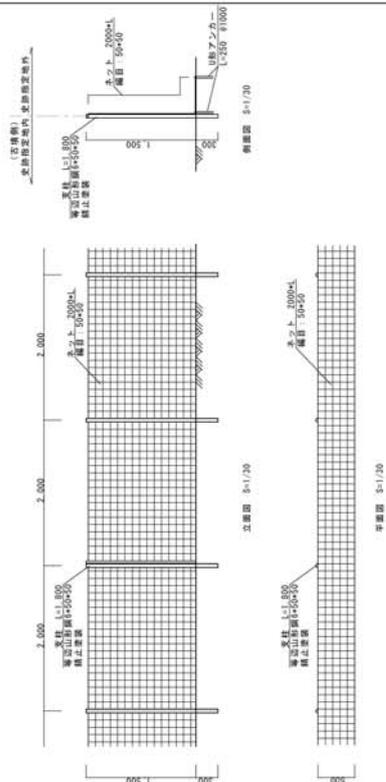
下段石積断面図 1/50

新 規

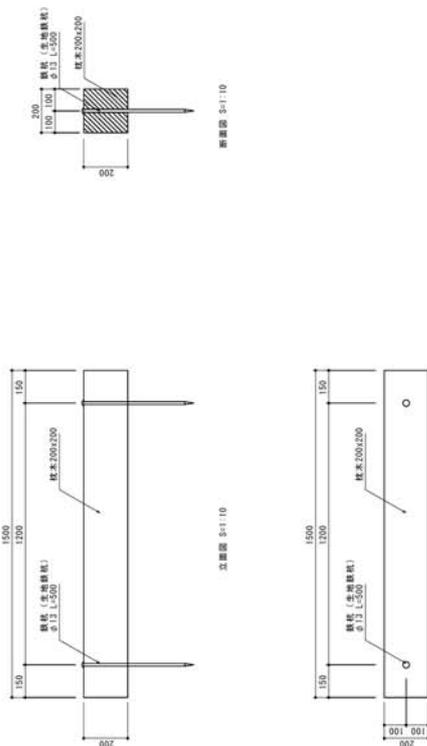
年度	平成25年度設計図
工事名	岩手県立山形県立総合体育センター
工事種別	体育施設
設計者	有限会社 岩手県立総合体育センター
設計者代表	岩手県立総合体育センター
設計者代表の職名	建築士
設計者代表の資格番号	岩手県立総合体育センター
設計者代表の所属	岩手県立総合体育センター
設計者代表の住所	岩手県立総合体育センター
設計者代表の電話番号	岩手県立総合体育センター
設計者代表のFAX番号	岩手県立総合体育センター
設計者代表のメールアドレス	岩手県立総合体育センター
設計者代表のWebサイト	岩手県立総合体育センター
設計者代表のHP	岩手県立総合体育センター
設計者代表のEメール	岩手県立総合体育センター
設計者代表の住所	岩手県立総合体育センター
設計者代表の電話番号	岩手県立総合体育センター
設計者代表のFAX番号	岩手県立総合体育センター
設計者代表のメールアドレス	岩手県立総合体育センター
設計者代表のWebサイト	岩手県立総合体育センター
設計者代表のHP	岩手県立総合体育センター
設計者代表のEメール	岩手県立総合体育センター

図54 平成25年度工事詳細図②

ネットフェンス



枕木階段



材料仕様	
材料	
木材は杉材 (角材は2x4加工) を使用する。	
木材は専門業者に依頼するようにより、又は、又は人工乾燥処理を行う。	
木材は全て乾燥木材 (DMC < 1) 材料 (JIS A 9002) による。	
加工主人方法は JIS A 9002 による。	

変更	
年度	平成25年度計画
工事名	東海大学山形県立高等学校工事
区画	東海大学山形県立高等学校7区画
図面番号	図面番号
図面名称	図面名称
図面比例	1/50
図面枚数	7/7
図面作成	図面作成
図面承認	図面承認

図55 平成25年度工事詳細図③



※掘削位置については現場にて監督員と協議の上、決定すること。

図56 平成26年度工事施工箇所図

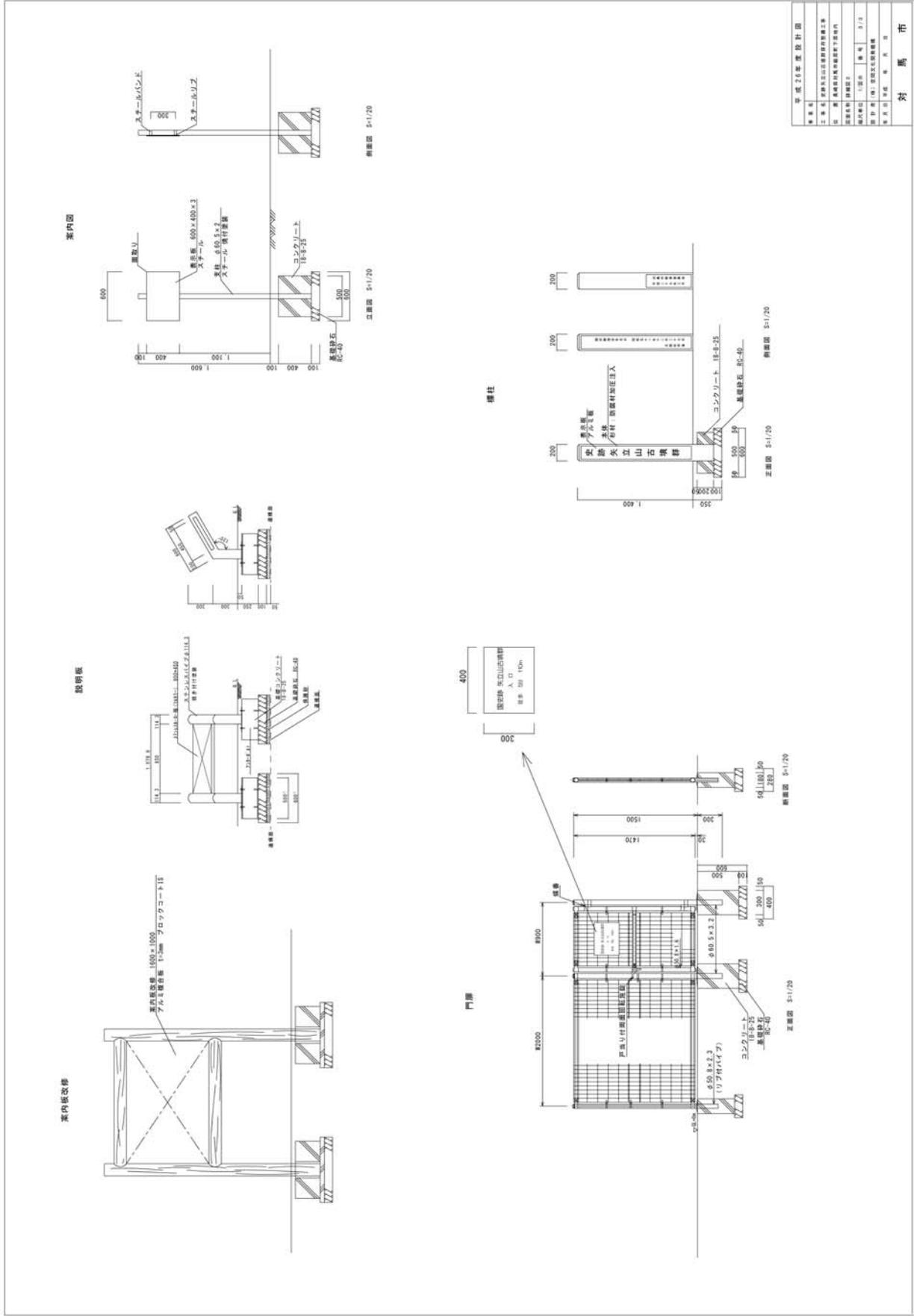
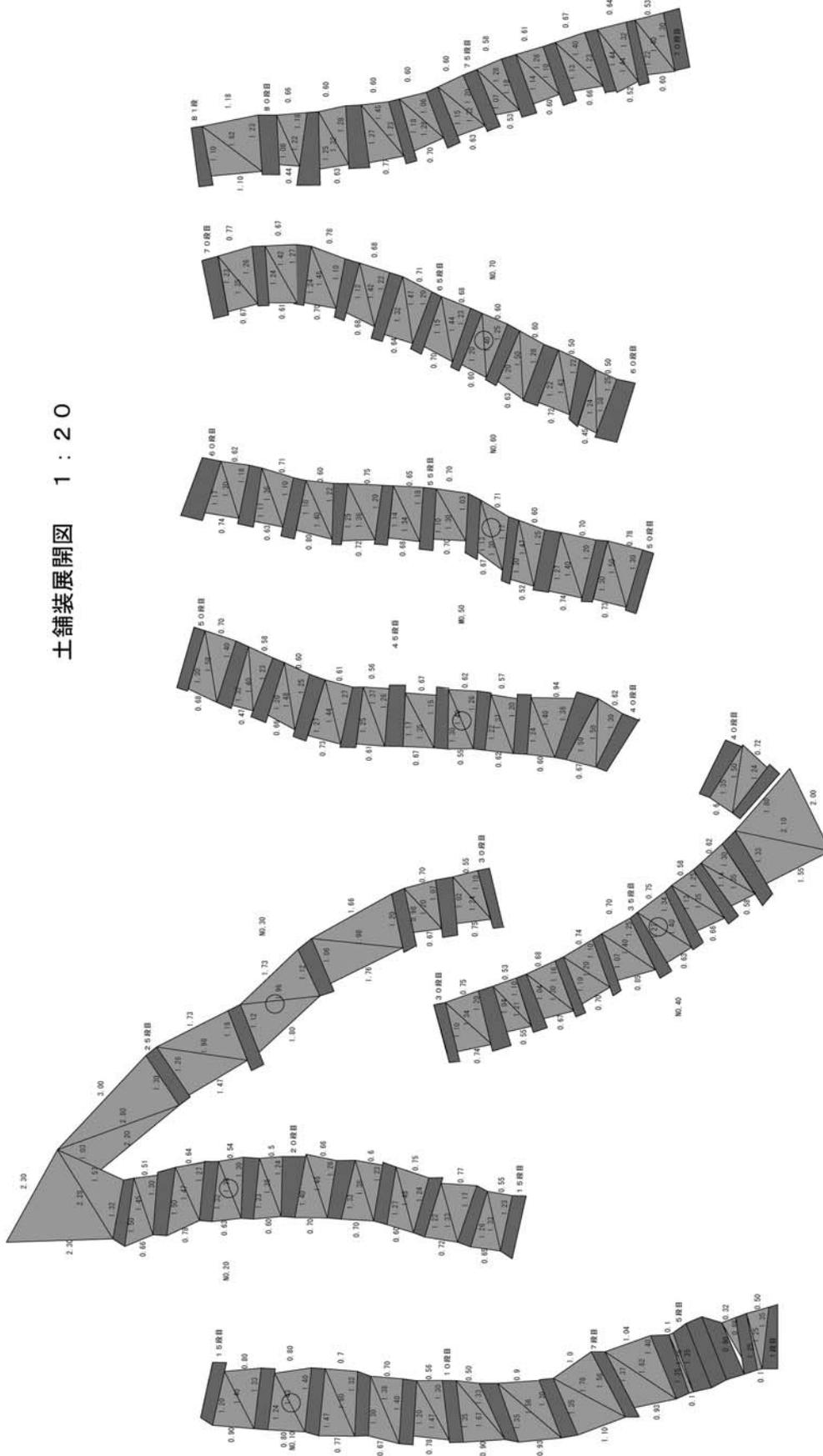


図57 平成26年度工事詳細図

土舗装展開図 1 : 20



平成26年度設計図	
図名	土舗装展開図
図番	1
設計者	〇〇〇
校核者	〇〇〇
承認者	〇〇〇
作成日	〇〇/〇〇/〇〇
縮尺	1:20
備考	

図58 平成26年度工事土舗装展開図

石積み展開図 1 : 20

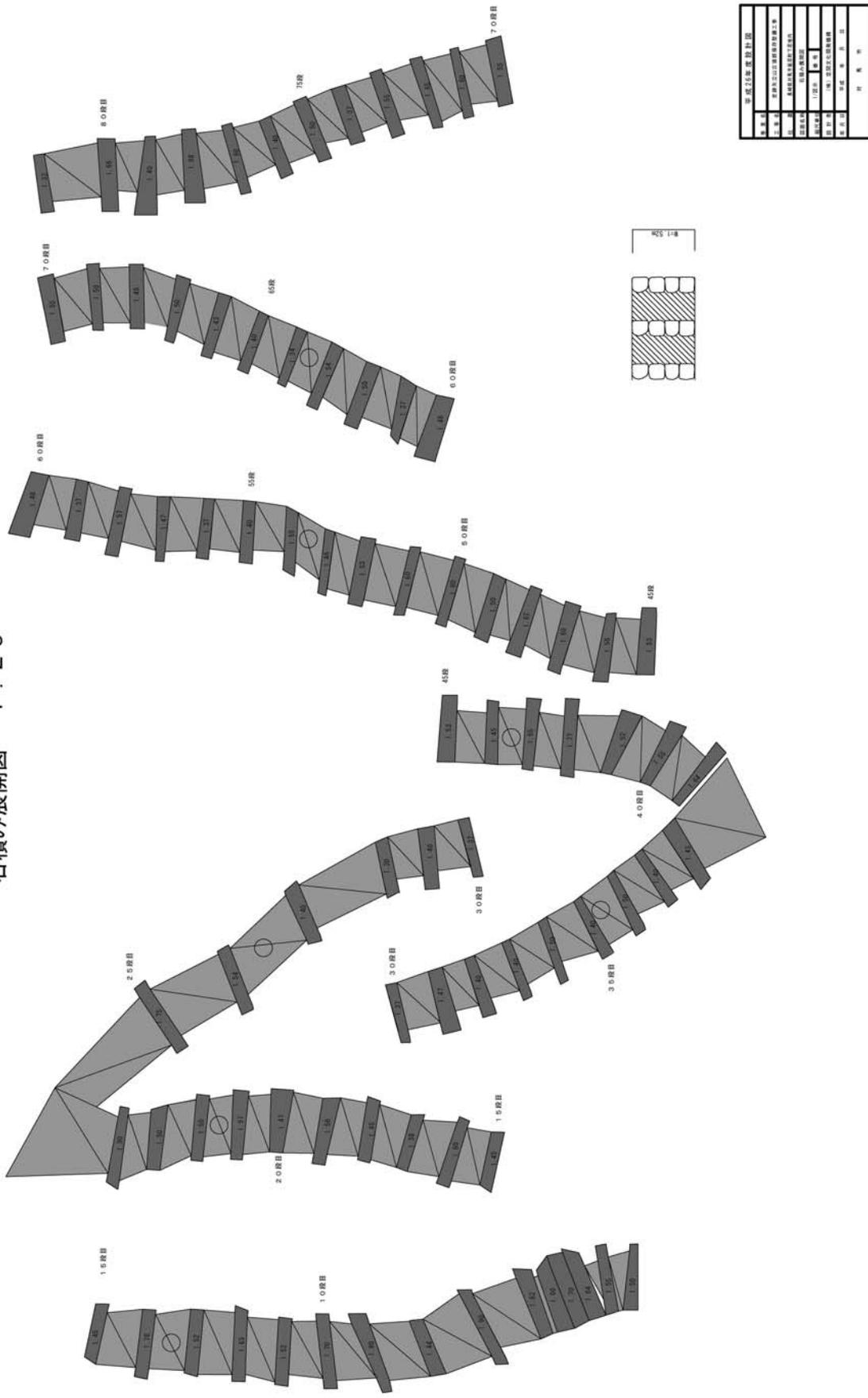
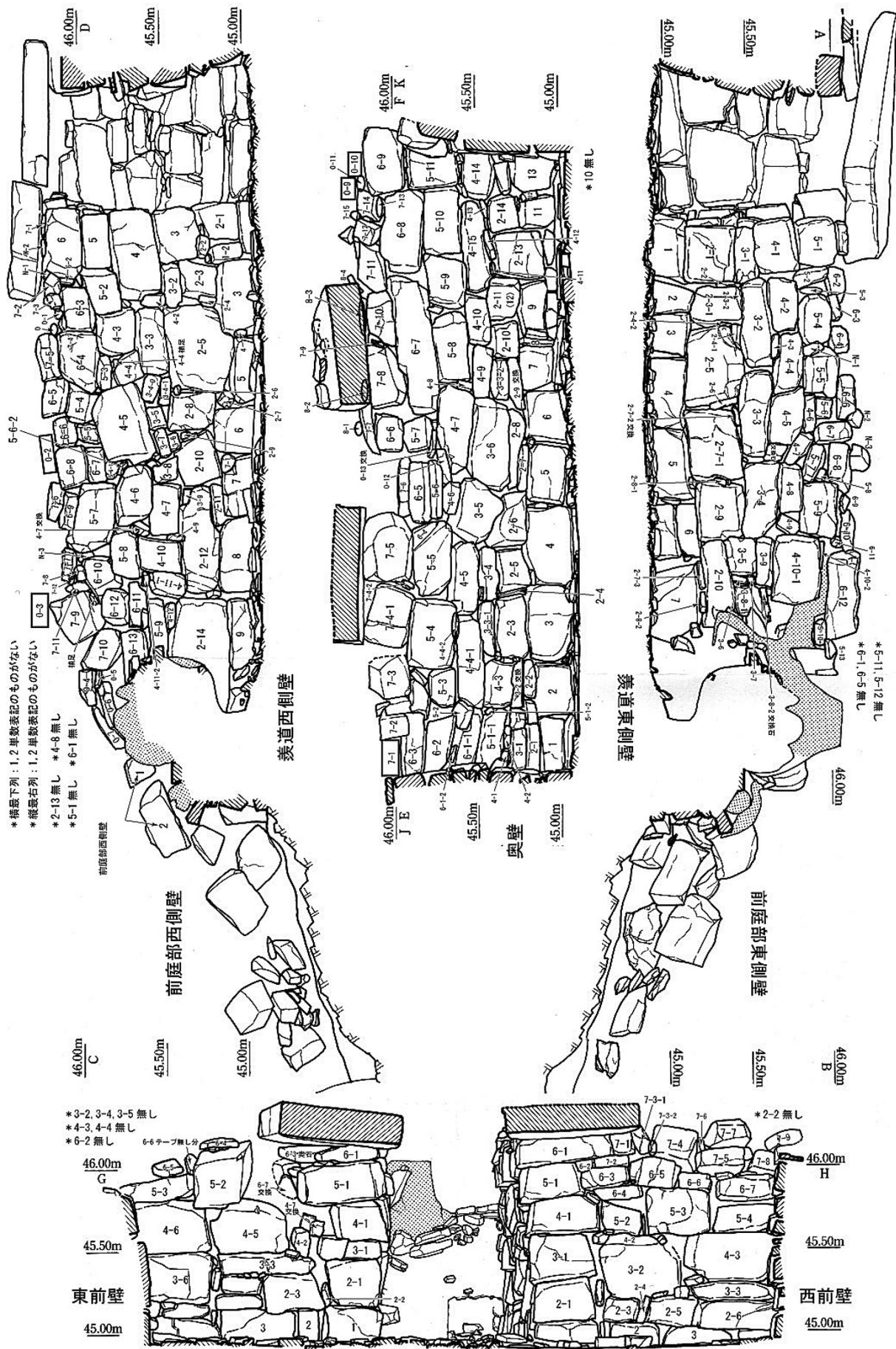


図59 平成26年度工事石積み展開図



*横断下例：1,2 単数表記のものがない
 *縦断右例：1,2 単数表記のものがない
 *2-13 無し *4-8 無し
 *5-1 無し *6-1 無し

*3-2, 3-4, 3-5 無し
 *4-3, 4-4 無し
 *6-2 無し

*5-11, 5-12 無し
 *6-1, 6-5 無し

図60 2号墳石室修理工設定石材番号図

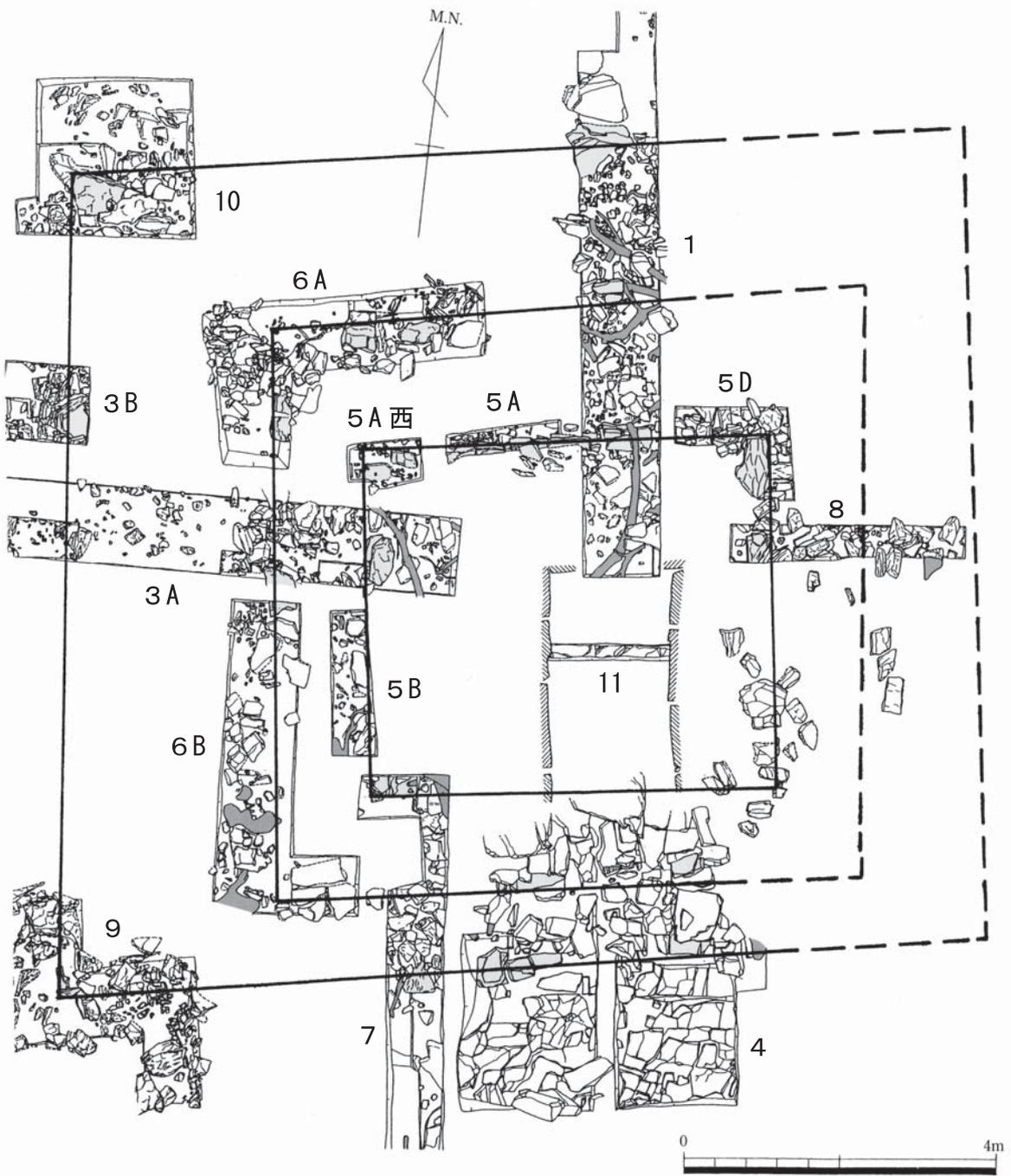


図61 平成13年度調査時トレンチ配置図 (縮尺任意)

第4章 保存と活用

第1節 保 存

埋蔵文化財の保護は保存と活用の両面から成り立っており、実現のために様々な措置が存在する。たとえば保存の一つの措置として史跡指定があるが、矢立山古墳群では昭和51年と平成17年に実行した。保存と活用の内容は、平成16年3月31日に文化庁が発行した『史跡等整備の手引き』に詳しい。保存とは「史跡等の個別の本質的価値を次世代へと確実に伝達していくこと」であり、「幅広い調査研究の成果を基礎とし、広く法的、行政的、技術的分野に」及ぶものとされている^{註10}。矢立山古墳群の保存も、ここに示された理念に基づいて実施していく。

第1項 法的措置

『史跡等整備の手引き』「第1節 史跡等の保護と整備の概念」に挙げられている法的措置には、史跡等の指定、現状変更等の許可申請に係る事務、周辺地域の環境の保全のための法的規制等がある。矢立山古墳群では昭和51年12月27日指定の範囲に追加し、平成17年7月14日付けで立地する平坦部も指定することで、墳丘と周辺を一体的に保存、管理する環境を整えた。

第2項 行政的措置

法的措置と同じく、『史跡等整備の手引き』に挙げられている行政的措置には、指定地の土地の公有化、保存管理計画の策定、日常的な維持管理に関する施策がある。矢立山古墳群は平成17年度に1号墳を除き公有化された。また平成23年1月13日付けで対馬市が管理団体となった。保存管理計画は今後策定を検討する必要がある。日常的な維持管理は恒常的に適切な状態を保てるように方策を具体化しなければならない。対馬市は文化財保護法第3条に謳われたとおり、保存が適切に行われるように地方公共団体としての任務を果たさなければならない。同時に管理団体として定期的な除草、清掃は必須である。学校教育及び生涯学習活動の一環として維持管理活動を導入する仕組みを作り上げることも必要である。

第3項 技術的措置

法的措置、行政的措置と同じく、『史跡等整備の手引き』に挙げられている技術的措置には、保存施設（標識・説明板・囲さく・覆屋等）、防災施設（防火設備・消火装置・避雷施設等）の設置、き損及び衰亡の状態から原状に復する復旧、日常的な維持管理の措置、周辺地域の環境の改善に関する整備、伝統的技術の継承がある。史跡全体を説明した案内板と各古墳を解説した説明板は設置した。また、猪鹿の侵入を防ぐネットを設置した。古墳の墳丘だけでなく成立した環境を保存するため、立地する平坦部を公有化した上で史跡に追加指定し、対馬市が管理団体となった。主要地方道棧原小茂田線から史跡まで続く連絡路も境界を定め、対馬市が明確に管理できる環境にした。

第2節 活 用

活用に関しては、『史跡等整備の手引き』の中で「文化財保護法第1条に総括的に言及されている」ものの「具体的な事柄は定められていない」、としながら、条文を読み説きながら「物理的、精神的な両面に渡る各種の施策が広く含まれる」と整理している^{註11}。矢立山古墳群についても両面で実施していくことが肝要である。同時に、学術的な調査研究も継続して実施していかなければならず、そのために対馬市が主体となった事業の企画と実行、他の組織、団体、機関、個人への協力や支援も必須である。以下に公開、諸施設の設置、立案・宣伝、運営について引用しながら述べる^{註12}。

第1項 公開

『史跡等整備の手引き』には、史跡等の開放・公開が活用の施策の一つに挙げられている。矢立山古墳群は鹿や猪を防ぎ、史跡入口としての境界を明示し、むやみに荒らさない心理的な障壁となる効果を期待し、フェンスで入口を設置しているが、鍵は設けず随時開放、公開している。

第2項 諸施設の設置

『史跡等整備の手引き』で挙げられているのは、的確な情報提供、快適な見学を目的とする諸施設の設置である。情報提供には史跡の案内板と古墳の説明板、指定地の説明図を設置している。史跡の理解に役立つものとして、より利便性の高いパンフレットについては今後作成し、連絡路入口に置き、見学者が自由に入手できる環境を整える必要がある。1号墳の石室には、内部観察を容易にする照明を設置した。

第3項 立案・宣伝

『史跡等整備の手引き』で挙げられているのは、公開・活用に関する企画・立案及び宣伝、学習の場及び教材の準備である。矢立山古墳群については、公開・活用に関する企画・立案は、現時点では具体的な計画がないため、今後急ぎ検討し、実施に繋げていく必要がある。この方面では教育委員会によるばかりでなく、観光を担当する部局による策の検討、企画、実行という積極的な取り組みが欠かせない。宣伝については、対馬市のホームページへの情報掲載のほか、パンフレットの作成と配布などが必要である。また学習の場として活用できるように、学校だけでなく地域や市外など広い範囲に周知、広報しなければならない。効果的な実行のためには市内部での連携、協力も当然だが、他の行政機関、博物館や大学などの教育機関、研究組織や、民間の団体、組織、企業、様々な個人との連携、協力も必須である。

第4項 運営

『史跡等整備の手引き』で挙げられているのは、まちづくり・地域づくり等への取り組みに関連する地域連携、ボランティア・市民活動への支援である。矢立山古墳群を核としたまちづくりや地域づくりに結びつけられる自主的な市民活動や地域間の連携の促進に対し、対馬市として積極的に支援をしていかなければならない。

第3節 要 件

埋蔵文化財の保護が保存と活用からなることは述べた。保存と活用に予算が伴うことは言うまでもない。しかし必要な予算措置のみでは不適當である。十分な人員がなければ成り立たない。そして適切な執行は専門的な知識と技術がなければ不可能である。平成18年度に矢立山古墳群の年次計画を延期することになった一因は、まさに専門職員の配置不備に帰結する。

埋蔵文化財行政における業務には「把握・周知」「調整」「保存」「活用」の4段階がある^{註13}。この4段階をおよそ330ある埋蔵文化財を対象に、南北80kmを超える対馬で遂行するには、現行の専門職員体制で不十分であることは明白である。事務だけでなく、各段階を実施していく前提となる調査に人員を割り当てられない。その結果として、国民的財産がゆえに本来市民に還元されるべき埋蔵文化財の価値が顕在化されず、埋没し続ける事態に陥っているのである。

文化庁は平成26年10月31日に発行した『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』において、上記4段階を「一層重視した能動的な体制に改善することが強く望まれる」とし、「埋蔵文化財行政全体を適切に遂行するため」、地方公共団体は「業務における各種の事務及び行政目的調査を行うことが重要であり、そのために必要な人的配置」を求めている^{註14}。状況にふさわしい専門職員の配置は、地方公共団体が事業を遂行するために不可欠な要件である。

対馬市においても、一つ矢立山古墳群に限らず、この指摘に準じることは社会と時代の要請であり、地方公共団体としての責務であることを承知しなければならない。

第5章 ま と め

第1節 成果と課題

矢立山古墳群の整備は調査開始からおよそ15年を要した。対馬の古墳では調査から整備まで一連して遂行された初の事例である。将来の調査・整備事業における一つの指針となろう。

この史跡は、発掘調査を通して対馬の古墳文化の理解だけでなく、7世紀の国際情勢や、その中で対馬が果たした役割、畿内政権との関係を解明するために必要不可欠な存在であることが明らかになった。歴史資料として全国的な視野での位置づけと価値づけが求められる。整備事業が終了した現在、その評価を改めて整理しておくことは大切である。

そのための一助として、事業の成果及び実施に際しての問題、将来解決されるべき懸案を課題としてまとめる。これらを俯瞰することで評価の整理に繋がるだろう。同時に適切な文化財行政の実現のために、地方公共団体として課題の解決を模索せねばならず、成果は発展的に継承、反映していかなばならない。どちらも理念的な内容から実務的な内容まで幅広く挙げられる。記述は順不同である。

第1項 成果

- (1) 調査から間を置かず整備に着手できた。
- (2) 調査から整備まで同じ職員が担当し、連続性のある一貫した方針を保つことができた。
- (3) 歴史的価値を顕在化する整備ができた。
- (4) 古墳ごとの特徴を表現する整備ができた。
- (5) 偽物、作り物でない、作りすぎない整備ができた。
- (6) 予算や担当専門職員の状況に合わせ、柔軟な計画進行ができた。
- (7) 現地説明会の開催による市民への周知ができた。
- (8) 学校教育に取り入れる環境素地が整備できた。
- (9) 観光資源の顕在化ができた。

第2項 課題

- (1) 事業実務に当たる人員が不足し、体制に不備があったため、担当者の負荷が大きかった。
- (2) 調査時に見られなかった、短時間での集中的な降雨の影響を想定できなかった。
- (3) 整備開始以後に急増した猪鹿の長期的対策。
- (4) 毎年変化する植生に対応した除草清掃など恒常的な維持管理。
- (5) 作りすぎていないがゆえに、維持管理を怠ると整備前の環境に戻ってしまう。
- (6) 維持管理にかかわる体制や外部組織づくり、仕組みの確立。
- (7) 定期的な巡視、点検と適宜必要な修理の実施。
- (8) 駐車場の整備。
- (9) 周知広報など普及活動とその方法。
- (10) 教育資料としての活用方法。
- (11) 観光資源としての活用方法。
- (12) 4号墳の調査と整備。そのための体制構築。

第2節 条 件

事業を実施していく中で、適切な遂行に必要な条件が浮かび上がった。『史跡等整備の手引き』に詳細に記載されるとともに、既に広く認知され、各地で実行されている内容でもある。しかし事業を担当する中で特に強く抱いた認識を、情報として確認し共有するためにも記述しておくことは意味があると考え。第4章第3節と重複する部分もあるが、対馬市が整備事業を今後企画し実行に移していく上で整備すべき前提条件ともなるので、明記しておきたい。記述は順不同である。

1 理念と体制

- (1) 随時変化する様々な状況、情勢、環境に柔軟に対応すること。
- (2) 埋蔵文化財の専門職員だけでなく、建築・土木の専門技師と協力、連携して実施すること。
- (3) 必要な人員数を確保し、適切に配置すること。
- (4) 各地の事例を広く参照すること。
- (5) 地質、工学など考古学以外の各種他分野における専門の見地から指導を受けること。
- (6) 使用する工法、素材について研究し、時に試験施工をすること。
- (7) 遺構の保存が前提であり基礎であり核であることを忘れないこと。
- (8) まちづくりの観点から広い視野を持ち、将来を見据えて事業に臨むこと。
- (9) 整備後の活用について、政策、観光部局とともに検討すること。
- (10) 史跡を保存、継承してきた地域を尊重すること。

2 施工実務

- (1) 遺構の状態変化は前後の図面だけでなく、途中経過を複数の角度から写真で記録すること。
解体を伴う施工では、事前に得られなかった知見が頻出する。この新しい情報を記録する際に、図面では表現が困難な場合が多々ある。角度を変えて撮影し、写真台帳で内容を記載することで、きめ細かな記録を残すことが可能になる。また、第三者が施工内容を検証する際に、提示する材料として有効である。
- (2) 原位置を保つ遺構と施工した遺構を判別できるよう物理的な手段で区分すること。
石積みの遺構では、不動石材と移動石材とを区分するために、いくつかの手段がある。一つは間に物理的な素材を挟むことである。素材として、鉛など可塑性の高い金属板や、科学繊維製の不織布、天然繊維製の布、シリコン製の板や膜などが挙げられる。うち、実際に使用し、比較した経験も踏まえ、厚み、加工性、可塑性、不易性、通気性・ろ過性、性質の安定性、環境や遺構の科学的性質に変化、影響を与えない点などを考慮すると、科学繊維製の不織布が使用に適していると考え。1号墳で使用した方法である。もう一つは、不動石材と移動石材の間に金属製の棒を差して、結んだ線で境界を示す手段である。2号墳で使用した方法である。不織布に比べ、石積みの施工後に作業可能な点は有利であるが、外部からの干渉で脱落する可能性があることには注意すべきである。
- (3) 施工内容を第三者が追認できる方法で記録を残すこと。
施工は事前に重ねた検討の結果実施されるが、作業内容を第三者が追認できる資料を残さなければならぬ。将来、整備した遺構に変形やき損などが生じた場合、以前の作業内容を追認すること

で、原因を究明し、修理箇所を特定し、別の工法を選択することが可能となる。

- (4) 築造時の技術を検討しながら遺構復元などの施工をすること。

施工に解体を伴う場合、表面上は認識できなかった情報を収集できる。収集した情報から築造時の技術を検討することで、新たな研究資料を蓄積できるとともに、より当時に近い復元作業を行うことが可能となる。

- (5) 復元する墳丘盛土の材質は、透湿性や耐久性など多方面から検討すること。

通算第8回の整備委員会で指導を受けた。指導に基づき混合剤や配合率を変えた試験片を作り、露天で時間経過と季候変動に伴う変化を観察した。1号墳で採用した舗装材や配合率は試験片の観察結果を反映している。指導内容は、墳頂盛土の厚さ、種類、構造による耐久性、芝張りや薬剤凝固といった表面処理、石室内部の温湿度管理、経年変化や風化、表流水、凍結など外部環境の影響、管理の容易さ、現地試験など、多方面から詳細な検討を求めるものであった。1号墳は築造時の外観に復元することを目指し、墳丘全体を盛土と舗装材で覆い、整形する施工方法を採用した。この遺構を被覆してしまう施工で石室内部の環境に悪い影響を与えないために注意が必要であるとの観点から受けた指摘である。高い防水性を期待した工法を採用した場合、墳丘表面から浸透する水分は減少し、同時に石室背後から浸透する水分は墳丘盛土を通して蒸発しないことになる。仮に現状で盛土や石室内部の環境の調和が取れているのならば、この施工が遺構の保存にとって良い影響を与えるのか悪い影響を与えるのかについて、慎重な判断を要する。2号墳では石灰を混合した土を締め固める工法を採り、原状からの大きな変更をしなかった。1号墳は2号墳と違い、石室は入口のみが開放しており、密閉性はより高く、更に十分な検討をしなければならなかった。結果として、試験片の観察や他事例の研究を参考に、透湿性を確保しながらも固める、使用した素材の採用を決定した。

- (6) 他事例や遺構の現状など、根拠に基づいた施工を行うこと。

他の遺跡やその整備事例に囚われると、遺構の原形から逸脱する危険がある。反対に他の事例や研究を参照せず現状に囚われても、原形から変化した姿を増幅することとなり、復元を誤ってしまう。現在見えている遺構が長い時間を経て今の形状になっていることを念頭に、築造時の様子を他事例や研究を参照して考察し、復元する完成形を決めなければならない。事前の十分な検討が大切である。実際の施工に際しては、整備委員会での検討を経て設計し、現場で遣り方に沿って進めるが、遺構の現況に合わせて試行錯誤し、適当な完成形を模索しながら随時設計を修正、変更して作業する必要がある。絶えず変化する状況と頻出する新たな知見を設計に反映し、他の事例と研究に照らし、検証しながら施工することで適切な結果に結びつく。

- (7) 維持管理を想定して、適当な工法を採用すること。

整備完了後の維持管理は史跡を良好な状態で保存するには欠かせない。日光、風雨などから受ける影響を抑え、草木が生えることをなるべく防ぐことで、費用と労力の削減に繋がる。整備の設計段階で、使用する材質や工法を十分に検討すべきである。

- (8) 経過観察を続けること。

整備事業の終了が史跡の保護の完了ではない。時間の経過による状態の変化を注視し、適宜必要に応じて修理や手直しなど、対応を執っていくことが肝心である。

第3節 展 望

史跡「矢立山古墳群」整備事業がここでひとまずの区切りとなった。同時に、新たな保存と活用に向けての再出発地点に立った。

対馬市内でも近年、まちづくり、地域づくりといった用語が広く認識されつつある。第4章とも関連するが、まちづくりや地域づくりにおいても、埋蔵文化財の専門知識と技術を持った職員は有効であり、重要である。全国的に史跡を取り扱う埋蔵文化財の専門職員が増加しているが、これはまちづくりや地域づくりに強い力を発揮することを期待した結果、採用が進んでいるためと見られる。

文化庁が平成26年10月31日に発行した『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』において、「把握・周知」「調整」「保存」「活用」を一層重視した能動的な体制に改善することが強く望まれる」と述べられている^{註15}。「把握・周知」から「活用」までを適切に実行するために専門職員が不可欠であることは言うまでもない。文化財を核としたまちづくりや地域づくりが各地で功を奏していることはよく知られる。国土交通省、文化庁、農林水産省が連携して進める、歴史まちづくり法(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)に基づく歴史的風致維持向上計画の策定とまちづくりの実施は各地で大変目覚ましい成果を上げている。文化庁による「歴史文化基本構想」の策定と運用もまた相当な実績がある。こうした成果は埋蔵文化財をはじめとする各種文化財が、普遍的で強い影響力と大きな魅力を内包していることに起因する。

文化財は社会の中で生まれてきた存在であるがゆえに、取得できる情報は社会や地域の本質を表している。有効に活用することでまちづくり、地域づくりに威力を発揮するだけでなく、学習・教育資料としても重要な役割を果たす。しかし、活用するためには文化財が内包する価値、本質を引き出し、顕在化する必要がある。そして、そのためには、専門的な知識と技術を有した職員がいなければならないのである。

地域や地区によっては文化財を軸とした単純に観光的なまちづくり、地域づくりは難しい場合もある。しかし、文化財を通して地域社会の本質に向き合い、その地域らしさを住民が確認し、地域の望ましい姿を描くことは大きな意味がある。文化財を資料として学習や教育の場に生かし、地域の成り立ちを学び、伝え、愛着を持ち、望み描いた地域を作り上げていくことは、過去を未来に生かす取り組みである。もちろん、観光によるまちづくりや地域づくりも重要である。しかし、観光面のみを重視し、囚われてはいけない。地域社会を醸成させ、場合によっては再構築していく取り組みに文化財は貢献できる。描いた地域の将来像を具体化していく原動力となり得る。矢立山古墳群もそうした文化財であることを再度認識し、適切に保存することで後世に長く継承し、活用していくことが望まれる。

対馬市は地方公共団体として自らの任務を全うし、地域の取り組みを支え、共同して、あるいは率先して実施していくことが肝心である。適切な体制の構築は、そのための前提である。

引用参考文献

- 長崎県教育委員会1985『埋蔵文化財包蔵地カード』
- 長崎県教育委員会1995『長崎県遺跡地図 一対馬地区一』長崎県文化財調査報告書第118集
- 長崎県教育委員会『長崎県遺跡情報システム』<http://gissv02.pref.nagasaki.jp/isekiweb/MainController>
(2015/9/1 アクセス)
- 高橋清1976「対馬の地質」『対馬の生物』長崎県生物学会
- 長崎県1987『対馬の自然』対馬自然資源調査報告書
- 日本第四紀学会編1987『日本第四紀地図解説』東京大学出版会
- 米倉伸之1987「対馬の地理的背景」『対馬の自然』対馬自然資源調査報告書 長崎県
- 米倉伸之1987「対馬周辺地（海）域における第4紀後期の古地理と古気候」『対馬の自然』対馬自然資源調査報告書 長崎県
- 唐木田芳文ほか編1992『九州地方』日本の地質9 共立出版
- 多田隆治1995「日本とアジア大陸を結ぶ最終氷期の陸橋」『講座文明と環境』第10巻 海と文明
- 厳原町誌編集委員会1997『厳原町誌』厳原町
- 浦田明夫・國分英俊1999『対馬の自然—対馬の自然と生きものたち—』対馬の自然誌Ⅲ 杉屋書店
- 町田 洋ほか編2001『九州・南西諸島』日本の地形7 東京大学出版会
- 後藤守一1922「対馬國上県郡佐須奈村発掘品」『考古学雑誌』第12巻第8号
- 後藤守一1922「対馬瞥見録」『考古学雑誌』第12巻12号
- 後藤守一1923「対馬瞥見録」『考古学雑誌』第13巻3号
- 高橋健自1923「銅矛銅劍考」『考古学雑誌』第6巻3号1915～第13巻7号
- 高橋健自1926『銅矛銅劍の研究』
- 対馬教育会1928『對馬島誌』
- 対馬教育会1940『改訂對馬島誌』
- 水野精一・樋口隆康・岡崎敬1953『対馬 玄海における絶島, 対馬の考古学的調査』東方考古学叢刊 乙種
第6冊 東亜考古学会
- 九学会連合対馬調査会1954『対馬の自然と文化』
- 増田精一1963「長崎県対馬調査報告(1)」『考古学雑誌』第49巻第1号
- 増田精一1963「長崎県対馬調査報告(2)」『考古学雑誌』第49巻第2号
- 新対馬島誌編集委員会1964『新対馬島誌』
- 永留久恵1964「対馬の歴史 古代 二対馬の古墳文化 11 馬の古墳の特色」『新対馬島誌』新対馬島誌編集委員会
- 対馬教育会1973『増訂對馬島誌』名著出版
- 長崎県教育委員会1974『対馬—浅茅湾とその周辺の考古学調査—』長崎県文化財調査報告書第17集
- 坂田邦洋・永留久恵1974『恵比須山遺跡発掘調査報告』長崎県峰町教育委員会
- 長崎県教育委員会1975『対馬の遺跡』長崎県文化財調査報告書第20集
- 縄文文化研究会1976『対馬の考古学』
- 坂田邦洋1975「トウトゴ山墳墓群」『対馬の遺跡』長崎県文化財調査報告書第20集 長崎県教育委員会
- 坂田邦洋1976「経隈墳墓」『対馬の考古学』縄文文化研究会
- 永留久恵1977『対馬古跡探訪』ジャパン・パブリッシャーズ
- 美津島町教育委員会1980『洲藻遺跡—長崎県下県郡美津島町大字洲藻所在集落跡・箱式石棺墓群の調査報告—』美津島町文化財調査報告書第2集
- 長崎県上県郡峰町教育委員会1981『峰町東沿岸地域埋蔵文化財発掘調査報告』峰町文化財調査報告
- 長崎県上対馬町教育委員会1984『コフノ塚遺跡』上対馬町文化財調査報告書第1集
- 三辻利一・藤田和裕1987「対馬コフノ塚遺跡出土陶質土器の産地推定」『古文化談叢』第18集九州古文化研究会
- 長崎県教育委員会1988『中道壇遺跡』長崎県文化財調査報告書第90集
- 永留久恵1991『対馬古代史論集』名著出版

美津島町教育委員会1993『竊島遺跡』美津島町文化財調査報告書第6集
長崎県教育庁文化課1995『長崎県遺跡地図－対馬地区－』長崎県文化財調査報告書第118集
長崎県峰町教育委員会1995『峰町の遺跡－三根湾岸の遺跡－』峰町埋蔵文化財調査報告書第13集
美津島町教育委員会1996『池ノ浦墳墓－長崎県下県郡美津島町所在－』美津島町文化財調査報告書第7集
長崎県峰町教育委員会1998『吉田蒙古塚（トウトゴ山遺跡）』『下ガヤノキ遺跡 付録 吉田蒙古塚』峰町埋蔵文化財調査報告書第14集
長崎県豊玉町教育委員会1998『クワバル古墳』豊玉町文化財調査報告書第6集
長崎県峰町教育委員会1999『恵比須山西遺跡－公園造成計画に伴う緊急発掘調査－』峰町文化財調査報告書第15集

福岡大学考古学研究室編2002『国史跡 矢立山古墳群 一保存修理事業に伴う発掘調査一』巖原町文化財調査報告書第7集 巖原町教育委員会
巖原町教育委員会2001『矢立山古墳群発掘調査概報(1)』巖原町文化財調査報告書第5集
巖原町教育委員会2002『矢立山古墳群発掘調査概報(2)』巖原町文化財調査報告書第6集
史跡等整備の在り方に関する調査研究会編2004『史跡等整備の手引き』文化庁文化財部記念物課
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会2007『埋蔵文化財の保存と活用（報告）』文化庁
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会2014『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』文化庁

註

- 註1 国土交通省国土地理院2014「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」
註2 水野清一・樋口隆康・岡崎敬『対馬—玄海における絶島、対馬の考古学的調査一』東方考古学叢刊乙種第6冊 東亜考古学会
註3 水野清一・樋口隆康・岡崎敬『対馬—玄海における絶島、対馬の考古学的調査一』東方考古学叢刊乙種第6冊 東亜考古学会
註4 鈴木棠三編1973『津島紀事』下巻 対馬叢書4 東京堂出版
註5 対馬教育会1928『対馬島誌』
註6 対馬教育会1940『改訂対馬島誌』
註7 対馬教育会1973『増訂対馬島誌』名著出版
註8 対馬教育会1973「第二編 町村別地誌 第四章 佐須村」『増訂対馬島誌』名著出版 656頁
註9 福岡大学考古学研究室編2002『国史跡 矢立山古墳群 一保存修理事業に伴う発掘調査一』巖原町文化財調査報告書第7集 巖原町教育委員会
註10 史跡等整備の在り方に関する調査研究会編2004「第1部 第3章 第1節 2史跡等の保存」『史跡等整備の手引き』文化庁文化財部記念物課
註11 史跡等整備の在り方に関する調査研究会編2004「第1部 第3章 第1節 3史跡等の活用」『史跡等整備の手引き』文化庁文化財部記念物課
註12 史跡等整備の在り方に関する調査研究会編2004「第1部 第3章 第1節 3史跡等の活用 図・総3-1」『史跡等整備の手引き』文化庁文化財部記念物課
註13 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会2007『埋蔵文化財の保存と活用（報告）』文化庁
註14 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会2014「第3章1（1）基本的な考え方」『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』文化庁
註15 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会2014「第3章1（1）基本的な考え方」『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』文化庁

写真図版



写真13 矢立山古墳群周辺地形(東から内陸部を望む)



写真14 1号墳整備前状況(平成19年3月8日撮影)



写真15 2号墳整備前状況(平成19年3月8日撮影)

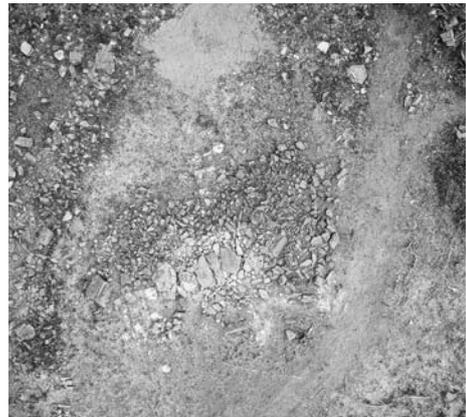


写真16 3号墳整備前状況(平成19年3月8日撮影)



写真17 1号墳調査前状況①(南から/平成12年度撮影)



写真18 1号墳調査前状況②(南東から/平成12年度撮影)



写真19 2号墳調査前状況①(東から/平成12年度撮影)



写真20 2号墳調査前状況②(北から/平成12年度撮影)



写真21 2号墳調査前状況③(西から/平成12年度撮影)



写真22 2号墳石室(南から/平成12年度撮影)



写真23 2号墳石室(西から/平成12年度撮影)



写真24 平成12年度調査時1号墳前庭部実測風景



写真25 平成13年度調査時2号墳測量風景



写真26 平成13年度調査時2号墳石室実測風景



写真27 平成13年度調査時2号墳調査前状況



写真28 平成13年度調査時2号墳表土精査後状況



写真29 平成13年度調査時 3号墳清掃風景



写真30 平成13年度調査時 3号墳検出状況



写真31 平成13年度調査時 2・3号墳検出状況



写真32 平成15年度第3回整備委員会現地視察風景①



写真33 平成15年度第3回整備委員会現地視察風景②



写真34 平成15年度第3回整備委員会現地視察風景③



写真35 平成18年度遺構整備工 3号墳天井石据付施工状況



写真36 平成18年度遺構整備工 3号墳天井石据付施工後



写真37 平成18年度基盤整備工造成工施工状況①



写真38 平成18年度基盤整備工造成工施工状況②



写真39 平成18年度基盤整備工造成工掘削状況



写真40 平成19年度第1回整備委員会現地視察風景①



写真41 平成19年度第1回整備委員会現地視察風景②



写真42 平成19年度第1回整備委員会会議風景①



写真43 平成19年度第1回整備委員会会議風景②



写真44 平成19年度第2回整備委員会現地視察風景①



写真45 平成19年度第2回整備委員会現地視察風景②



写真46 平成19年度第2回整備委員会現地視察風景③



写真47 平成19年度第2回整備委員会現地視察風景④



写真48 平成19年度第2回整備委員会会議風景①



写真49 平成19年度第2回整備委員会会議風景②



写真50 平成19年度石室修理工2号墳奥壁西側施工前(東から)



写真51 平成19年度石室修理工2号墳奥壁中央施工前(南東から)



写真52 平成19年度石室修理工2号墳奥壁東側施工前(南から)



写真53 平成19年度石室修理工 2号墳西側壁施工前
(北東から)



写真54 平成19年度石室修理工 2号墳東側壁施工前
(南西から)



写真55 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況①



写真56 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況②



写真57 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況③



写真58 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況④



写真59 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況⑤



写真60 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況⑥



写真61 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況⑦



写真62 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況⑧



写真63 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況⑨



写真64 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況⑩



写真65 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況⑪



写真66 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況⑫



写真67 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況⑬



写真68 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況⑭



写真69 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況⑮



写真70 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況⑯



写真71 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁解体状況⑰



写真72 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁積み直し状況①



写真73 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁積み直し状況②



写真74 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁積み直し状況③



写真75 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁積み直し状況④



写真76 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁積み直し状況⑤



写真77 平成19年度石室修理工2号墳奥壁積み直し状況⑥



写真78 平成19年度石室修理工2号墳奥壁積み直し状況⑦



写真79 平成19年度石室修理工2号墳奥壁積み直し状況⑧



写真80 平成19年度石室修理工2号墳奥壁積み直し状況⑨



写真81 平成19年度石室修理工2号墳奥壁積み直し状況⑩



写真82 平成19年度石室修理工2号墳奥壁積み直し状況⑪



写真83 平成19年度石室修理工2号墳奥壁積み直し状況⑫



写真84 平成19年度石室修理工2号墳奥壁破碎石材⑬



写真85 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁破碎石材②



写真86 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁破碎石材③



写真87 平成19年度石室修理工 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁積直完了状況① (東から)



写真88 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁積直完了状況② (南から)



写真89 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁西側積み直し完了状況



写真90 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁積中央積み直し完了状況



写真91 平成19年度石室修理工 2号墳奥壁東側積み直し完了状況



写真92 平成19年度石室修理工 2号墳西前壁施工前 (西から)

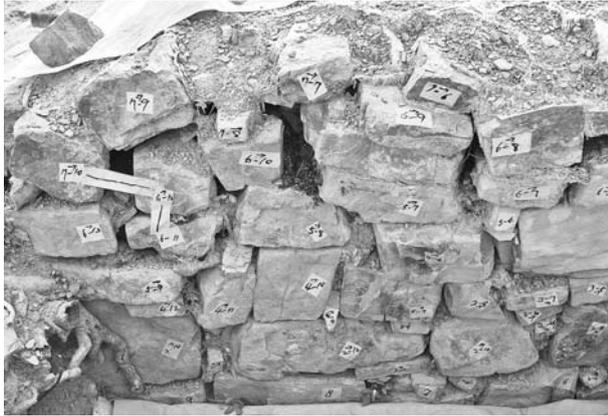


写真93 平成19年度石室修理工2号墳羨道西側壁施工前①(北東から)



写真94 平成19年度石室修理工2号墳羨道西側壁施工前②(北東から)



写真95 平成19年度石室修理工2号墳羨道西側壁施工前全景(西から)



写真96 平成19年度石室修理工2号墳羨道西側壁解体状況①



写真97 平成19年度石室修理工2号墳羨道西側壁解体状況②



写真98 平成19年度石室修理工2号墳羨道西側壁解体状況③



写真99 平成19年度石室修理工2号墳羨道西側壁解体状況④



写真100 平成19年度石室修理工2号墳羨道西側壁解体状況⑤



写真101 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑥



写真102 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑦



写真103 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑧



写真104 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑨



写真105 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑩



写真106 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑪



写真107 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑫



写真108 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑬



写真109 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑭



写真110 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑮



写真111 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑯



写真112 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑰



写真113 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑱



写真114 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑲



写真115 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑳



写真116 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況㉑



写真117 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況②



写真118 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況③



写真119 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況④



写真120 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑤



写真121 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体状況⑥



写真122 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁解体石材



写真123 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁積み直し状況①



写真124 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁積み直し状況②



写真125 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁積み直し状況③



写真126 平成19年度石室修理工 2号墳西前壁積み直し完了状況（西から）



写真127 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁積み直し完了状況①（東から）



写真128 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁積み直し完了状況②（北から）



写真129 平成19年度石室修理工 2号墳羨道西側壁積み直し完了状況③（北から）



写真130 平成19年度石室修理工 2号墳羨道入口壁施工前（北西から）



写真131 平成19年度石室修理工 2号墳前庭部施工前状況（南東から）



写真132 平成19年度石室修理工 2号墳前庭部西側施工前状況（北東から）



写真133 平成19年度石室修理工 2号墳前庭部東側施工前状況 (南西から)



写真134 平成19年度石室修理工 2号墳前庭部東側積み直し完了状況① (南から)



写真135 平成19年度石室修理工 2号墳前庭部東側積み直し完了状況② (南東から)



写真136 平成19年度石室修理工 2号墳東前壁施工前状況 (西から)



写真137 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁施工前状況① (南西から)



写真138 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁施工前状況② (南から)



写真139 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁施工前状況③ (西から)



写真140 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況①



写真141 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況②



写真142 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況③



写真143 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況④



写真144 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑤



写真145 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑥



写真146 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑦



写真147 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑧



写真148 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑨



写真149 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑩



写真150 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑪



写真151 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑫



写真152 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑬



写真153 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑭



写真154 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑮



写真155 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑯



写真156 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑰



写真157 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑱



写真158 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁解体状況⑲



写真159 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁積み直し状況⑳



写真160 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁積み直し状況㉑



写真161 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁積み直し状況㉒



写真162 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁積み直し状況㉓



写真163 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁石材接着状況㉔



写真164 平成19年度石室修理工 2号墳羨道東側壁石材接着状況㉕



写真165 平成19年度石室修理工2号墳羨道東側壁積み直し完了状況①(西から)



写真166 平成19年度石室修理工2号墳羨道東側壁積み直し完了状況②(南から)



写真167 平成19年度石室修理工2号墳東前壁積み直し完了状況①(西から)



写真168 平成19年度石室修理工2号墳東前壁積み直し完了状況②(北から)



写真169 平成19年度石室修理工2号墳羨道東側壁及び東前壁積み直し完了状況③(西から)



写真170 平成19年度園路工東側丸太階段完成状況



写真171 平成19年度園路工東西丸太階段完成状況



写真172 平成19年度園路工踏み板完成状況



写真173 平成20年度第1回整備委員会会議風景①



写真174 平成20年度第1回整備委員会会議風景②



写真175 平成20年度第2回整備委員会現地視察風景①



写真176 平成20年度第2回整備委員会現地視察風景②



写真177 平成20年度第2回整備委員会会議風景①



写真178 平成20年度第2回整備委員会会議風景②



写真179 平成20年度2号墳施工前①(北西から)



写真180 平成20年度2号墳施工前②(南から)



写真181 平成20年度 2号墳施工前③ (東から)



写真182 平成20年度 2号墳竣工状況① (北西から)



写真183 平成20年度 2号墳竣工状況② (南から)



写真184 平成20年度 2号墳竣工状況③ (東から)



写真185 平成20年度 2号墳墳丘整備工段表示施工状況 (西から)



写真186 平成20年度 2号墳墳丘整備工段表示出来形① (北から)



写真187 平成20年度 2号墳墳丘整備工段表示出来形② (北から)



写真188 平成20年度 2号墳墳丘整備工三和土舗装転圧状況 (北西から)



写真189 平成20年度2号墳墳丘整備工三和土散布状況(北から)



写真190 平成20年度2号墳墳丘整備工平坦面表示石材敷設状況(北から)



写真191 平成20年度2号墳墳丘整備工根切り板敷設状況(北東から)



写真192 平成20年度2号墳墳丘整備工平坦面表示完成状況(西から)



写真193 平成20年度2号墳石室保護工フェンス設置状況①(北西から)



写真194 平成20年度2号墳石室保護工フェンス設置状況②(北西から)



写真195 平成20年度2号墳学習施設設置注意板施工状況(南西から)



写真196 平成20年度2号墳学習施設設置注意板設置状況(南西から)



写真197 平成20年度2号墳墳丘整備工人止柵床掘完了状況(南東から)



写真198 平成20年度2号墳墳丘整備工人止柵基礎打設状況(南東から)



写真199 平成20年度2号墳墳丘整備工人止柵設置状況(南から)



写真200 平成20年度2号墳集石解体調査作業前状況(北西から)



写真201 平成20年度2号墳集石解体調査石材撤去前状況(北から)



写真202 平成20年度2号墳集石解体調査上層石材撤去後状況(北から)



写真203 平成20年度2号墳集石解体調査中層石材撤去後状況(北から)



写真204 平成20年度2号墳集石解体調査下層石材撤去後状況(北から)



写真205 平成20年度2号墳集石解体調査終了状況(北西から)



写真206 平成21年度第1回整備委員会現地視察風景①



写真207 平成21年度第1回整備委員会現地視察風景②



写真208 平成21年度第1回整備委員会現地視察風景③



写真209 平成21年度第1回整備委員会会議風景



写真210 平成21年度学習施設工2号墳説明板設置施工前状況(北西から)



写真211 平成21年度学習施設工2号墳説明板床掘状況(北西から)



写真212 平成21年度学習施設工2号墳説明板基礎枠状況(北西から)

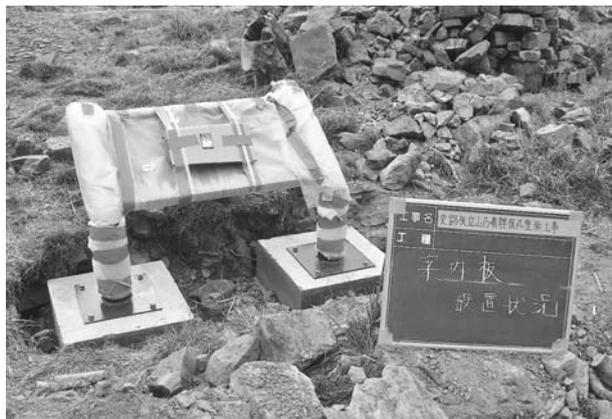


写真213 平成21年度学習施設工 2号墳説明板設置状況 (北西から)



写真214 平成21年度学習施設工 2号墳説明板設置完成状況 (北西から)



写真215 平成21年9月7日実施墳丘舗装材試験片作成状況 (固めてe土1:土9)



写真216 平成21年9月7日実施墳丘舗装材試験片作成状況 (固めてe土3:土7)



写真217 平成21年9月7日実施墳丘舗装材試験片作成状況 (消石灰1:土9)



写真218 平成21年9月7日実施墳丘舗装材試験片作成状況 (消石灰2:土8)



写真219 平成21年9月7日実施墳丘舗装材試験片作成状況 (防草砂10)



写真220 平成21年9月7日実施墳丘舗装材試験片作成状況 (セメント1:土9)



写真221 平成21年9月7日実施墳丘舗装材試験片作成状況(セメント2:土8)



写真222 平成21年9月7日作成墳丘舗装材試験片



写真223 平成21年10月14日作成墳丘舗装材(固めて土3:土6:石3)



写真224 平成22年度展望広場整備工事施工前状況(南西から)



写真225 平成22年度展望広場整備工事施工前状況(北東から)



写真226 平成22年度土工表土スキ取り状況(北東から)



写真227 平成22年度土工抜状況(北東から)



写真228 平成22年度園路広場工防草シート敷設状況(北東から)



写真229 平成22年度園路広場工根切板敷設状況（北東から）



写真230 平成22年度園路広場工基礎碎石転圧状況（北東から）



写真231 平成22年度園路広場工土舗装施工状況（北東から）



写真232 平成22年度休憩施設工床掘状況（北東から）



写真233 平成22年度休憩施設工ベンチ設置状況（南西から）



写真234 平成22年度休憩施設工ベンチ基礎埋設状況（北東から）



写真235 平成22年度雨水排水工蛇籠下地整正状況（東から）



写真236 平成22年度雨水排水工蛇籠設置状況（南から）



写真237 平成22年度雨水排水工素掘側溝不陸整正状況 (北東から)



写真238 平成22年度雨水排水工素掘側溝土舗装状況 (南西から)



写真239 平成22年度園路広場工碎石敷施工状況 (北東から)



写真240 平成22年度園路広場工土舗装配合比率



写真241 平成22年度展望広場整備工事完成状況 (南西から)



写真242 平成22年度展望広場整備工事完成状況 (北東から)



写真243 平成23年度第1回整備委員会現地視察風景①



写真244 平成23年度第1回整備委員会現地視察風景②



写真245 平成23年度第1回整備委員会現地視察風景③



写真246 平成23年度第1回整備委員会会議風景



写真247 平成24年度第1回整備委員会会議風景



写真248 平成24年度第1回整備委員会現地視察風景①



写真249 平成24年度第1回整備委員会現地視察風景②



写真250 平成24年度第1回整備委員会現地視察風景③



写真251 平成24年度第2回整備委員会現地視察風景①



写真252 平成24年度第2回整備委員会現地視察風景②



写真253 平成24年度第2回整備委員会現地視察風景③



写真254 平成24年度第2回整備委員会会議風景

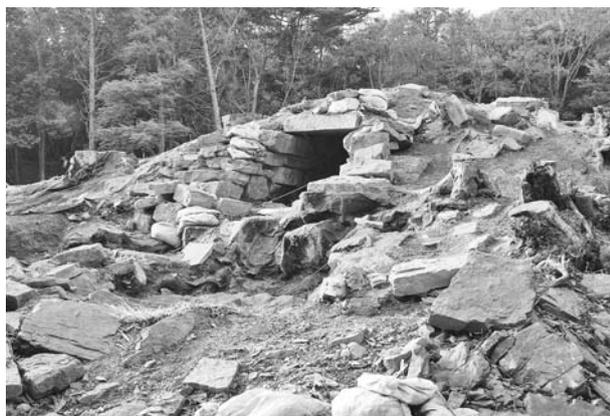


写真255 平成24年度1号墳確認調査旧トレンチ検出状況①(南東から)



写真256 平成24年度1号墳確認調査旧トレンチ検出状況②(西から)



写真257 平成24年度1号墳確認調査旧トレンチ検出状況③(北から)



写真258 平成24年度1号墳確認調査芋穴原状(西から)



写真259 平成24年度1号墳確認調査芋穴半裁状況(西から)



写真260 平成24年度1号墳確認調査下段西辺造出線検出状況(南から)



写真261 平成24年度1号墳確認調査石室入口遺構検出状況（南から）



写真262 平成24年度1号墳確認調査墳丘西面遺構検出状況（西から）



写真263 平成24年度1号墳確認調査墳丘北面遺構検出状況（北西から）



写真264 平成24年度1号墳確認調査墳丘南面遺構検出状況（南西から）



写真265 平成24年度1号墳確認調査墳丘東面遺構検出状況（北から）



写真266 平成24年度照明施設工施工前状況（西から）



写真267 平成24年度照明施設工ソーラー設備基礎掘削状況



写真268 平成24年度照明施設工ソーラー設備基礎コンクリート施工状況①



写真269 平成24年度照明施設工ソーラー設備基礎コンクリート施工状況②



写真270 平成24年度照明施設工ソーラー設備完成状況(南から)



写真271 平成24年度照明施設工ソーラー設備シリンダーライト点灯状況



写真272 平成24年度安全管理施設工施工前状況



写真273 平成24年度安全管理施設工ネットフェンス施工状況



写真274 平成24年度安全管理施設工ネットフェンス設置状況



写真275 平成24年度安全管理施設工ネットフェンス設置状況(出入口)



写真276 平成24年度照明施設工地中管理施設施工前状況①(西から)



写真277 平成24年度照明施設工期中管理設施工前状況② (東から)



写真278 平成24年度照明施設工期中管理設掘削状況①



写真279 平成24年度照明施設工期中管理設掘削状況②



写真280 平成24年度照明施設工埋設シート敷設状況① (南西から)



写真281 平成24年度照明施設工埋設シート敷設状況② (西から)



写真282 平成24年度照明施設工期中管理め戻し状況 (西から)



写真283 平成25年度第1回整備委員会会議風景



写真284 平成25年度第1回整備委員会現地視察風景①



写真285 平成25年度第1回整備委員会現地視察風景②



写真286 平成25年度第2回整備委員会現地視察風景



写真287 平成25年度第2回整備委員会会議風景



写真288 平成25年度1号墳整備作業上段石列5Dトレンチ



写真289 平成25年度1号墳整備作業上段石列1、5Aトレンチ東



写真290 平成25年度1号墳整備作業上段石列5Aトレンチ東



写真291 平成25年度1号墳整備作業上段石列6Aトレンチ



写真292 平成25年度1号墳整備作業上段石列6Aトレンチ角



写真293 平成25年度1号墳整備作業上段石列西辺6A
トレンチ角



写真294 平成25年度1号墳整備作業上段石列西辺3A
トレンチ



写真295 平成25年度1号墳整備作業上段石列西辺5B
トレンチ



写真296 平成25年度1号墳整備作業上段石列西辺5B
~7トレンチ



写真297 平成25年度1号墳整備作業上段石列西辺7ト
レンチ北端



写真298 平成25年度1号墳整備作業上段石列南辺墳頂
部南西



写真299 平成25年度1号墳整備作業中段石列北辺1ト
レンチ



写真300 平成25年度1号墳整備作業中段石列北辺6A
トレンチ



写真301 平成25年度 1号墳整備作業中段石列北辺 6A トレンチ西



写真302 平成25年度 1号墳整備作業中段石列西辺 6A トレンチ



写真303 平成25年度 1号墳整備作業中段石列西辺 6A ~ 3A トレンチ



写真304 平成25年度 1号墳整備作業中段石列西辺 3A ~ 6B トレンチ



写真305 平成25年度 1号墳整備作業中段石列西辺 6B トレンチ



写真306 平成25年度 1号墳整備作業中段石列西辺 6B トレンチ中央



写真307 平成25年度 1号墳整備作業中段石列西辺 6B トレンチ南①



写真308 平成25年度 1号墳整備作業中段石列西辺 6B トレンチ南②



写真309 平成25年度 1号墳整備作業中段石列西辺 6B トレンチ南端



写真310 平成25年度 1号墳整備作業中段石列南辺 6B トレンチ南端



写真311 平成25年度 1号墳整備作業中段石列南辺 7 トレンチ北端



写真312 平成25年度 1号墳整備作業中段石列南辺 4 トレンチ北



写真313 平成25年度 1号墳整備作業中段石列南辺石室入口右



写真314 平成25年度 1号墳整備作業上段石列南辺石室入口右



写真315 平成25年度 1号墳整備作業上段石列東辺墳頂部東



写真316 平成25年度 1号墳整備作業上段石列東辺墳頂部東 8 トレンチ南



写真317 平成25年度1号墳整備作業上段石列東辺8トレンチ西



写真318 平成25年度1号墳整備作業中段石列東辺8トレンチ南



写真319 平成25年度1号墳整備作業中段石列東辺8~5Dトレンチ

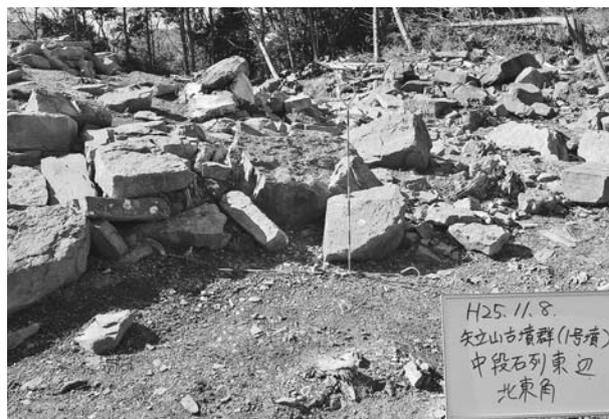


写真320 平成25年度1号墳整備作業中段石列東辺北東角



写真321 平成25年度1号墳整備作業下段北辺1トレンチ



写真322 平成25年度1号墳整備作業下段北辺10トレンチ



写真323 平成25年度1号墳整備作業下段西辺10トレンチ



写真324 平成25年度1号墳整備作業下段西辺3Bトレンチ



写真325 平成25年度1号墳整備作業下段西辺3Aトレンチ～芋穴



写真326 平成25年度1号墳整備作業下段西辺9トレンチ



写真327 平成25年度1号墳整備作業下段南辺9トレンチ



写真328 平成25年度1号墳整備作業下段南辺9～7トレンチ



写真329 平成25年度1号墳整備作業下段南辺7トレンチ西



写真330 平成25年度1号墳整備作業下段南辺7トレンチ



写真331 平成25年度1号墳整備作業下段南辺4トレンチ西



写真332 平成25年度1号墳整備作業下段南辺4トレンチ東



写真333 平成25年度1号墳整備作業4トレンヂ埋め戻し前状況



写真334 平成25年度1号墳整備作業4トレンヂ東不織布及び固化剤混合土敷設状況



写真335 平成25年度1号墳整備作業芋穴埋め戻し前状況



写真336 平成25年度1号墳整備作業芋穴埋め戻し状況



写真337 平成25年度1号墳整備作業上段石列北側番付け後



写真338 平成25年度1号墳整備作業上段石列西側番付け後



写真339 平成25年度1号墳整備作業中段石列北側番付け後



写真340 平成25年度1号墳整備作業中段石列西側番付け後



写真341 平成25年度1号墳整備作業中段石列南辺番付け後



写真342 平成25年度1号墳整備作業下段石列北辺番付け後



写真343 平成25年度1号墳整備作業下段石列西辺番付け後



写真344 平成25年度1号墳整備作業下段石列南辺番付け後



写真345 平成25年度1号墳整備作業上段石列西辺接着石材68番移動前



写真346 平成25年度1号墳整備作業上段石列西辺接着石材68番移動後

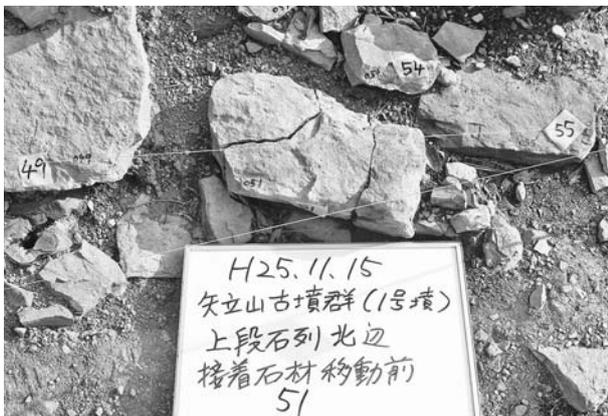


写真347 平成25年度1号墳整備作業上段石列西辺接着石材51番移動前



写真348 平成25年度1号墳整備作業上段石列西辺接着石材51番移動後



写真349 平成25年度1号墳整備作業石積み施工状況 (下段石列西辺)



写真350 平成25年度1号墳整備作業下段石列南辺据え直し前 (278、279、423)



写真351 平成25年度1号墳整備作業下段石列南辺据え直し前 (276、277)



写真352 平成25年度1号墳整備作業下段石列南辺423移動後



写真353 平成25年度1号墳整備作業下段石列南辺据え直し後 (276～279、423)



写真354 平成25年度1号墳整備作業中段石列北辺据え直し前 (100～102、111、112)



写真355 平成25年度1号墳整備作業中段石列北辺据え直し前 (127～129、138、140、141、148、149)



写真356 平成25年度1号墳整備作業214、216接着前(中段石列西辺)



写真357 平成25年度1号墳整備作業214、216接着後(中段石列西辺)



写真358 平成25年度1号墳整備作業214、216据え直し後(中段石列西辺)



写真359 平成25年度1号墳整備作業41~44移動後(上段石列北辺)



写真360 平成25年度1号墳整備作業41~44据え直し後(上段石列北辺)



写真361 平成25年度1号墳整備作業224~226、230~232移動前(中段石列西辺)



写真362 平成25年度1号墳整備作業221、224~227、230~232、234据え直し後(中段石列西辺)



写真363 平成25年度1号墳整備作業80接着後77移動前(上段石列西辺南西隅)



写真364 平成25年度1号墳整備作業77移動後79検出状況(上段石列西辺南西隅)



写真365 平成25年度1号墳整備作業80接着後77据え直し後（上段石列西边南西隅）



写真366 平成25年度1号墳整備作業68接着据え直し後（上段石列西边前面）



写真367 平成25年度1号墳整備作業中段石列北边据え直し後（89～148）



写真368 平成25年度1号墳整備作業石積み完了・不織布・固化剤混合土敷設状況（墳丘北部）



写真369 平成25年度1号墳整備作業石積み完了・不織布・固化剤混合土敷設状況（墳丘南西部）



写真370 平成25年度1号墳整備作業石積み・覆土完了状況（墳丘南西部）

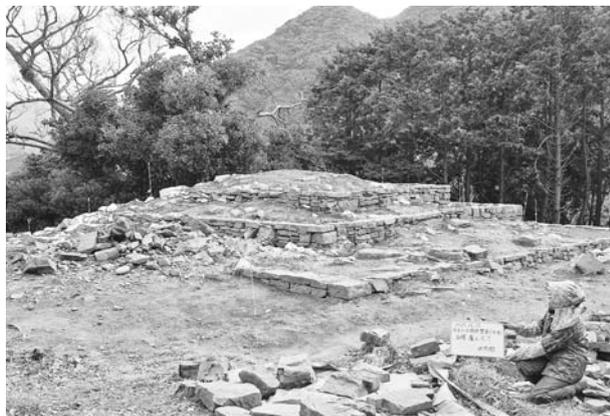


写真371 平成25年度1号墳整備作業石積み・覆土完了状況（墳丘北西部）



写真372 平成25年度1号墳整備作業石積み・覆土完了状況（墳丘北東部）



写真373 平成25年度墳丘整備工施工前状況（東から）



写真374 平成25年度墳丘整備工施工前状況（南東から）



写真375 平成25年度墳丘整備工施工前状況（北西から）



写真376 平成25年度墳丘整備工施工前状況（北から）



写真377 平成25年度墳丘整備工土留石積施工状況（北から）



写真378 平成25年度墳丘整備工土留石積施工状況（東から）



写真379 平成25年度墳丘整備工土留石積出来形（北から）



写真380 平成25年度墳丘整備工土留石積出来形（東から）



写真381 平成25年度墳丘整備工土留石積出来形(南から)



写真382 平成25年度墳丘整備工石室修理施工前状況(南から)



写真383 平成25年度墳丘整備工石室修理施工前状況(石室内から)



写真384 平成25年度墳丘整備工石室修理施工前状況(東から)



写真385 平成25年度墳丘整備工石室修理施工前状況(西から)



写真386 平成25年度墳丘整備工石室修理施工状況(南から)



写真387 平成25年度墳丘整備工石室修理施工状況(東から)



写真388 平成25年度墳丘整備工石室修理施工状況(南から)



写真389 平成25年度墳丘整備工石室修理完成状況（南から）



写真390 平成25年度墳丘整備工石室修理完成状況（南東から）



写真391 平成25年度墳丘整備工墳頂部復元施工前状況（北から）



写真392 平成25年度墳丘整備工墳丘盛土盛土転圧状況（北から）



写真393 平成25年度墳丘整備工墳丘盛土盛土転圧状況（西から）



写真394 平成25年度墳丘整備工墳頂部復元盛土転圧状況（北から）



写真395 平成25年度墳丘整備工墳頂部復元盛土転圧状況（北から）



写真396 平成25年度墳丘整備工土舗装固化剤練り混ぜ状況



写真397 平成25年度墳丘整備工断面復元礫敷き及び目地詰め状況（南西から）



写真398 平成25年度墳丘整備工遺構保護工石積補足積施工前状況（南から）



写真399 平成25年度墳丘整備工遺構保護工人止柵土留花砕石敷均し状況（南東から）



写真400 平成25年度墳丘整備工遺構保護工土舗装材（瓦ンド）



写真401 平成25年度墳丘整備工盛土敷き均し状況（南東から）



写真402 平成25年度墳丘整備工遺構保護工枕木階段設置状況（南西から）



写真403 平成25年度墳丘整備工遺構保護工土舗装施工状況（南から）



写真404 平成25年度墳丘整備工遺構保護工土舗装施工状況（南から）



写真405 平成25年度墳丘整備工遺構保護工人止柵設置状況（南から）



写真406 平成25年度墳丘整備工完成状況①（南東から）



写真407 平成25年度墳丘整備工完成状況②（南東から）



写真408 平成25年度墳丘整備工完成状況③（南西から）



写真409 平成25年度墳丘整備工完成状況④（西から）



写真410 平成25年度墳丘整備工完成状況⑤（北から）



写真411 平成25年度撤去工伐採木処理施工前状況（南西から）



写真412 平成25年度撤去工伐採木処理完成状況（南西から）



写真413 平成26年度第1回整備委員会現地説明会風景①



写真414 平成26年度第1回整備委員会現地説明会風景②



写真415 平成26年度第1回整備委員会現地説明会風景③



写真416 平成26年度第1回整備委員会現地説明会風景④



写真417 平成26年度第1回整備委員会現地説明会風景⑤



写真418 平成26年度第1回整備委員会現地説明会風景⑥



写真419 平成26年度第1回整備委員会会議風景①



写真420 平成26年度第1回整備委員会会議風景②



写真421 平成26年度整備工事学習施設案内板改修施工前



写真422 平成26年度整備工事園路施工前



写真423 平成26年度整備工事学習施設案内図・標柱施工前



写真424 平成26年度整備工事学習施設工説明板施工前



写真425 平成26年度整備工事学習施設工説明板床掘状況



写真426 平成26年度整備工事学習施設工説明板基礎コンクリート



写真427 平成26年度整備工事学習施設案内図床掘状況



写真428 平成26年度整備工事学習施設案内図基礎コンクリート



写真429 平成26年度整備工事学習施設工標柱床掘状況



写真430 平成26年度整備工事学習施設工標柱基礎コンクリート



写真431 平成26年度整備工事安全管理施設工落石防止柵竣工検査状況



写真432 平成26年度整備工事学習施設工説明板竣工検査状況



写真433 平成26年度整備工事園路工石段据付床掘状況



写真434 平成26年度整備工事園路工石段据付基面整正転圧状況



写真435 平成26年度整備工事園路工石段据付床掘出来形

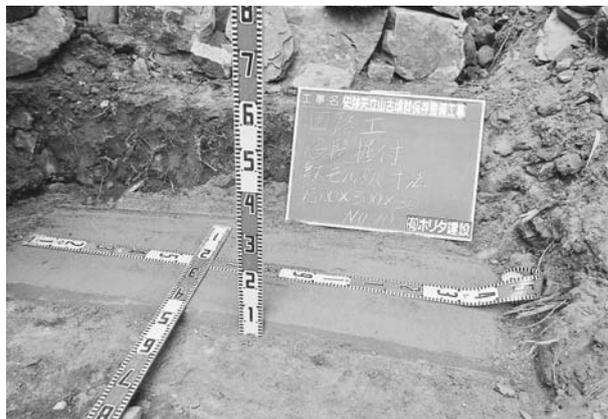


写真436 平成26年度整備工事園路工石段据付敷モルタル状況



写真437 平成26年度整備工事園路工石段据付施工状況



写真438 平成26年度整備工事園路工土舗装施工状況



写真439 標柱及び案内図設置完了状況



写真440 園路石段据付、土舗装及び落石防止柵施工完了状況



写真441 案内板及び門扉施工完了状況



写真442 案内板改修完了状況



写真443 園路入口門扉設置完了状況



写真444 1号墳整備完了状況（南西から）



写真445 1号墳整備完了状況と金田山（北から）



写真446 2号墳整備完了状況と金田山（北西から）



写真447 3号墳整備完了状況と金田山（北西から）



写真448 矢立山古墳群整備完了状況（西から）



写真449 平成13年度調査参加者（3号墳の西で／平成14年2月20日撮影）

報告書抄録

ふりがな	やたてやまこふんぐんほぞんせいびじぎょうほうこくしょ							
書名	矢立山古墳群保存整備事業報告書							
副書名								
巻次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名	尾上 博一							
編集機関	対馬市教育委員会							
所在地	〒817-0322 長崎県対馬市美津島町雞知甲1287番地1 電話0920-54-2341							
発行年月日	西暦2015年9月30日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 °' "	東経 °' "	整備期間	整備面積 m ²	整備原因
		市町村	遺跡番号					
やたてやまこふんぐん 矢立山古墳群	ナガサキケンツシマシ 長崎県対馬市 イズハラマチシモハル 厳原町下原 アザヤタテ 字矢立	42441		34° 13' 34"	129° 12' 16"	1997/9/18 ～ 2005/3/7	5,393.81	史跡整備
所収遺跡名		種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項		
矢立山古墳群		古墳	古墳時代	墳丘	土師器 須恵器 銅鏡 鉄刀 鉄鏃 環座金具	史跡		

史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業
矢立山古墳群保存整備事業報告書

2015年9月30日

編集・発行

対馬市教育委員会

〒817-0322 長崎県対馬市美津島町雞知甲1287番地1

Tel 0920-54-2341 Fax 0920-54-4046

印刷

株式会社 昭和堂

〒854-0036 長崎県諫早市長野町1007-2

Tel 0957-22-6000 Fax 0957-27-0003